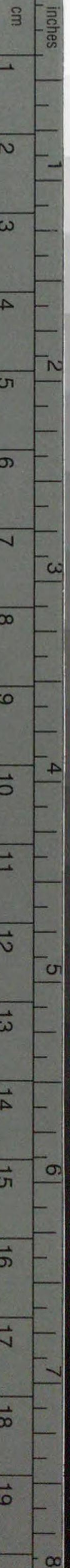


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27

R
343.8
KA186k
2

BZ-4-04
*UK003638 *

29. 7. 24

1-262

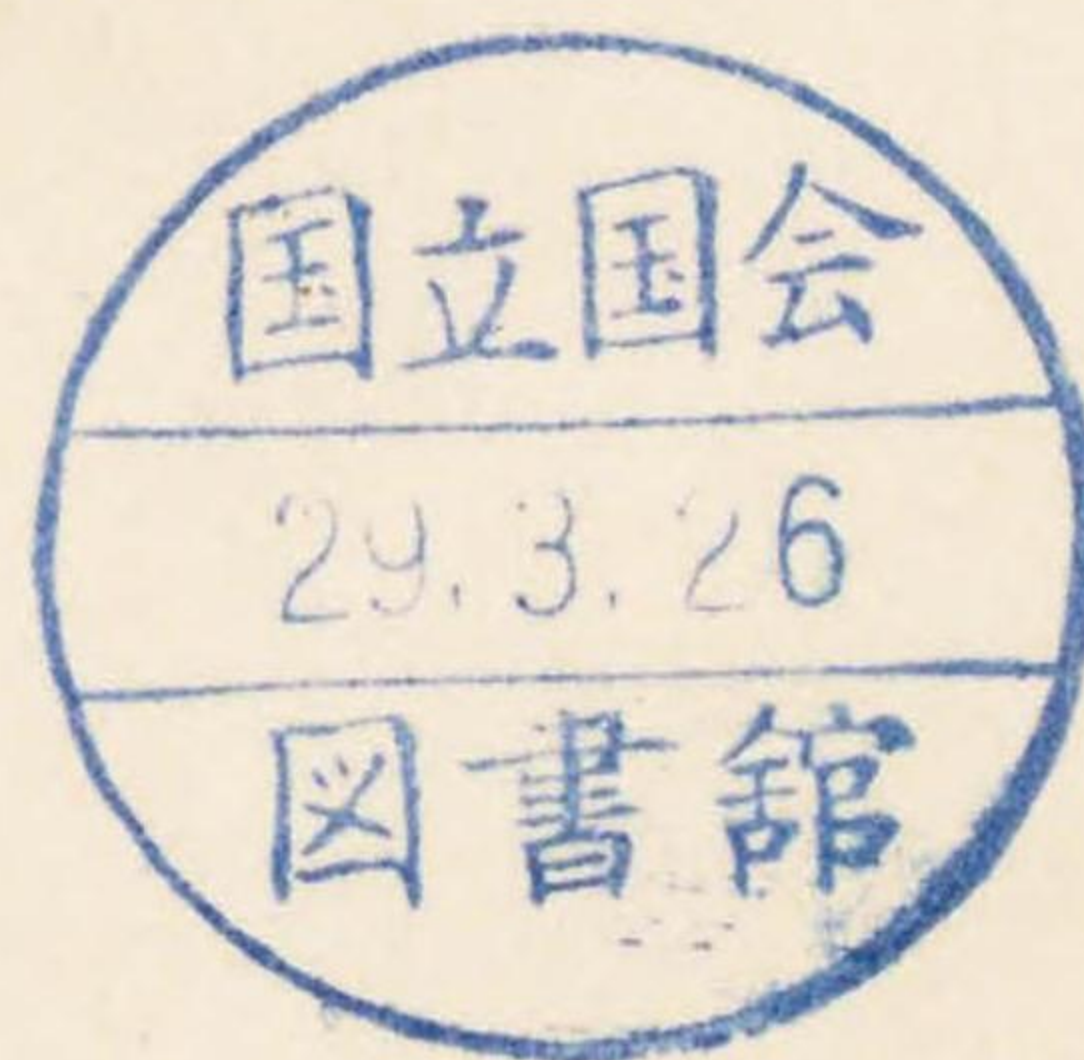
R343.8
KA186R2

昭和二十七年年度決算検査報告

会計検査院

昭和二十七年年度決算検査報告 目次

第一章 総論	一頁
第一節 歳入歳出決算	一
第一歳 入	二
第二歳 出	二
第三歳 国債および借入金	三
第二節 国庫金および国有財産	三
第一歳 国庫金	四
第二歳 国有財産	五
第三歳 政府関係機関その他の団体	六
第四節 不当事項および是正事項	六
第一歳 概要	六
第二歳 租税	八
第三歳 収納未済	九



UK 3538

第四	予算の効率的使用	一一
第五	補助金	一二
第六	契約の締結	一三
第七	物品の管理	一五
第八	予算の不当経理	一七
第九	職員の不品行為	一七
第二章	国の会計	二一
第一節	決算の検査確認	二一
第一	一般会計	二二
第二	特別会計	二五
第三	昭和二十六年以前未確認額の検査確認	二六
第二節	決算額と日本銀行証明額との対照	二六
第一	一般会計	二七
第二	特別会計	二七
第三節	予備費の支出に対する国会の承諾	二八

第四節	各所管別の不当事項および是正事項	三〇
第一	国会	三〇
	不当事項	三〇
	(一) 一般会計	三〇
	予算経理	三〇
	架空の名義により支出したもの〔参議院〕(一)	三〇
	第二 裁判所	三〇
	不当事項	三一
	(一) 一般会計	三一
	工事	三一
	裁判所関係庁舎の整備について処置当を得ないもの〔最高裁判所ほか三箇所〕(一)	三一
	その他	三四
	保管金の処理が当を得ないもの〔東京地方裁判所〕(三)	三四
	第三 総理府	三五
	不当事項	三七

(一) 一般会計

未収金	三三
誤払金の回収にあたり処置当を得ないもの〔東京調達局、東京都〕(四)	三七
予算経理	三九
直轄工事の経理が著しく当を得ないもの〔北海道開発局札幌開発建設部〕(五)	三九
工事	四〇
設計変更に伴う工事費の減額処置当を得ないもの〔横浜調達局〕(六)	四〇
北海道における直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔北海道開発局札幌ほか六開発建設部〕(七)―(二七)	四〇
物件	四七
物品の購入計画当を得ないもの〔保安庁第一幕僚監部〕(一八)―(二四)	四七
物品の購入にあたり機宜の処置を執らなかつたもの〔同〕(二五)	五一
役務	五二
役務契約の解約に伴う善後処理当を得ないもの〔大阪調達局〕(二六)	五二
建物借料の支払にあたり処置当を得ないもの〔名古屋調達局〕(二七)	五二
補助金	五三
地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの〔自治庁〕(二八)	五四

不正行為

不正行為	五六
職員的不正行為に因り因に損害を与えたもの〔福岡県八幡渉外労務管理事務所〕(二九)	五六
その他	五六
土地借料等の支払にあたり処置当を得ないもの〔仙台、呉、福岡各調達局〕(三〇)―(三三)	五六
土地の提供に伴う立毛、離作補償等にあたり処置当を得ないもの〔仙台、東京両調達局〕(三四)―(三五)	五八
立木補償の支払にあたり処置当を得ないもの〔仙台、横浜両調達局〕(三六)―(三七)	五九
是正させた事項	六一
未収金	六一
水道施設の委託経費の精算処置緩慢なもの〔福岡調達局〕(三八)	六一
工事	六二
請負工事代金の決定において水中掘さく量の計算を誤つたもの〔北海道開発局網走開発建設部〕(三九)	六二
物件	六二
格納庫等の購入にあたり現況調査が不十分であったもの〔名古屋調達局〕(四〇)	六二
役務	六三
借料の過払をしていたもの〔大阪調達局〕(四一)	六三
既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況	六四

第四法 務 省	六五
不当事項	六五
(一) 一般会計	六五
租 税	六六
登録税の賦課当を得ないもの〔東京法務局ほか二箇所〕(四二)(四三)	六六
未 収 金	六八
刑務作業収入の徴収処置当を得ないもの〔豊多摩刑務所ほか三箇所〕(四四)	六八
物 件	六九
綿布の購入にあたり処置当を得ないもの〔大阪刑務所〕(四五)	六九
不正行為	七一
職員の不作為に因り国に損害を与えたもの〔静岡地方検察庁沼津支部および沼津区検察庁ほか一九箇所〕(四六)―(五四)	七一
そ の 他	七二
刑務所作業の実施にあたり収支計算の関心が薄かったもの〔東京拘置所〕(五五)	七二
作業計画にあたり処置当を得ないもの〔長野刑務所〕(五六)	七三
是正させられた事項	七四

未 収 金	七四
国庫に帰属した領置物換価代金等の処理が緩慢なもの〔東京地方検察庁ほか一五箇所〕(五七)	七四
第五 外 務 省	七五
不当事項	七五
(一) 一般会計	七五
物 件	七五
物品の購入が多量に過ぎたもの〔外務省〕(五八)	七五
第六 大 蔵 省	七六
不当事項	七九
(一) 一般会計	七九
租 税	七九
関税の課税価格の決定当を得ないもの〔東京税関支署〕(五九)	七九
物 件	八〇
国有財産の管理当を得ないもの〔関東財務局ほか三箇所〕(六〇)―(六七)	八〇
機械器具の売渡価額が低きに失したもの〔関東財務局ほか八箇所〕(六八)―(七八)	八四

用途を指定して売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの〔関東財務局ほか四箇所〕(七九)―(八五)……………	九二
国有財産の売渡代金および使用料の収納処置当を得ないもの〔関東ほか三財務局〕(八六)―(九七)……………	九四
不正行為……………	九七
職員の不正行為に因り國に損害を与えたもの〔浅草稅務署ほか一箇所〕(九八)―(一〇五)……………	九七
その他の……………	九九
還付加算金の支出に關し処置当を得ないもの〔大阪國稅局ほか五箇所〕(一〇六)……………	九九
(印刷局特別會計)……………	一〇〇
物件……………	一〇〇
石炭の購入方法が適切でなかつたもの〔大蔵省印刷局〕(一〇七)……………	一〇〇
紙の購入計面當を得ないもの〔同〕(一〇八)……………	一〇一
是正させた事項……………	一〇二
租税……………	一〇二
租税の徴收過不足を是正させたもの〔麴町ほか二一〇稅務署〕(一〇九)―(四八二)……………	一〇二
租税の徴收上の過誤を是正させたもの〔本郷ほか二二稅務署〕(四八二)―(五〇四)……………	一〇三
未収金……………	一三五
使用料の算定等を誤つたもの〔東海財務局〕(五〇五)……………	一三五

物件……………	一三六
非鉄金属の売渡にあたり價格の算定を誤つたもの〔中国財務局呉出張所〕(五〇六)……………	一三六
既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況……………	一三六
第七文部省……………	一四一
不当事項……………	一四一
(一般會計)……………	一四二
補助金……………	一四二
災害復旧工事に對する國庫補助金の經理當を得ないもの〔北海道ほか八府県〕(五〇七)―(五三二)……………	一四二
是正させた事項……………	一四六
工事……………	一四六
工事の出来高が不足していたもの〔千葉大学〕(五三三)……………	一四六
第八厚生省……………	一四七
不当事項……………	一四七
(一般會計)……………	一四七
物件……………	一四七

物品の購入にあたり処置当を得ないもの〔国立予防衛生研究所〕(五三四) 一四七
補助金 一四八

(厚生保険特別会計)

不正行為 一五八
職員の不行為に因り国に損害を与えたもの〔博多社会保険出張所〕(五八二) 一五八
是正させた事項 一五八

未収金

健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか一六都府県〕(五八三)―(五九九) : 一五八

第九 農林省

不当事項

(一般会計)

工事 一六二
工事を請け負わずにあたり所要のダイナマイトを高価に見積ったもの〔仙台農地事務局〕(六〇〇) 一六二
工事を請け負わずにあたり所要の電力量を過大に見積ったもの〔岡山農地事務局〕(六〇一) 一六三
補助金 一六四

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか四五都府県〕(六〇二)―(二四九四) 一六四
(食糧管理特別会計) 二七七

未収金

食糧の売渡にあたり処置当を得ないもの〔東京、鹿児島両食糧事務所〕(一四九五)―(一四九六) 二七七

物件

ビルマ米の購入および売渡にあたり処置当を得ないもの〔食糧庁〕(一四九七) 二七九
イラク大麦の購入にあたり処置当を得ないもの〔同〕(一四九八) 二八一
パキスタン米の購入にあたり処置当を得ないもの〔同〕(一四九九) 二八二
輸入小麦の輸入港を変更し割増運賃を支払ったもの〔同〕(一五〇〇) 二八四
不急の麻袋を購入したもの〔同〕(一五〇一) 二八五
食糧の管理当を得ないもの〔大阪食糧事務所〕(一五〇二) 二八七

役務

集荷奨励金の支払にあたり処置当を得ないもの〔食糧庁〕(一五〇三) 二八八
食糧の輸送にあたり不経済な運送をしたもの〔同〕(一五〇四)―(一五〇六) 二九〇

(国有林野事業特別会計)

物件

..... 二九二

国有林野整備にあたり処置当を得ないもの〔東京、名古屋両営林局〕(一五〇七)―(一五〇九)……………二九三
まくら木の調達および処分が適切でなかったもの〔札幌、前橋両営林局〕(一五一〇)……………二九六
不正行為……………二九七
職員的不正行為に因り国に損害を与えたもの〔釧路、三本木両営林署〕(一五一一)―(一五一二)……………二九七
(農林漁業資金融通特別会計)……………二九八
その他……………二九八
農林漁業資金の貸付けにあたり審査または管理不十分なもの〔農林省〕(一五一三)……………二九八
第十 通商産業省……………三〇一
不当事項……………三〇二
(一般会計)……………三〇二
予算経理……………三〇二
経理のびん乱しているもの〔工業技術院地質調査所、同北海道ほか二支所〕(一五一四)……………三〇二
物件……………三〇四
国費で支弁した施設の処分について処置当を得ないもの〔通商産業省〕(一五一五)……………三〇四
機械類の管理等当を得ないもの〔通商産業省、大阪、福岡両通商産業局〕(一五一六)……………三〇五
既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況……………三〇六

第十一 運輸省……………三〇八
不当事項……………三〇八
(一般会計)……………三〇八
予算経理……………三〇八
経理のびん乱しているもの〔第一管区海上保安本部ほか一三箇所〕(一五二七)―(一五二九)……………三〇八
工事……………三二〇
必要のない工事を施行したもの〔第二管区海上保安本部〕(一五二〇)……………三二一
補助金……………三二一
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔青森ほか二都府県〕(一五二二)―(一五八六)……………三二一
第十二 郵政省……………三三一
不当事項……………三三五
(一般会計)……………三三五
物件……………三三五
真空管の調達当を得ないもの〔郵政省電波監理局〕(一五八七)……………三三五
(郵政事業特別会計)……………三三六

予算経理.....三二六

 給与の支給額が予算総則の限度をこえたもの〔郵政省、管下各局所〕(一五八八).....三二六

物 件.....三二七

 式紙を過大に調達したもの〔郵政省〕(一五八九).....三二七

 物品を過大に調達したもの〔同〕(一五九〇).....三二八

〔郵政事業特別会計〕.....三二九

〔簡易生命保険及郵便年金特別会計〕.....三二九

不正行為.....三二九

 職員的不正行為に因り国に損害を与えたもの〔浅草ほか四一郵便局〕(一五九一)―(一六〇七).....三二九

第十三 労働省.....三三二

 不当事項.....三三二

 (一般会計).....三三二

 補助金.....三三二

 国庫補助金の経理当を得ないもの〔労働省〕(一六〇八)―(一六〇九).....三三二

 (一般会計).....三三二

 (失業保険特別会計).....三三四

予算経理.....三三五

 架空の名義により支出したもの〔奈良県民生労働部〕(一六一〇).....三三五

不正行為.....三三五

 職員的不正行為に因り国に損害を与えたもの〔福岡ほか二公共職業安定所〕(一六一一).....三三五

 是正させた事項.....三三六

 未 収 金.....三三六

 労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔茨城ほか六労働基準局〕(一六一二)―(一六一八).....三三六

 失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔山形県ほか九都府県〕(一六一九)―(一六二八).....三三七

第十四 建設省.....三三八

 不当事項.....三三九

 (一般会計).....三三九

 予算経理.....三三九

 予算がないのに機械を購入したもの〔関東地方建設局〕(一六二九).....三三九

工 事.....三四〇

 直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔東北地方建設局北上川上流工事事務所ほか六箇所〕(一六三〇)―(一六三六).....三四〇

工事の設計が過大なもの〔関東地方建設局〕(一六三七) 三四五

工事費の支払にあたり処置当を得ないもの〔同〕(一六三八) 三四六

工事の施行にあたり予備品を多量に納入させたもの〔九州地方建設局〕(一六三九) 三四七

物件 三四八

機械の管理当を得ないもの〔建設省、東北ほか二地方建設局〕(一六四〇)―(一六四五) 三四八

土運車の利用当を得ないもの〔関東地方建設局利根川上流ほか二工事事務所〕(一六四六) 三五一

補助金 三五二

災害復旧工事に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか三五都府県〕(一六四七)―(一七七五) 三五二

架空の建物移転補償費を含め国庫補助金の経理をしているもの〔高知県〕(一七七六) 三七三

第五節 会計事務職員に対する検定 三七四

第一 出納職員に対する検定 三七四

第二 予算執行職員等に対する検定 三七六

第六節 法令、制度または行政に関する改善意見 三七八

第三章 政府関係機関の会計 三八三

第一節 決算の検査完了 三八三

第一 政府関係機関の会計 三八三

第二 昭和二十六年検査未完了額の検査完了 三八四

第二節 各政府関係機関別の不当事項 三八四

第一 日本専売公社 三八四

不当事項 三八六

物件 三八七

石炭の購入方法が適切でなかったもの〔日本専売公社機械製作所〕(一七七七) 三八七

補助金 三八八

塩田等改良事業費補助金の交付にあたり処置当を得ないもの〔日本専売公社東京地方局ほか三箇所〕(一七七八) 三八八

不正行為 三八九

職員的不正行為に因り日本専売公社に損害を与えたもの〔日本専売公社宇都宮地方局ほか二箇所〕(一七七九) 三八九

(一七八〇) 三八九

第二 日本国有鉄道 三九〇

不当事項 三九七

未収金 三九七

連絡運輸収入の徴収処置当を得ないもの〔日本国有鉄道〕(一七八一) 三九七

貨物後払運賃の徴収処置当を得ないもの〔日本国有鉄道東京ほか五鉄道管理局〕(一七八二) 三九八

土地建物使用料の徴収処置当を得ないもの〔日本国有鉄道東京鉄道管理局ほか五箇所〕(一七八三)……………三九八

食堂車使用料の徴収処置当を得ないもの〔日本国有鉄道〕(一七八四)……………四〇一

予算経理……………四〇一

石炭たぎらの処置当を得ないもの〔日本国有鉄道岡山鉄道管理局〕(一七八五)……………四〇一

工事……………四〇三

無線機用発動発電機等の取替処置当を得ないもの〔日本国有鉄道釧路ほか一三鉄道管理局〕(一七八六)……………四〇三

物件……………四〇四

資材の調達および運用当を得ないもの〔日本国有鉄道資材局、同関西地方資材部〕(一七八七)―(一七九一)……………四〇四

不用の高価薬品を購入したもの〔日本国有鉄道広島地方資材部〕(一七九二)……………四〇六

印度炭の購入にあたり処置当を得ないもの〔日本国有鉄道資材局〕(一七九三)……………四〇七

車両用原木の検収処置等当を得ないもの〔同〕(一七九四)……………四〇八

被服材料の検収処置当を得ないもの〔日本国有鉄道関東地方資材部〕(一七九五)……………四一〇

石炭の検収処置当を得ないもの〔日本国有鉄道九州地方資材部〕(一七九六)……………四一〇

役務……………四一一

一般競争入札における落札者との契約にあたり処置当を得ないもの〔日本国有鉄道大宮工場〕(一七九七)……………四一一

ドラムかん洗てき修理契約にあたり処置当を得ないもの〔日本国有鉄道資材局〕(一七九八)……………四一二

単価請負契約において実績と関係なく支払をしたもの〔日本国有鉄道広島鉄道管理局〕(一七九九)……………四一三

請負作業の実績を確認することができないもの〔日本国有鉄道大阪地方資材事務所〕(一八〇〇)……………四一四

不正行為……………四一四

職員の不正行為に因り日本国有鉄道に損害を与えたもの〔日本国有鉄道東京、大阪両鉄道管理局〕(一八〇一)……………四一四

(一八〇二)……………四一四

その他……………四一五

出納事務の過誤に因り現金を亡失したもの〔日本国有鉄道大阪鉄道管理局〕(一八〇三)……………四一五

第三 日本電信電話公社(電気通信事業特別会計を含む)……………四一六

不当事項……………四二四

工事……………四二四

工事遂行についての一連の手続遅延に因りその完成が著しく遅れたもの〔日本電信電話公社建設部ほか二箇所〕(一八〇四)―(一八〇五)……………四二四

工事の設計当を得ないもの〔日本電信電話公社建設部〕(一八〇六)……………四二六

建築工事が遅延したため電話局開始工事が遅延したもの〔同〕(一八〇七)……………四二九

建築工事が遅延したため不経済な移装を必要とするもの〔日本電信電話公社関東電気通信局〕(一八〇八)……………四三一

物件……………四三二

土地の交換にあたり評価等当を得ないもの〔電気通信省電気通信研究所〕(一八〇九)……………四三二

国際電信電話株式会社に対し物品を無償で譲渡したもの〔日本電信電話公社〕(一八一〇)……………四三五

購入物品を長期にわたり使用しないで廃棄する結果となったもの〔日本電信電話公社九州電気通信局熊本電
気通信管理所ほか三箇所〕(一八一)……………四三六

不正行為……………四三七

職員の不行為に因り国に損害を与えたもの〔電気通信省施設局建設部ほか三箇所〕(一八二)(一八一三)……………四三七

第三節 会計事務職員に対する検定……………四三八

付 表……………四三九

第一 昭和二十七年一般会計決算未確認額表……………四三九

第二 昭和二十七年各特別会計決算未確認額表……………四四八

第三 既往年度一般会計決算未確認額表……………四五二

第四 既往年度各特別会計決算未確認額表……………四五六

第五 昭和二十七年政府関係機関決算検査未了額表……………四五八

第一章 総論

会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九条の規定に基づき、昭和二十七年決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定、主務官庁に対する改善意見の表示等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行っているものの検査事項を掲記した。

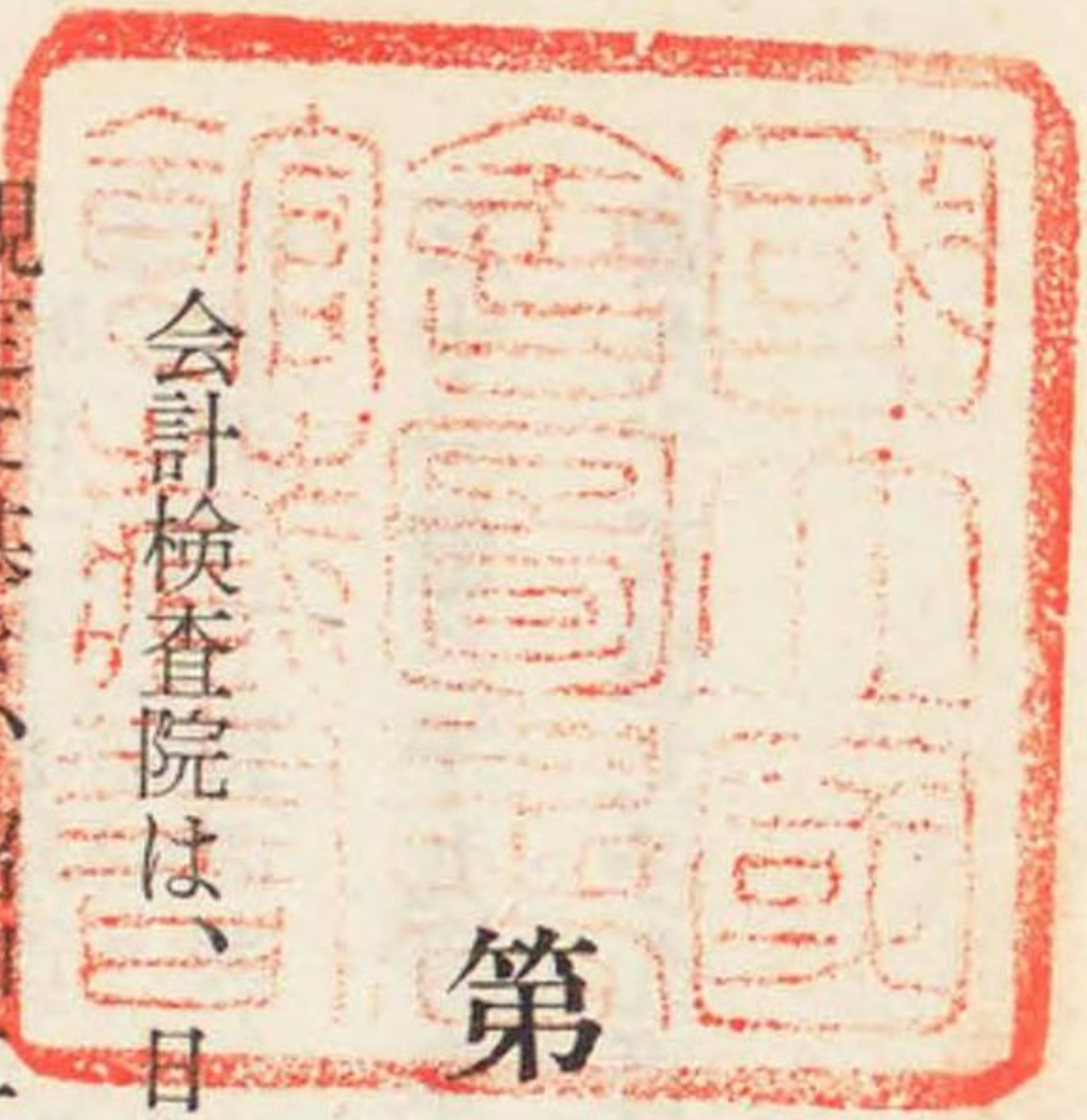
第一節 歳入歳出決算

昭和二十七年歳入歳出決算は、二十八年十一月三十日本院においてこれを受領し、その検査を了して二十八年十二月二十五日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は左のとおり

	一般会計	特別会計(三五)	総計
歳入	一、〇七八、八〇四	一、三四九、九八〇	二、四二八、七八五
歳出	八七三、九四二	一、二二三、六二八	二、〇八七、五七〇
超過	二〇四、八六二	一三六、三五二	三四一、二一四

第一章 総論 第一節 歳入歳出決算



であつて、一般会計の歳入超過は二千四十八億六千二百余万円に上り、これを前年度の歳入超過千四百五十六億四千四百余万円に比べると五百九十二億千七百余万円の増加を示している。

また、各会計間の重複額等を控除し、純計額を概算するときは、歳入一兆七千八百一十一億円、歳出一兆六千六百十億円で、前年度に比べ歳入において千二百七十八億円、歳出において六百五十八億円の増となっている。

第一歳 入

昭和二十七年一般会計の歳入決算額は、前記のとおり一兆七千八百八十八億四百余万円であるが、収納未済額は五百四十五億八千二百余万円で、その徴収決定済額に対する割合は約四・八%に当り、前年度の約六・五%に比べ好転している。

第二歳 出

昭和二十七年一般会計の歳出決算額は、前記のとおり八千七百三十九億四千二百余万円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は千八百八十九億九千四百余万円で、そのおもなものは安全保障諸費五百三十一億二千九百余万円、警察予備隊費および警察予備隊施設費二百七十四億八千二百余万円、連合国財産補償費九十五億九千九百余万円、防衛支出金九十一億二千百余万円、平和回復善後処理費五十八億五千八百余万円で

あり、また、不用となつた額は百二十七億九千七百余万円で、そのおもなものは警察予備隊費二十五億五千余万円、終戦処理事業費十三億九百余万円、農業共済再保険特別会計出資十一億七百余万円である。

第三 国債および借入金

国債は、昭和二十七年歳首現在額二千六百二十一億千五百余万円で、これに年度内に戦没者遺族の援護等として交付したものなど八百七十九億千三百余万円および借換発行した二百二十億六千三百余万円を加え償還額等三百五十二億六千三百余万円を控除し、さらに、外国債について現行邦貨換算率に改訂した結果による増八百七十七億七千三百余万円を合計すると、年度末現在額は四千二百三十九億百余万円となり、年度首に比べ千六百十七億八千六百余万円が増加している。

また、借入金は、年度首現在額八百七十二億千八百余万円で、年度中に日本銀行から三百七十九億三千百余万円、資金運用部から百五十九億千九百余万円、米対日援助見返資金特別会計から百一億五百余万円、その他五億五千百余万円を借り入れたが、四百二十六億七千九百余万円を償還したので、年度末現在額は千九十億四千七百余万円となり、年度首に比べ二百十八億二千八百余万円増加している。

第二節 国庫金および国有財産

第一 国 庫 金

昭和二十八年三月末における日本銀行政府預金勘定残高は左のとおり

種 別	二十八年三月末現在	二十七年三月末現在	差 引
当 座 預 金	五八、〇六〇	六一、九〇六	△ 三、八四五
一 般 部	五三、五一九	五七、二一〇	△ 三、六九一
資 金 運 用 部	四、五四一	四、六九五	△ 一五四
別 口 預 金	八、四一九	四、一六九	四、二五〇
指 定 預 金	六五、八五〇	三〇、八九〇	三四、九五九
小額紙幣引換準備預金	一九三	二五〇	△ 五七
援助資金預金	四八	二、六五九	△ 二、六一一
計	一三三、五七二	九九、八七六	三四、六九六

であつて、これを前年同期に比べると、指定預金の増加が著しい。

これは、主として安全保障諸費等の支払が少なかったことに因り当座預金に著しい余裕金を生じた結果、これを政府の市中金融緩和対策、食糧買入代金支払遅延のつなぎ措置等として金融機関へ預託するため指定預金に組み替えたためである。

なお、年度中の資金繰りのため、食糧証券および外国為替資金証券の発行ならびに一時借入金によつて現金の不足を補てんした額は六千六百十二億円で、前年度の五千二百三十一億五千万円に比べ千三百八十億五千万円

増加し、また、国庫余裕金の特別会計への繰替使用額は年間三千二百四億九千五百万円で、前年度の二千四百五十億三千四百万円に比べ七百五十四億六千万円増加している。

第二 国 有 財 産

昭和二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は四千六百六十四億五千四百余万円であつて、前年度末現在額二千七百六十二億六千二百余万円に比べ千四百一億九千二百余万円の増を示してゐる。

右は、年度中における増加額が行政財産において六百三十六億四千四百余万円、普通財産において千七百五十四億九千四百余万円計二千三百九十一億三千九百余万円あり、他方、減少額が行政財産において八百五十九億五千八百余万円、普通財産において百二十九億八千八百余万円計九百八十九億四千七百余万円あつたためである。

いま、その増減のおもなものを示すと、増において出資による権利千六百五十六億五百余万円、建物の新築八十七億八千七百余万円、工作物および機械器具の新設七十八億二千三百余万円等があり、減において日本電信電話公社に引き継いだ土地、建物、工作物等七百八億九千六百余万円、出資金の回収六十五億四千七百余万円等がある。

また、昭和二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は一億七千五百余万円であつて、前年度末無償貸付額一億五千六百余万円に比べ千八百余万円の増加を示している。

第三節 政府関係機関その他の団体

昭和二十八年十二月において会計検査院法その他の法律によつて会計の検査を行っているものは、政府関係機関九、銀行および各種金庫一〇、都道府県その他一四一計一六〇である。
 二十七年政府関係機関収入支出決算額の総計は、収入五千六百九十四億八千余万円、支出四千五百一十一億八千六百余万円で、差引収入超過千五百四十二億九千三百余万円である。

第四節 不当事項および是正事項

第一 概要

本院において、昭和二十七年十二月から二十八年十一月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書および証拠書類を検査したものは十三万五千余冊、四千二百余万枚である。
 会計検査に伴い関係者に対し質問を発したものは一万千余件である。

このようにして検査した結果、ここに不当事項および是正事項として記載するものを所管別、政府関係機関別にあげると

所管または政府関係機関	租税	未収金	予算経理	工事物	物件	役務	補助金	不正行為	その他	計
国	二	二	一	一	九	三	一	一	八	二
裁判所										
総理府										
法務省										
外務省										
大蔵省	三九七 三九六	一						八	一	四四八 三九八
文部省							二六			二七
厚生省							四七	一		六六 二七
農林省							八九三	二		九一四 二七
通商産業省										
運輸省							六六			七〇
郵政省								一七		二二
労働省							二	一		二二 二七
建設省							一三〇			一四八 二七
日本専売公社							一	二		四

所管または政 府関係機関	租 税	未 收 金	予 算 経 理	工 事 物	件 役	務 補 助 金	不 正 行 為	そ の 他	計
日本国有鉄道	件	四件	一件	一件	一〇件	四件	二件	一件	二 三 件
日本電信電話公 社	三九九 (三九六)	四五 (三七)	一〇	三四 (二)	八九 (二)	一一 (一)	一、一六六	四五	一四 一、八一三 (四三八)
計									

備考 ⑦ 件数は決算検査報告の番号の数による。

(イ) 農林、運輸、建設各省所管一般会計のうち総理府に支出を委任した分は総理府に、総理府所管一般会計のうち建設省に支

出を委任した分は建設省に含めた。

(ウ) 電気通信省所管電気通信事業特別会計の分は日本電信電話公社に含めた。

(エ) ()内の件数は是正事項の件数をうち書きしたものである。

であつて、合計一、八一三件に上り、国民の租税をおもな財源とする国および政府関係機関の会計においてこのように不当な経理の多いことは、はなはだしく遺憾に堪えないところで、これらは主として法令もしくは予算の軽視または責任観念のき薄に因るものと認められる。

右一、八一三件のうち、特に注意を要する事項を概括して記述すると次のとおりである。

第二 租 税

徴税の状況は、終戦後の混乱期を経て漸次軌道に乗りつつあるとはいへなお遺憾な点が少なくない。変遷の著

しい経済諸事象のもとで、多数の納税者の所得または財産を確保には握するには種々困難な事情もあり、また、税務事務はその性質上きわめて繁忙ではあるが、内部事務については、できるかぎり簡素合理化を図り、部外に對する調査能力を充実して課税の適正と公平を期さなければならぬ。すなわち、課税資料の収集に更に一段の努力を要し、また、収集した課税資料の通報を怠つたり、その活用を十分に行っていない事例が多いことにかんがみこれらについての執務の改善を要するものと認められる。なお、不注意により法規の適用を誤つて徴収過不足を生じているものが少なくないが、租税法規の適用にあつて、簡単な誤びゆうによつて課税の公平を失することは税務行政の威信を失墜することともなるから留意を要する。

また、収納歩合については漸次好転しつつあるとはいへ滞納額は依然として減少せず、滞納累積は税務執行上のがんとなるから、国の財政の現状にかんがみ滞納整理について更に積極的な施策を図り、適切な徴収処置を執る要があると認められる。

第三 収 納 未 済

一般会計の収納未済額は五百四十五億八千二百余万円で、そのうちおもなものは、租税収入四百四十二億五千五百余万円、公共団体工事費分担金六十九億三千余万円、特別会計等整理収入七億二千八百余万円、国有財産売却代六億五千七百余万円、病院収入五億七千四百余万円、免許及手数料四億七百余万円、配当金及利子収入二

億四千百余万円、財産税等物納及譲受財産収入一億九千七百余万円、官有財産貸付料一億七千六百余万円である。収納未済額の徴収決定済額に対する割合は、約四・八％に当り、前年度の約六・五％に比べ好転したが、国の財政の現況にかんがみ、その徴収の促進については、なお一段の努力の要があるものと認められる。

各特別会計の収納未済額は百一億三千五百余万円で、そのおもなものは、食糧管理の食糧売払代三十六億五千三百余万円、厚生保険の保険料収入三十億四千二百余万円、アルコール専売事業の事業収入九億七千四百余万円、失業保険の保険料収入七億五千二百余万円、労働者災害補償保険の保険料収入四億千九百余万円、国立病院の料金収入三億五千七百余万円であつて、一般会計および各特別会計を合計すると、その収納未済額は六百五十七億千七百余万円となり、さらに、徴収決定をしていないものを考慮すれば、事実上の収納未済額はなお多額に上るものと認められる。

徴収決定額の適正でなかつた事例の多いのは、租税を除いては、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険および失業保険における徴収保険料であつて、これは保険料算定の基礎となる賃金について事業主の調査や他の関係機関との連絡が十分でなかつたため徴収不足となつていゝものである。また、すみやかに徴収処置を執るべきであるのに、基本となるべき事実調査の不十分、収納に係る職員間の事務連絡の不十分等のために徴収決定の遅延している事例や、既往年度に過渡や誤払をしたものについても精算や返納の処置が執られていないものがある。これらの事例については、それぞれ本院の注意により是正されているが、なお一般的に事実調査や部

内外の連絡ならびに収納の督促等については一層の留意が望ましい。

なお、前記の公共団体工事費分担金の収納未済については、府県においてはこれが納付について積極的意向に乏しく、昭和二十六年分以前についてみて二十八九月末現在次のとおり多額に上つていゝ。

- (ア) 建設省で、治山、治水事業費分担金等二十七億九千九百余万円(二十四、二十五、二十六各年度分)
- (イ) 運輸省で、港湾事業費分担金三億五百余万円(二十五、二十六両年度分)
- (ウ) 農林省で、土地改良事業費分担金一億千余万円(二十五、二十六両年度分)、治水事業費分担金四千百余万円(二十六年度分)

すなわち、このような徴収遅延は、同分担金を納付したものと納付していない地方公共団体との負担の均衡を欠くばかりでなく、未納についての責任感を薄くさせるもので、すみやかに是正を要するものと認める。

第四 予算の効率的使用

工事の施行、物品の購入、役務の調達等については、国または政府関係機関においても経費の効率的使用と出費の節減を期すべきであるの言をまたないところである。

工事関係予算については、その工事計画が膨大に過ぎたり、工事の実施がは行したり、予算総額に対して工事箇所が細分され過ぎていて経費の効率が分散されているものがあり、その他予算示達の時期、それに伴う実施指

令等が適期を失するなどの事例もある。

物件関係予算については、調査不十分等のため所要見込数量、在庫数量のは握が不十分な結果過大調達となったり、また、物品の選定を誤り、不急品、不適格品等を購入した結果となり、ひいては保管料、移送料等を徒費したものもある。

なお、役務関係その他予算において、たとえば自動車運送について一トン車で足りるのに二トン車を使用するような見積で請負代金を決定したり、土地の借上げなどに際し、土地の使用手法の一部制限を内容とするような事態であるのに土地の使用収益権の全部を借り上げるなど節約の余地についての工夫が足りないものもある。

ついては、乏しい国費等の使用について、当務者の周到な注意によって最大限の効果を発揮するようにしなければならぬと思われ、これらについての事務刷新が望ましい。

第五 補助金

国が国庫補助金または国庫負担金として昭和二十七年度中に地方公共団体、組合等に交付した金額は、地方財政平衡交付金を除き総額二千二百四十八億七千八百余万円に上っている。

これら国庫補助金等については、ことに災害復旧補助金関係において、地方補助申請関係者の上京陳情のひん繁なことおよびこれに伴う出費も著しいものがあるのは留意を要するところであるが、その経理についてみる

と、補助申請者は、補助の対象となる事業についてその事業費を過大に積算して査定を受けたり、設計どおりの工事を施行しなかったり、また、実際に要した事業費に基かない不実の精算をしたり、はなはだしいのは架空の工事や二重の申請をして国庫補助金等の交付を受けているものなどの事例がきわめて多く、国庫補助金等の返納または減額を要するものなどが、文部、厚生、農林、運輸、労働、建設各省において総計十億六百余万円に上っていて前年度に比べ著しい増加となっている。その詳細は、各所管別に別項に記載したとおりで、このような不当経理は全国に広く行われている現象の一部であると認められる。

このような事態にかんがみ、本院においては、そのつど関係当事者に対し注意を発してその是正を求め、また、二十八年七月には別項(第二章第六節参照)記載のとおり大蔵、文部、厚生、農林、運輸、労働、建設各大臣あてこれが事態の改善方について意見を表示したところであるが、各省においてもすみやかにこれら不当経理の防止対策を樹立し、その絶滅を期し、国家財政上重大な比率を占めている国庫補助金等についての効率的使用を確保することが緊要であると認める。

第六 契約の締結

工事の施行、物品の購入、役務の調達等の契約にあたって、基本調査が不十分なため実需以上の計画が立案されたり、その実施設計が現地に適合しないものがあつたり、また、実施部局の工事機動力の活用についての考慮

が足りなかったため結局高価となったものがある。

請負契約に付すべきものについては、必要な材料、労力、経費等を積算して予定価格を作成し、これを基本に随意契約あるいは競争入札による手続が執られるもので、特に随意契約においては、この予定価格を中心として契約価額が落着するのであるから、この積算については、各要素ごとの必要量および市場価格の推移等について格別の関心を要するところである。しかるに、これらの各要素についての見積が適確を欠いていると認められるものがあり、具体的案件について適正請負価額以上の代金支払となった事例が相当見受けられる。

契約の方法としては、随意契約のほか、一般または指名の競争入札による契約方法があるが、競争に付したとすればより有利な条件となることができたと認められるのに、格別の強い事由もなく随意契約によつていたものがあるのは一般的に関心を要するところである。

契約条項において、相手方の債務履行が完全でない場合の善後処置について取り決めていなかったり、履行債務の内容について具体的に詳細な指示をして債務者の履行行為が相当規制されることが当然であるべき事態と認められるのにあまやかな取扱となつていたり、また、債務者の給付が不完全であつた場合のその追求がされていなかったりして、結局、国の不利をきたしているものなどがある。

また、契約内容は締結後の事情に即応して更改し、または物品購入契約においてみられる事例であるが、納地の指定変更等の調整的処置を執るなど国の不利をきたさないようにその後の管理についての注意がされなければ

ならないのに、それらの注意に欠けるばかりでなく、かえつて相手方からの申出のある場合は簡単に契約価額の引上等の処置を執り、みすみす不利益を生じているものがある。契約担当関係職員の格別の注意を要するところである。

相手方の契約履行についての検収関係職員の注意義務は強調されなければならないところであるが、検収について怠慢であつたり、その他誠実な職務執行と認めがたいものがある。そのため契約の目的を達しなかつたり、また、かしのある工事や物品の納入をみのがして契約価額が結局高価に当ることとなるものが多い。

なお、国有の土地または機械物件等の売渡についても、価格の算定が緩に過ぎたり、用途指定による随意契約処分の対象となったものが別用途のために転売または転貸されたりして指定用途の意味をなさないものなどがあり、処分後の管理についても相当注意を行き届かせなければならぬものが多い。

契約金額の精算にあつては、相手方の履行状況により過不足整理をすべきことは特に留意を要するところであるが、これについての適切な処置がされていない事例も見受けられる。

以上、契約締結上留意すべき諸点については関係当務者の研究と執務の刷新が望ましい。

第七 物品の管理

物品の管理事務は、従前から現金の出納保管等に比べ軽視され、関係当事者がこれについての事故または損失

に対し関心の薄いのは遺憾なことである。

在庫品のほか、事業所における資材等で現況は握が困難なものも含めて、これら物資の数量、品質をよく点検し、整理区分を促進してその活用なりあるいは退蔵陳腐化または変質するおそれのあるものの適期処分なりは、物件費予算や保管移送に伴う役務費を節減することと直接の関係を有し、乏しい国家財政の運営上最も着眼を要するところであろうが、検査の結果によると、在庫品のほか回収品その他の事業品が相当あるのに、その事実についての調査および考慮が足らず、漫然と当年度分や次期計画所要量の全量を調達し、結局、過大な数量を退蔵して保管費を徒費しているものがみられ、監督上司における、これら物件の管理事務についての積極的態度が望まし。

物件の出納受払手続を規律化し、これを厳正に守らせることは、これについての事故防止上肝要なことであるが、当務責任者が部下職員を過信してこの手続によらないことがあるため、無断持出をされたり、また、保管施設の不備に因り部外者から盗難の被害を被るなどの事例は随所に見受けられ、また、時には部外者に保管を委託したり加工のため寄託しているものについて無断使用されながら長期間その事実を知らないでいたこともあるが、これらの事故の防止処置および責任追及が比較的ゆるがせにされているように思われる。

事業用物品等の保管責任者が、現実に物品を使用している職員に対して随時行うべき監査が励行されず、また、保管責任者の交替のあった際における前任者、後任者の引継等が形式的に書面で済まされているなどの弊風はす

みやかに是正を要するところである。

第八 予算の不当経理

歳出予算のうちで人夫賃および旅費は往々にして不実経理の対象となり、架空の名義もしくは付掛けの方法で資金をねん出し、あるいは歳入予算に受け入れなければならない収納金を別途に保管して、それらの現金をほしのままに流用された事実のほか、関係職員が法令予算に基かずにほしのままに国の債務を負担した事実等経理担当者としては最も戒めなければならぬ点については、昭和二十三年以降決算検査報告にこれを掲記することにも関係官庁に対してもその根絶を強く要望してきたところであるが、まだその跡を絶つに至っていないのは遺憾である。

右のような不実経理については、これが直接の担当者は、必要経費の予算が不足しているのでやむを得ず他の経費の予算に余裕があるものを流用するため、便宜の処置をしたとしているものもあり、監督上司としては正規の予算経理をすることができるよう迅速適確な処置を講ずることを要するとともに、経理の担当者が法令および予算を軽視しないようにひきしめる必要が痛感される。

第九 職員の不作為

会計事務に關係ある職員が不品行に因り国または政府關係機関に損害を与えたもので本検査報告に掲げたものは四五件、その被害金額は七千四百四十余万円(昭和二十八年九月末現在補てんされた額は千四百九十余万円)に上つてゐるが、既往年間に比べると漸次減少してゐる。

不品行の多いのは郵政省の二千三百十万余円、税務署の千六百四十余万円、法務省の千三百四十万余円、日本専売公社の三百六十余万円である。

いま、不品行の方法をみると、

- (ア) 収入關係の職にある者が正規の領收証書を交付しまたはこれを交付しないで領收した窓口収入金、派出徴収現金、小切手、売上代金について、収入關係資料に虚偽の記載をするなどの方法によりその全部または一部を領得したもの、
- (イ) 支払關係の職にある者がその地位を利用してまたはその補助者である者が上司の支払關係資料の点検不十分なるに乗じて支払關係資料を偽造しまたは正当支払金額を改ざんしもしくは付掛けして現金を領得したもの、
- (ウ) 關係職員が登録税としてちよう付された収入印紙をはく奪して領得したもの、
- (エ) 管理者たる地位を利用して立木、物品を領得したもの、
- (オ) 領置物換価代金、刑事証拠金等の現金の保管者が正規の取扱をしないで領得したものがそのおもなものである。

このような不品行については、不品行者本人の良心の問題であるとはいいながら、このような行為が敢行された原因としては、經理に關する規定等が厳守されないままに事務が執行され、たとえば、支払關係の事務と出納の事務を分離して内部けん制をしなければならぬのに、このようなけん制組織が適確に運用されてなくそれがそのままのがされていたり、あるいは監督上司が經理事務についての監督不徹底、監査不十分であることに乘ぜられた点もある。

ことには、不品行が相当長期間にわたつて行われながら、その発見が遅れているのは随時の点検、検査が実施されなかつたことにも因るものである。

国および政府關係機関における不品行は、その序または機關の信用にも多大な悪影響を及ぼすことにかんがみ、職員の採用およびその資質の向上については一段の慎重を期し、經理事務執行についての規律の厳守および監督の周到については更に留意を要するものと認められる。

第二章 国の会計

第一節 決算の検査確認

第一 一般会計

歳	入	出	決算額	同上的うち未確認額
歳	一、〇七八、八〇四、六四二、三三二・七〇		円額	一八五、一一〇、〇四七
歳		八七三、九四二、二〇八、七五一・六三		四、二五八、〇五二、〇七七

右決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

区分	歳	円入	円出
前金払の精算未了	歳		一、三一八、三一、九七五
概算払の精算未了	歳		一六七、五一六、四〇六
質問に対する回答未済	歳	二九、〇五〇、〇〇〇	三三、四五一、九九四
証明済調査中	歳	一四三、八八六、一二七	二、五〇九、五〇九、六四一
回答済調査中	歳	七、三六〇、〇〇〇	二二二、四六一、四四九
犯罪に關し調査中	歳	四、八一三、九二〇	六、八〇〇、六一二
計	歳	一八五、一一〇、〇四七	四、二五八、〇五二、〇七七

であり、その款項の金額は付表第一のとおりである。

第二特別会計

所管および会計名	決算額		同上的うち未確認額	
	入	出	入	出
法務省	一六三,四三三,二九九五三	一六三,四三三,二九九五三	円	円
解散団体財産収入金				
大蔵省	二,三六七,九六二,八八九〇〇	二,三六二,七一九,八六〇〇〇		
造幣局	四,三三六,六二二,四四三〇二	四,〇七八,八九六,四九〇〇〇		
印刷局	二四,九二二,四一四〇,七五七七	二四,九二二,四一四〇,七五七七		
資金運用部	二五四,六五六,三六〇,三九二七	二三三,六六一,九九九,五三三,五五六		
国債整理基金	三,八〇〇,〇〇四,九三二〇八	三,四三三,六四二,六七九〇〇		
貴金属	七二,五五四,三八一,八七六二五	五六,六二三,四〇七,九七七〇〇		一六〇,四〇一
米国対日援助見返資金	五,四九六,四六四,九〇一七一	三,九〇一,九〇一,二五七〇〇		
外国為替資金				
厚生省	二八,三六〇,八九二,七三二〇	二六,九七〇,三三八,三七五〇〇		五,〇〇〇,〇〇〇
厚生保健	二〇,五七四,五九四,三五一四六	四六,七九二,一三三,四九一〇		一,〇〇〇,〇〇〇
健康	三,四三一,四八八,七二九九	二,八七八,六五一,〇七三八三		四〇,四四,五九五
年金	二,八二四,八八〇,四九六,九四	二,二九六,六七,六二五三三		
船員保険	六,三五八,三三三,五〇二,四九	六,二六六,三三九,九三三〇〇		二二八,七八五〇
国立病院				
農林省				

食糧管理	五八六,一六八,四八八,〇七七九二	五七九,九四二,七九三,〇〇〇八五		
農業共済再保険				
再保険金支払基金	八七六,四八〇,二一八六	三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇〇〇		三,四七,〇三三,七〇
勘定				
農業	七,九一八,九五八,七六三八二	四,七七〇,七四四,七七〇〇		一一,〇〇〇,〇〇〇
家畜	一,三三二,一八八,九四六,七四	一,一五八,八七〇,五四〇〇〇		
業務	四〇,〇一〇,四三三,〇〇〇〇〇	三七,六四七,五七六〇〇		
森林火災	二二五,九八一,四八九八四	五四八,一三二,一〇四,〇〇		
漁船再保険				
普通保険	四一六,九四五,七〇〇〇六	三〇四,一七〇,九〇八〇〇		
特殊保険	三三三,〇五二,〇一八〇〇	三三三,一七一,九三三〇〇		
給与保険	三,五二七,五八八〇〇	七,五五〇,〇五〇〇〇		
業務	一七,四七五,八七九〇〇	一三,四七七,六六六〇〇		
自作農創設特別措置	一四〇,六九五,七六七〇六〇	一,一七五,八八五,六六六二		
開拓者資金融通	一,八三九,五二八,八五七五〇	一,七九一,七七二,三三三一一		
農林漁業資金融通	二,三三四,〇七〇,一五五二六	二,五四二,八九六,二六六〇〇		
国有林野事業	三,五七七,三三〇,〇三六〇九	三,〇六八,〇八八,六九二八五		
国営競馬				
投票券	九,三九九,〇四四,三〇〇〇〇	九,三三八,〇四六,〇〇〇〇〇		
業務	二,五八八,八七四,四六〇〇〇	二,五八八,八七四,四六〇〇〇		
勘定	三,一六三,六三三,七〇〇〇〇	一,三二〇,一三三,七〇〇〇〇		
糸価	五〇五,一〇六,二〇六〇〇	一,〇三二,六二八〇〇		
中小漁業融資保証				
保証				
通商産業省				
アルコール専売事業	三,五七〇,〇七〇,一九三〇〇	二,七二八,七三三,五五四〇〇		

第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

二四

所管および会計名	決算		同上的うち未確認額
	歳入	歳出	
米国対日援助物資等処理	六九四六、八二七、五七六、二七	五八四四、九三三、三四〇、〇〇	一、一〇一、八九三、二三六、二七
輸出信用保険	二九四六、〇一七、〇〇〇	五七、三七七、八二九、〇〇	四、三三三、〇〇〇
中小企業信用保険	二、三二二、〇一八、五六七、〇〇	四九、一八二、三三三、〇〇	二、二七二、八三五、〇〇
緊要物資輸入基金	一九八、〇五〇、九三三、二六	二、七一一、〇〇八、〇〇	一九八、〇五〇、九三三、二六
特別鉱害復旧	五、三三三、五八一、四四〇、〇〇	五、一四九、九二〇、七四四、〇〇	五〇七、〇六七、六六一
郵政省	八四、四九五、一七三、四二四、七	八四、四六三、九九七、二六四、三	二、二二〇、〇〇〇
郵政事業	一六、六五二、八七八、七三二、〇一	一六、六五二、八七四、九六九、〇一	二七、三〇〇、〇〇〇
郵便貯金	五七、四三九、七七八、二〇七、九六	一九、九四四、四四四、五〇五、六四	二七、三〇〇、〇〇〇
簡易生命保険及郵便年金	七五、五七七、六五三、〇一	三四、一〇〇、九二八、八六	二七、三〇〇、〇〇〇
電気通信省	二五、五九七、七六五、二七二	三三、一五七、二六、九六三、三	二七、三〇〇、〇〇〇
電気通信事業	一六、五六二、八四四、五七、二六	一三、〇六四、五九七、二八二、八	三、五〇〇、〇〇〇
労働者災害補償保険	二五、五八八、六九一、〇一〇、九	二二、五五〇、一四二、二七四	三、〇三八、五四八、七三六
失業保険	二二、〇七、四三三、九三三、〇〇	一、七九三、七六八、四七〇、〇	二〇、二八〇、〇〇〇
建設省	一、三九九、九〇七、九一〇、七	一、二三三、二八五、六〇、九一八	一、一六六、六一六、三〇一
特定道路整備事業		二九、八七〇、〇〇〇	一、〇一九、五八、九六九
計			

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所管省	会計名	事由	歳入	歳出	金額
大蔵省	国債整理基金	証明済	歳入	歳出	一八〇、四〇二、〇〇〇
厚生省	健康保険	回答済	歳入	歳出	五、〇〇〇、〇〇〇
	年金	回答済	歳入	歳出	二、〇〇〇、〇〇〇
	業務	証明済	歳入	歳出	四、〇二四、五九五
	国立病院	質問に対する回答未済	歳入	歳出	二、一八七、八五〇
農林省	食糧管理	回答済	歳入	歳出	三四七、〇五三、七一〇
	農業共済再保険	証明済	歳入	歳入	一一、〇〇〇、〇〇〇
	自作農創設特別措置	回答済	歳入	歳入	一四、〇〇〇、〇〇〇
	米国対日援助物資等処理	質問に対する回答未済	歳入	歳入	一、六〇七、〇〇〇
	特別鉱害復旧	回答済	歳入	歳入	四三五、二一一
通商産業省	輸出信用保険	質問に対する回答未済	歳入	歳入	五〇七、〇八七、六八一
	中小企業信用保険	回答済	歳入	歳入	二、二〇〇、〇〇〇
郵政省	郵便貯金	証明済	歳入	歳入	二七、三〇〇、〇〇〇
	簡易生命保険及郵便年金	証明済	歳入	歳入	三、五六六、八九八
労働省	労働者災害補償保険	証明済	歳入	歳入	一七、八五〇
	失業保険	証明済	歳入	歳入	三、八〇〇、〇〇〇
建設省	特定道路整備事業	証明済	歳入	歳入	一一六、八七四、五〇二

であり、その款項の金額は付表第二のとおりである。

第三 昭和二十六年以前未確認額の検査確認

第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第三 昭和二十六年以前未確認額の検査確認 二五

昭和二十六年以前の一一般会計および各特別会計の歳入歳出決算のうちの検査未確認額で、なお検査確認するに至らないものは、附表第三および第四のとおり合計七六四、四四八、二九五円であるが、その他のものはこれを検査確認した。

第二節 決算額と日本銀行証明額との対照

第一 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。

歳入 決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差減
一、〇七八、八〇四、六四二、三三二・七〇	一、〇七八、七八九、一三〇、五五五・五七	一九、一七七、五六五・六八
右は		三〇、〇〇〇・〇〇
		五、六三八・〇〇
		五二、九二〇・〇〇
		三、六三七、一三〇・五五

出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの
二十七年歳入を二十八年度歳入として誤納したもの

一九、一七七、五六五・六八
三〇、〇〇〇・〇〇

があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し一九、二〇七、五六五円六八減となっているが、他方、

二十八年度歳入を二十七年歳入として誤納したもの
特定道路整備事業特別会計歳入を一般会計歳入として誤納したもの
旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金を二十七年歳入として払い込んだもの

五、六三八・〇〇
五二、九二〇・〇〇
三、六三七、一三〇・五五

があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し三、六九五、七八八円五五増となっている結果、差引前記のとおり一五、五一一、七七七円一三の差減を生じたものである。

第二 特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、左の不符合がある。

所管および会計名 歳入出 決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増△減	事由
厚生省			
国立病院 歳入 六、三三八、三三、五〇三・四九	六、三三七、六三、五四七・四九	△ 六七七、九五五・〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの △ 八、一四〇、八四〇・〇〇 △ 二、七四三、七四三・〇〇 △ 五、九六五、七四三・〇〇
農林省			
開拓者資金融通 歳入 一、八三九、五八、八七五・〇	一、八三九、五七、九七五・〇	△ 八七六・〇〇	二十八年度歳入を二十八年歳入として誤納したもの
農林漁業資金融通 歳出 三、五四二、八六、二六〇・〇	三、五四二、六六、三六〇・〇	△ 一九七五・〇〇	本特別会計廃止の際決算額に包含されてい る支払未済額を農林漁業資金融通へ引き継いだもの
国有林野事業 歳入 三、五七三、四〇、三六〇・九	三、五七四、六四、六一〇・九	△ 八、四九三、五二六・〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの
労働省			
失業保険 歳入 二、五八八、六九、一〇一・〇九	二、五八九、一八、一七四・九	△ 四九〇、七六四・〇〇	前年度において出納閉鎖期までに払込未済であつたものを二十七年において払い込んだもの
建設省			
特定道路整備事業 歳入 二、二〇七、四五、九三〇・〇〇	二、二〇七、七三、〇〇一・〇〇	△ 五二九、二〇〇・〇〇	本特別会計歳入を一般会計歳入として誤納したもの

なお、郵政事業、電気通信事業両特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第三節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和二十七年度における予備費使用決定額は、すべて国会の承諾を受ける手続を了しているが、二十八年度におけるもので二十八年十二月二十四日までにはまだ国会の承諾を受ける手続を執っていないものは左のとおりである。

一、一般会計

(1) 予備費

所管	使用決定額
裁判所	一七五、三五三
法務省	二〇、四六七
外務省	一、二八六
大蔵省	二四、三三一
文部省	七四、〇〇二
厚生省	一一、〇〇〇
計	七七、三四七

所管	使用決定額
農林省	八二、九九二
通商産業省	一一、六八九
運輸省	二二三、六五八
郵政省	三三〇
労働省	一、三〇五
計	七二三、七六〇

(2) 災害対策予備費

所管	使用決定額
皇室	四、七四八
内閣	三九、五〇四
総務省	一、三八一
法務省	一五三、五八九
大蔵省	六六、三八九
文部省	九六、七六〇
厚生省	一〇一、四〇二
計	一、九三一、二二三

所管	使用決定額
農林省	三、九二八、六九三
通商産業省	一、七三二
運輸省	一〇〇、九二七
郵政省	二五、八七三
労働省	一三、三六一
建設省	二、九九二、三〇八
計	九、四五七、八九〇

二、特別会計

所管	使用決定額
大蔵省	八、六〇八
農林省	三四、〇八三
資金運用部	三、四八五、七四三
食糧管理	一六二、〇六〇
農業共済再保険	九二一、一〇〇
農業勘定	
漁船再保険	
特殊保険勘定	
国有林野事業	

所管	使用決定額
労働省	六六、八〇六
失業保険	四、八八四
計	四、六八三、二八四

第四節 各所管別の不当事項および是正事項

第一国会

不当事項

(一) 一般会計

予算経理

(一) 架空の名義により支出したものの

(組織) 参議院 (項) 参議院

参議院で、昭和二十七年分會議費等の予算残額を翌年度において使用する意図をもって、二十八年四月その事実がないのに會議費等の名義で九七五、二六〇円を支出し、そのうち四六二、七〇〇円を七月末までに交際費等に使用し、残額五一二、五六〇円を現金で保有していたので注意したところ八月歳入に納付した。

第二裁判所

不当事項

(一) 一般会計

工 事

(二) 裁判所関係庁舎の整備について処置当を得ないもの

(組織) 最高裁判所 (項) 裁判所施設費 ほか一科目

最高裁判所ほか三箇所、昭和二十四年度から二十六年までの間に、大阪家庭裁判所ほか七箇所の庁舎新営にあたり、大規模な鉄骨鉄筋または鉄筋コンクリート造りをもって数年度にわたり継続施行の計画のもとに着工し、二十七年まで一、一一九、八七九、三九九円を支出しているが、着工後主体工事の一部を中止することとしたなどのため使用予算に比べ利用価値が低く不経済な結果となっている。

右八箇所の工事のうち、福岡高等裁判所宮崎支部および大阪、仙台両家庭裁判所の庁舎(別表の(1)参照)は、全計画を施行する目的をもって着工したが、いずれもさしあたり地上二階で工事を中止するものであり、また、甲府地方裁判所、福岡地方裁判所小倉支部および静岡家庭裁判所の庁舎(別表の(2)参照)は、計画の一区画の部分について着工したが、甲府地方裁判所および静岡家庭裁判所の分はほぼしゅん功した程度で、また、福岡地方裁判所小倉支部の分は地階とも五階を地階とも四階までとし建三八八坪の一区画の部分をしゅん功してさし

あたり中止することとしたものであり、大阪地方裁判所堺支部および福井地方裁判所の庁舎(別表の③参照)は、主体工事を計画どおり完成したが、なお仕上工事等を施行している状況である。

これらの建築については、使用予算に対応して利用効率をより有効早期にあげることができるよう処置すべきであるのに、全計画を施行する目的をもつて着工した工事を中止するものにあつては、基礎工事等においてさしあたり必要限度以上の工事を施行した結果となり、計画の一区画の部分について着工し計画の全工事を実施しないものにあつては、裁判所の庁舎として完備されないため使用予算に比べ利用価値が低くなつていゝるものなどがあり、また、その規模においても法廷のような特殊の施設もあるが、階高および廊下等一般官庁に比べ大規模であつて、未完成の福井地方裁判所の分をみてもその工事費は四億六千余万円に上つていゝる状況である。

また、二十四年度から二十六年度までの間に、宇都宮家庭裁判所ほか三一箇所の庁舎敷地として土地四四、〇二一坪を所在建物とともに購入したものがあり、その購入については一般的に困難な事情を伴うものとは認められるが、建物は、庁舎用としては不適當な邸宅で、現に、ほとんど使用されていゝないものであり、土地は、地形上庁舎敷地として利用度の少ないもの、所要敷地全部を入手することができる見込が確実でない土地の一部を購入したものの、購入後他に敷地を変更する見込のものあるいは相当期間を経過しなお予算を伴う具体的建設計画が確定しないものなどいづれも未使用になつていゝるものであり、これらの土地の購入後に別途購入した土地に

庁舎が建築されていゝるものがあるなど予算の使用が効率的に行われていゝない状況である。

なお、二十六年から二十八年度にわたつて、研修所施設として取得した東京都文京区および台東区所在の土地一万四千余坪、建物二千余坪は元個人所有の邸宅で、建物は住宅向に造られたものであり、現存建物の位置の關係上敷地の利用度を著しく減じていゝるもので、新営建物については延一、六〇〇坪の宿舍が計画されていゝるにすぎない状況である。

(別表)

最高裁判所 および甲府 地方裁判所	支 出 庁 工 事	着手 年度	計 画	二十七年度までの進 ちよく状況	二十七年度までの 支出額
(1) 最高裁判所	福岡高等裁判所宮崎支部 庁舎新営	二六	鉄筋コンクリート造 り地階とも四階、延 一、四一六坪	計画を地階とも三階まで 延一、〇五二坪とし、う ち地下一階までのコンク リート打などを施行	四六、五一七、〇〇〇
	大阪家庭裁判所庁舎新営	二四	鉄骨鉄筋コンクリ ート造り地下二階、地 上六階、延四、一五九 坪	計画のうち地上三階床 上までの鉄骨建方および地 上一階床までのコンクリ ート打などを施行	一八六、九〇六、〇〇〇
	仙台家庭裁判所庁舎新営	二六	鉄筋コンクリート造 り地下一階、一部二 階地上三階、延一、 八〇六坪	計画を地下一階一部二階 地上二階まで延一、一〇 六坪とし、うち一階床は、 り下までのコンクリート 打などを施行	三三、八八五、五五〇
最高裁判所 および甲府 地方裁判所	甲府地方裁判所庁舎新営	二四	鉄筋コンクリート造 り地上六階屋階付、 延三、三三二坪	計画のうち延一、三七〇 坪(延二、二七坪)の一区画 を施行することとし、そ の工事がほぼしゅん功	一四一、二七七、〇〇〇

第二章 第四節 第二 裁判所 (三)

支出庁工	事	着手年度	計	画	二十七年度までの進 ちよく状況	二十七年度までの 支出額
最高裁判所	(2) 福岡地方裁判所小倉支部 庁舎新営	二五	三、六〇八坪	鉄筋コンクリート造 り地階とも五階、延	計画を地階とも四階まで としてうち延一、二七七 坪(建三八八坪)の一區画 を施行することとし、う ち二階床上上端までのコ ンクリート打などを施行	三七、九七二、〇〇〇
	最高裁判所	二四	三、九〇七坪	鉄筋コンクリート造 り地階とも六階、延	計画のうち延一、四八八 坪(建二四九坪)の一區画 を施行することとし、そ の工事がほぼしゅん功	一三九、八三三、七九〇
最高裁判所 および大阪 高等裁判所	大阪地方裁判所堺支部庁 舎新営	〃	一、二二六坪	鉄筋コンクリート造 り地階とも四階、延	鉄筋コンクリート主体全 部および一部仕上工事等 を施行	六八、三二二、〇四〇
	最高裁判所 および福井 地方裁判所	〃	〃	鉄筋コンクリート造 り半地下とも四階塔 屋付、延三、九九四 坪	仕上工事等一部を除きは ほしゅん功	四六六、一七七、〇一九
(3)						
その他						

(三) 保管金の処理が当を得ないもの

東京地方裁判所で、昭和二十七年度末現在の保釈保証金、民事予納金等の保管金一二九、九二七、六九三円
(昭和四年度から二十七年度までの受入分)のうち、照合すべき保管金提出書、保管票その他関係書類との連係

が判明しないで長期間そのままとなっているものが二四、一六一、五四四円ある。

第三 総 理 府

調達庁関係経費

調達庁関係経費の支出済額は、終戦処理事業費百七十二億九千六百余万元、防衛支出金四十一億四千八百余万
円、特別補償費八億三千九百余万円等計二百四十六億八千九百余万円で、三十二億五千四百余万元を翌年度に繰
り越し、十四億二千百余万円を不用額としている。

右支出済額について検査の結果、役務契約の解約に伴う善後処理の当を得ないものがあり、土地、建物等の提
供および返還にあたり実態を精査しなかつたため高価に購入したり、借料または補償を多額に支払ったものなど
が一六件(四、六、二六、二七、二九―三八、四〇、四一)あるほか、土地、建物等の返還、提供に伴い生ずる損失の補
償、利得金の償還、借料の支払等について処理が遅延しているものが多い。

なお、連合国軍の調達要求に基き契約をし、平和条約の発効後においてアメリカ合衆国駐留軍および英連邦軍
に提供した工事、役務、物品の代金等として終戦処理事業費から支出した二十一億九千七百余万円については、
外務省を通じこれが求償方を相手国と折衝中である。

保安庁

昭和二十七年年度の保安庁関係の支出済額は四百三十億三千八百余万円で、二百八十九億四千九百余万円を翌年度に繰り越し、三十二億七千七百余万円を不用額としていて、繰越額が多かったのは、物品の規格の決定、土地の選定および工事の計画、設計等に多大の日時を要したことなどに因るものであり、不用額の多かったのは、主として定員充足遅延に因るものである。

保安庁の経理については、内部監査の機構が逐次整備されてきてはいるが、物品の購入計画が適切でない認められるものなどが別項に記載したとおり八件（一八一―二五）あり、また、建設省に委託した工事においても設計が適当でなかったなどのため不経済な支出となったものが別項に記載したとおり三件（一六三七―一六三九）ある。

なお、このほかにも北海道方面諸部隊の部隊本部および隊舎新設工事（工事費十九億三百余万円）において、工事の計画および着工が遅延したため工事促進に関する経費として一億三百余万円を必要とするなどの結果となった事例もあるから、予算の効率的使用についての考慮が望ましい。

北海道開発局

北海道における総理府および農林、運輸、建設各省の直轄工事は、昭和二十六年七月開設された北海道開発局およびその管下各開発建設部等においてこれを実施してきたが、二十七年年度における支出済額は総理府所管五十六億二千五百余万円、法務省所管三百余万円、文部省所管二千九百余万円、農林省所管二十億八千余万円、運輸省所管九億二千三百余万円、建設省所管四十九億九千九百余万円となっている。

新機構下の初年度における経理の運営、工事の施行については、昭和二十六年年度決算検査報告に掲記したとおり不当事項が相当件数に上ったので、二十八年中も引続き同局および管下各開発建設部等の全部にわたって会計実地検査を施行したところ、一般的傾向としては改善の跡が認められたが、なお別項に記載したとおり工事の出来高が不足しているもの、調査が粗漏なため不経済な結果をきたしたものおよび特に経理の著しく不当なものなどが一三件（五、七一―七、三九）ある。

不当事項

（一）一般会計

未収金

（四）誤払金の回収にあたり処置当を得ないもの

(部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金

東京調達局および東京都で、立川飛行機株式会社を支払った同会社の施設等の借上料のうちボイラー二七基ほか三品目に対する昭和二十一年一月から二十七年四月二十八日までの分一〇、四五五、九七二円が誤払となつているのにこれが回収についての処置当を得ないものがある。

右ボイラー等は、二十年九月同会社の施設等が連合国軍に接收され、その調達要求書に基き同会社と賃貸借契約を締結したもののうちに含まれており、右ボイラー等の分として二十年九月から二十七年四月二十八日までの借上料一〇、四九九、一二九円が支払われているが、右ボイラー等は二十一年一月賠償に指定されたもので、賠償指定物件は連合国軍の指示により調達要求の対象とならないのであるから同月以降の借上料は支払うべきでなかつたのに、二十七年四月二十八日まで引続き支払を行ったためこの間の借料一〇、四五五、九七二円の誤払をきたしたものである。しかして、右のように賠償に指定された物件で、占領期間中連合国軍に使用されていたものの使用に対する対価については平和条約発効までは支払の方法がなかつたが、講和発効後において使用料としてこれを補償することとなり、同会社に対しても連合国軍に使用されたことの確認された二十三年三月から二十七年四月二十八日までの賠償指定機械工具の使用料として二十八年四月二六、七六五、〇〇〇円を支払い、このうちには右ボイラー等の分七、一六九、〇四八円を含めて支払つたものであるから、遅くとも右使用料の支払にあつては前記借上料の誤払額について回収の処置を講ずべきであつたのに、その処置が執られ

ていなかつたものである。

予算 経 理

(五) 直轄工事の経理が著しく当を得ないもの

(建設省) (組織)建設本省 (項)北海道河川等事業費

北海道開発局札幌開発建設部で、昭和二十七年五月から十二月までの間に、架空の人夫賃名義によりねん出した二、七二〇、九五六円(借入金を含む。)を別途資金として保有し、これを他の工事の費用等に充当していたものがある。

右は、同部で、前年度しゅん功済の整理をしながら実は未しゅん功であつた幌加内川改修工事の残工事を施行するため、雨龍川筋河道整理ほか一工事費から架空の人夫賃名義で延四、九九〇人分二、三七〇、九五六円を支払に立てて現金をねん出したほか、幌加内村農業協同組合ほか三名からつなぎ資金として三五〇、〇〇〇円を借り入れ、合計二、七二〇、九五六円を保有し、同年五月から十二月までの間に、同工事のための労力費に一、九八五、一六七円、前記借入金の返済に三五〇、〇〇〇円、旅費に一九五、六四六円、材料費に七八、八二五円、超過勤務手当に三八、〇〇〇円、その他に六三、六二九円計二、七一一、二六七円を使用し、二十八年八月本院会計実地検査当時その残額九、六八九円を手元に保有していたものである。

工 事 (六)―(一七)

(六) 設計変更に伴う工事費の減額処置当を得ないもの

(昭和二十六年度) (部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理事業費
横浜調達局で、昭和二十七年三月および四月、株式会社横浜加藤組に横浜センターピア第E―七二―五三
建物屋根修覆工事の代金として二、七〇八、〇〇〇円を支払っているが、工事中の設計変更による工事費の減額
が少額に失し、なお二四五、四四七円減額を要するものである。

右は、当初工事に使用する屋根材は波型亜鉛びき鉄板となっていたのに、工事中設計変更があり、波型黒鉄
板を使用して完成したので、更改契約により工事請負代金を七〇、〇〇〇円減額して支払ったものであるが、
本院会計実地検査の際の調査によると、波型黒鉄板の使用数量等に徴し三一五、四四七円の減額更改を要すべき
事態であつて、これは当事者の調査不十分に因るものと認められたので注意したところ、更に二四五、四四七
円を減額させることとし、二十八年十月二十一日までに一四五、四四七円を歳入に納付した。

(七) 北海道における直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの

(農林省) (組織)農林本省 (項)北海道土地改良事業費
(運輸省) (組織)運輸本省 (項)港湾災害復旧事業費
(建設省) (組織)建設本省 (項)北海道道路事業費 ほか一科目

北海道開発局札幌ほか六開発建設部で、昭和二十七年に施行した道路改修、災害復旧等の工事のうち、ず
い道工事の土質調査および設計が粗漏であつたため手もどりをきたしたもの、工事の検収等が不十分ため工
事の出来高が不足しているのに設計どおり完成したものととして請負代金の全額を支払ったものが次のとおりあ
り、いずれも直轄工事の施行にあたり処置当を得ない。

(一) ずい道工事の調査、設計が粗漏なため手もどりをきたしたもの

(七) 北海道開発局小樽開発建設部で、昭和二十七年中に、直営により地方費道入舸余市線沖村梅川町間道路改
良延長二〇四メートルを一九、一六四、一四五円で施行しているが、そのうち第二号ずい道一〇メートルの新
設工事一、八五二、四一九円は、巻立コンクリートの強度計算が粗漏であつたため一、三二四、〇〇五円の手も
どりをきたしたばかりでなく、これが補強に約七百四十万円を要するものである。

右は、第二号ずい道のコンクリート巻立厚に対する土圧の計算においては、上置土三、三七六立米として算
定しなければならなかつたのに、誤つてそのうち一、一一六立米分についてだけの土圧応力を算定してコンク
リートの巻立構造を決定したため、実際に施行した上置土三、三七六立米の土圧が巻立コンクリートの荷重を
こえることとなり、工事完成後わずか一二日にしてずい道中央部にき裂を生じ、これがため応急工事として、
右上置土のうち一、三七五立米を除去し、き裂部分の仮受けをするなどのため一、三二四、〇〇五円が手もどり
となつたばかりでなく、き裂部分の補強工事費に約七百四十万円を必要とする状況である。

(八) 北海道開発局函館開発建設部で、昭和二十七年六月、三井建設株式会社に地方費道江差瀬棚線乙部村熊石村地内道路改良工事を一三、三七九、八三九円で請け負わせているが、右は、砂利道延長八一〇メートルの新設および旧道六箇所の出入口コンクリート巻立を施行するもので、そのうち第八号ずい道は、地質の調査を十分することなく当初予定の高さ四・五メートルを一メートル高くしたため、岩盤の落下により巻立部分が工事中崩壊している。

右ずい道は、当初すべて高さ四・五メートルの素掘りで施行する予定であったものを、岩盤にき裂を生じ落下が多いため第三号ずい道から第八号ずい道までの出入口一〇箇所を厚さ三〇センチメートルのコンクリート巻立を施行することに変更し、さらに、本件道路が二級国道昇格予定線であるとの理由から高さを五・五メートルに再び変更したものである。しかし、既に高さ四・五メートルで素掘りしたものを高さ五・五メートルとするには、掘さく量および爆破作業による震動回数が著しく増大するため、岩質の悪い箇所は工事の施行に危険を生ずることは明らかで、現に、第三号ずい道工事は、五・五メートルに変更後危険を生じたため作業を中止し、四・五メートルで完成している状況であるから、特に本件第八号ずい道を五・五メートルにする必要はなかつたのに、このような事情を考慮することなく第三号ずい道とほぼ同一条件の第八号ずい道の工事を続行したためコンクリート巻立を施行中危険を生じ、施行延長一二メートルのうち八・七メートルを施行しただけで二十八年六月二十一日工事を中止したところ、二十三日岩盤の落下によりコンクリート巻立部分が崩壊するに

至り、工事費二、四四四、四九七円の手もどりを生じたものである。

(二) 工事の出来高が不足しているもの

(九) 北海道開発局札幌開発建設部で、昭和二十七年八月、鉄道工業株式会社に美唄市上美唄幹線排水改良工事を七、八六二、八五七円で請け負わせているが、検収等が不十分なため一、〇九九、五六八円が出来高不足となっている。

右工事は、延長六、九一四メートルの間に堤外地すき取土および堤内排水路掘さく土をもつて築堤するもので、堤外地すき取四三、三四六立米、築堤盛土六六、〇二三立米を施行したこととしているが、実際は堤外地すき取三四、五五四立米、築堤盛土五七、二二一立米を施行しただけで、すき取および盛土がそれぞれ八、七九二立米出来高不足となっているのに、設計どおり完成したものととして前記請負金額の全額を支払ったものである。

(一〇) 北海道開発局函館開発建設部で、昭和二十六年八月および二十七年六月、有限会社星野組に亀田郡榎法華村元榎法華港災害復旧工事を二、八八二、〇〇〇円で請け負わせ代金の全額を支出しているが、検収等が不十分なため三九四、二五九円が出来高不足となっている。

右工事は、延長一二〇メートルの間に防波堤の根固工を施行するもので、そのうち捨石一、二一六立米は一個重量五〇〇キログラム以上の石を使用したこととしているが、実際は五〇〇キログラム以上の石を使用したのは九九立米だけで、一、二一七立米は二〇〇キログラムから三〇〇キログラム程度の不適格材を使用し、工

事費相当額三九四、二五九円が出来高不足となっているばかりでなく、右不適格材のうち一七八立米工事費相当額二〇五、六二〇円は既に流失している状況である。

(一一) 北海道開発局室蘭開発建設部で、昭和二十七年六月、大森土建株式会社到有珠郡壮瞥村地内開拓道路新設工事を四、八〇〇、〇〇〇円で請け負わせているが、検収等が不十分なため六九五、四九七円が出来高不足となっている。

右工事は、延長二、八二〇メートル、有効幅員三メートルの砂利道を新設するもので、運搬盛土六、六八一立米、石混り土切取一、七八七立米、流用土二、五五二立米、筋芝一六、三〇六メートルを施行したこととしているが、実際は曲線半径を縮小するなどにより運搬盛土四、一二四立米、流用土二、三六〇立米、筋芝七、二二七メートルを施行しただけで運搬盛土二、五五七立米、流用土一九二立米、筋芝九、〇七九メートルが不足しているばかりでなく、石混り土切取は全く施行していないなど出来高不足となっているのに、設計どおり完成したもとして検収し、前記請負代金の全額を支払ったものである。

(一二) 北海道開発局旭川開発建設部で、昭和二十七年八月、株式会社広野組に地方費道名寄天塩港線常盤村地内道路災害復旧工事を一、七四九、二八五円で請け負わせているが、検収等が不十分なため三九四、七〇三円が出来高不足となっているばかりでなく練積石垣四五五平米が崩壊している。

右工事は、道路延長五二〇メートルの間を練積石垣一、九六六平米をもって復旧するもので、そのうち一、三六

六平米は、裏込ぐり石平米当り〇・六三立米総量八六〇立米を施行したこととして代金の全額を支払っているが、実際は平米当り〇・四六立米総量六三三立米を施行しただけで二二五立米工事費相当額三九四、七〇三円が不足しているばかりでなく、盛土のつき固めが不十分であったため練積石垣四五五平米が崩壊し、これが手直しに一二七、九七七円を要する状況であるのに設計どおり完成したもとして検収し、前記請負代金の全額を支払ったものである。

(一三) 北海道開発局帯広開発建設部で、昭和二十七年九月、熊倉建設株式会社に中川郡本別町地先利別川護岸災害復旧工事を三、九二二、二三六円で請け負わせているが、検収等が不十分なため四〇一、〇九五円が出来高不足となっている。

右工事は、被災した護岸延長二三六メートルの鉄線じゃかご工四六六本、水制工五箇所等を復旧するもので、じゃかごおよび水制工用重かご七〇本の詰石は径一五センチメートル以上のもので六八三立米を施行したこととしているが、実際は詰石の不足しているものおよび径一〇センチメートル以下の不適格材を使用したため容易に網目から脱落するものが約四割二七三立米あり出来高不足となっているのに、設計どおり完成したもとして検収し、前記請負代金の全額を支払ったものである。

(一四) 北海道開発局釧路開発建設部で、昭和二十七年八月、北海道建設工業株式会社に地方費道旭川根室線標津村金山地内道路災害復旧工事を八、三五二、八六〇円で請け負わせているが、検収等が不十分なため六六九、九

四二円が出来高不足となっている。

右工事は、被災した延長八〇メートルの道路を復旧するもので、練積石垣一、六〇九平米は裏込砂利一、二七六立米を、また、小段の玉石張は三六〇平米を施行したこととしているが、実際は裏込砂利を全く施行せず、小段の玉石張は五割程度を施行しただけで出来高不足となっているのに、設計どおり完成したものととして検収し、前記請負代金の全額を支払ったものである。

(一五) 北海道開発局釧路開発建設部で、昭和二十七年六月、池内某に町村道白糠本別線白糠町上茶路地内道路改良工事を七、七〇〇、〇〇〇円で請け負わせているが、検収等が不十分なため六一二、七五八円が出来高不足となっている。

右工事は、延長一、四八〇メートル、有効幅員三メートルの砂利道を新設するもので、切土二五、三〇八立米、盛土二九、〇四三立米を施行したこととしているが、実際は切土二二、〇九四立米、盛土二八、三八二立米を施行したにすぎず、これに伴い天芝三七二メートル、筋芝五、二六六メートル、敷砂利五六立米も不足しているのに、設計どおり完成したものととして検収し、前記請負代金の全額を支払ったものである。

(一六) 北海道開発局釧路開発建設部で、昭和二十七年七月、北拓建設株式会社に町村道昆布森尾幌線昆布森村地内道路改良工事を四、九三〇、〇〇〇円で請け負わせているが、検収等が不十分なため五二七、七四八円が出来高不足となっている。

右工事は、延長四、〇二〇メートル、有効幅員四・五メートルの砂利道を新設するもので、切土二〇、〇〇〇立米、盛土二二、一二四立米を施行したこととしているが、実際は切土一六、九九五立米、盛土一一、〇九五立米を施行したにすぎず、これに伴い側溝一、二四五メートル、転圧九四五平米、天芝二、一五六メートル、筋芝二、〇〇一メートル、敷砂利三〇二立米も不足しているのに、設計どおり完成したものととして検収し、前記請負代金の全額を支払ったものである。

(一七) 北海道開発局釧路開発建設部で、昭和二十七年八月、葵建設株式会社に釧路川筋標茶町地先護岸災害復旧工事を一、八二〇、〇〇〇円で請け負わせているが、検収等が不十分なため二二二、三三三円が出来高不足となっている。

右工事は、被災した延長一七〇メートルの護岸を復旧するもので、鉄線しゃかご三〇六本は詰石一本当り一・四四立米総量四四〇立米を施行したこととしているが、実際は三五二立米を施行しただけで八八立米が不足しているのに、設計どおり完成したものととして検収し、前記請負代金の全額を支払ったものである。

物 件 (一八)―(二五)

(一八) 物品の購入計画を得ないもの

(二四) (組織)保安庁 (項)警察予備隊費

第二章 第四節 第三 総理府 (一七)

保安庁第一幕僚監部で、昭和二十七年度中に購入した物品で不急と認められ、多数を未使用のまま保管されるに至ったものが次のとおりある。

右のような事態を生じたのは、物品購入計画がこれを現実に使用する部隊の人員、施設、機械等の整備の実際と遊離して実施に移されたことに因るものであつて、未使用品については保管、移送等の経費を徒費するの不利を生じているものである。

(一八) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十七年八月、高島株式会社から野戦病院患者用として折畳寝台七、三八八台を一八、九八七、一六〇円で購入しているが、所要数は隊員七五、〇〇〇人を基本とした二、八八八台であるのに誤つて七、三八八台を発注したもので、その後隊員三五、〇〇〇人の増加があり、その所要数を加えても三、四〇八台にすぎない。

なお、余剰の三、九八〇台は予備品として保有している。

(一九) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十七年十一月から二十八年三月までの間に、株式会社上野高商会ほか一二会社から看護婦三八四名分の被服として冬制服ほか一六点を一、九二二、四四七円(うち二十八年度支払分一、八三一、八三三円)で購入しているが、二十七年九月に看護婦の定員が三八四名と決定され、十一月に五七名が採用されただけでその後募集の事実もなく、二十七年年度においては残りの三二七名を配置する病院の建設予算もなかつたばかりでなく、二十八年十月に至るもその敷地が決定していない状況で、定員三八四名分の被服全

数量を取急ぎ購入する要はなかつたものである。

(二〇) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年一月および三月、東急車輛製造株式会社から、幌別駐とん部隊ほか一九箇所納めとして、セミトレーラー低床型二〇トン一三四両を三月末および七月末を納期として二三五、一六二、五〇〇円(うち二十八年度分一四八、三〇〇、〇〇〇円)で購入しているが、これをけん引するに必要な六トン6×6トラクタートラック八〇両については、二十八年三月に、三二両を十月末を納期として三菱ふそう自動車株式会社と購入契約を締結したため、行購入となつている。

(二一) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十七年十月、沼田皮革株式会社から、北海道、関西、九州各地区補給しよう、納めとして、くつ補修用の当て皮一〇、四五〇坪を一、五三六、一五〇円で購入しているが、当時需品補給しようおよび右三地区区補給しように二七、二七五坪の手持があり、右四補給しようのくつ修理工場での総使用量は月平均約二百六十坪であるから、各部隊の総所要量を勘案してもこのような大量のものは購入の要があつたものとは認められず、現に、二十八年八月現在において二四、三一〇坪が各補給しように在庫となつている。

(二二) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十七年十月、山田護謨株式会社から、北海道、関西、九州各地区補給しよう、納めとして、くつ補修用のゴム本底五一、八四四個を三、〇八四、七一八円で購入しているが、右ゴム本底は、需品補給しようおよび右三地区区補給しようのくつ修理工場で行う大修理に使用するものであつて、当時各部隊においてはくつ修理の人員、施設とも整備されていないため、本来各部隊において行うべき修理作業を補給

しよりのくつ修理工場で行い、この種の大修理を行う作業能力はほとんどなかった状況であるから、このような大修理用材料はさしあたり購入の要はないものと認められ、現に、各補給しようでは二十八年八月までにならずかに約一万八百個を使用し、残余の約四万千個を保管している状況である。

(二三) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十七年九月、プロセス資材株式会社から地図複製車六号カメラセット用として地図用特殊フィルム一四六ダースを三、三九八、八八〇円で購入しているが、本品購入当時右六号カメラセットは仕様も決定していなかったのであるから、本品のような有効期間に限度のあるもの(有効期限二十九年四月)は取急ぎは行購入の要はなかったものである。なお、二十八年十一月末までに三四ダースを使用したにすぎない状況である。

(二四) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月、山王興業株式会社から、北海道地区補給しようほか一五箇所納めとして、有線および無線電話工用の八メートル木柱一、二七〇本を五、三五九、四〇〇円で購入しているが、本件木柱は、ほとんど部隊等で既存建物の電話工事に布設するものであるのに、その所要数を十分調査することなく一部隊五〇本から三〇〇本として納入させたため、左記部隊では、それぞれ多数の残量を生じ、他日新設の部隊等に保管転換せざるを得ない状況となっている。

(1) 千歳ほか五部隊では、三〇〇本のうち一二六本を使用し、六〇本を訓練用として残置するとしても一一四本の残量が生じている。

(2) 米子ほか一部隊では、工事完成後に一〇〇本送付されたため、うち四〇本を出雲部隊の工事に保管転換し、残数量はそのまゝ残置されている。

また、今津ほか五部隊では、まだ工事に着手していないものまたは工事施行時期および設計も判明しないなどのためそのまま保管されている。

(二五) 物品の購入にあたり機宜の処置を執らなかったもの

(組織)保安庁 (項)警察予備隊費

保安庁第一幕僚監部で、自動車購入について、その納地の指定変更の処置を執らなかったため不経済となっているものがある。

右は、同部で、昭和二十七年十二月十七日、日産自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社からトラック(ウエボンキャリヤー四分の三ト)四七七両を二十八年三月までに各指定地の部隊納めとして購入契約したが、十二月二十五日に至り、帯広ほか九部隊納めの分のうち三八両は旭川ほか八部隊で使用することとなったものであるから直ちに納地の指定変更をすべき事態と認められるのに、このような機宜の処置を執らなかったため、うち二四両は各使用部隊に転送のやむなきに至り、新たに運送業者に対し運送費四九三、六七〇円を支払い、また、一四両は自走移動をしてガンリン等を徒費しているが、もし納地変更の処置を執ったとすれば前記両会社に対し約九万円を増額支出すれば足りたものである。

役 務 (二六)(二七)

(二六) 役務契約の解約に伴う善後処置当を得ないもの

(組織)調達庁 (項)終戦処理事業費

大阪調達局で、昭和二十八年四月、セネカランドリー代表者吉田某に対し洗たく機械設備の管理に要した経費等の補償金として一、七三九、七七九円を支払っているが、調達要求解除後早期かつ適切な処置を欠き、長期にわたり設備の管理を行わせたため不経済な支出となっている。

右洗たく機械設備は、連合国軍の要求に基き二十一年一月吉田某から借り受け、移設のうえ同人にこれを利用させ連合国軍に洗たく役務を提供させていたもので、二十四年四月、この設備および役務についての調達要求が解除になったが、同人から設備の撤去運搬費の補償要求があり、これが解決するまでは引取に应ぜられない旨の申入れがあったのに対し、右補償についての部内の処理が解決しないまま、二十六年九月まで同人に設備の管理を行わせ、この間の借上料相当額、管理費、機械の手入費等として前記のとおり支払ったものであるが、他方、本件設備の撤去運搬費として補償した金額は二二一、七六〇円にすぎない状況で、処理遅延のため前記のように多額の出費のやむなきに至つたのは当を得ない。

(二七) 建物借料の支払にあたり処置当を得ないもの

(組織)調達庁 (項)終戦処理事業費 ほか一科目

名古屋調達局で、駐留軍に提供している建物等の昭和二十七年分借料として滝兵株式会社ほか五会社に九五、二八五、九八九円を支払っているが、算定当を得なかつたため三、二七〇、二九二円が過大に支払われている。

右は、二十七年四月一日以降七月二十七日までの分については二十五年固定資産税額がおり込まれている従来の借料月額に二十五年固定資産税額と二十七年固定資産税額の差額相当額を加算して一六、五二一、八〇二円を支払い、また、七月二十八日以降の分については二十七年固定資産税額を基礎として七八、七六三、一八七円を支払ったものであるが、二十八年五月本院会計実地検査の際の調査によると、本件建物については二十七年固定資産税額は各所有者の異議申請によつて一、二三九、二七八、八五七円が一、一七八、一七五、七〇七円に、したがつてその税額は一九、八二八、四六二円が一八、八五〇、八一円にそれぞれ減額されているものであるから、当然この減額された評価額および税額を基礎として借料を算定すべきであるのに修正前のものを基礎として借料を支払ったもので処置当を得ない。

いま、仮に修正減額された固定資産税額を基礎として計算すると、前記支払額と三、二七〇、二九二円の開差を生ずるものであるが、二、三三一、七六六円は当局において二十八年九月までにこれを回収した。

補 助 金

(二八) 地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの

(組織)自治庁 (項)地方財政平衡交付金

自治庁で、昭和二十七年地方財政平衡交付金のうち普通交付金として交付した四四道府県分九二、〇六二、二二三、〇〇〇円について、各道府県に配分する基準の算定方法を誤つたため交付額に不均衡をきたしたものである。

右交付金は、各地方団体における基準財政需要額および基準財政収入額を算定し、それから求められる財源不足額を基準として算出するものであるが、本院会計実地検査の結果によると、前記四四道府県のうち、右算定に用いた数値の算定方法および計算の誤りなどがあり、ひいては財源不足額が過大に計上されているもの一九道府県分一一七、八二九、〇〇〇円、過少に計上されているもの九道府県分五八、二二六、〇〇〇円であつて、その内訳は左のとおりである。

道府県名	過大に計上された財源不足額 千円	過少に計上された財源不足額 千円	道府県名	過大に計上された財源不足額 千円	過少に計上された財源不足額 千円
北海道	一〇、七四九	二七、四六八	鳥取県	七一五	四七六
青森県	七、〇六七	一、四六三	島根県	六四四	六六〇
宮城県	四七四		岡山県	一一、一二七	
福島県			広島県		
茨城県			山口県		
栃木県	二、九二一		徳島県		

群馬県	五、四五五	一、九二九	香川県	一、〇〇九
千葉県	一、一六四		愛媛県	二、七三五
神奈川県	二五、二二六		高知県	七〇五
山梨県	二、三一一		福岡県	八五七
静岡県	七九三		長崎県	
愛知県	五〇、九八四		熊本県	七
京都府	一、八七五		宮崎県	
兵庫県			鹿児島県	
			計	一一七、八二九
				五八、二二六

このほか、二十七年都市町村分について、本院の会計実地検査を施行した六一市町についてみて、財源不足額の算定に過誤を生じているものが五九市町に及び、過大に計上されているもの二九市町分一七、八八四、〇〇〇円、過少に計上されているもの三〇市町分一四、六〇四、〇〇〇円ある。

(ア) 基準財政需要額において、経費の種類別に測定単位の数値を算出する際、正規に定められた台帳が不整備なため適正数値の算出を誤り、または地方団体内部における相互の連絡不十分なため算出資料に対する検討を欠いていたこと、

(イ) 基準財政収入額において、地方税の基準税額を算出する際、その基礎となつた数値の採り方を誤っていたこと、

(ウ) 自治庁または県において、各地方団体に對する數値算定方法の指示が十分徹底しなかつたことおよび各地方団体から提出された算出資料に對する審査が不十分であつたことなどに基くものである。

右について、本院は過去三箇年度にわたり會計検査を施行し、地方財政平衡交付金制度の適正な運用を期したところであるが、いまだに同様の過誤が繰り返されている状況であるから、自治庁に對し、算出資料の審査を厳にするとともに本制度の実施に關する適切な指導を徹底するよう注意を与えておいた。

不正行為

(二九) 職員の不作為に因り国に損害を与えたもの

福岡県八幡渉外労務管理事務所で、昭和二十七年五月から十月までの間に、給与課主事補柴田某ほか八名により、労務者に對する賃金の支払にあたり支給金額を付掛けする方法によつて特別調達資金をほしいままに領得されたものが一、八六五、二〇九円(うち二十八年九月末現在補てんされた額一、〇二六、三二四円)ある。

その他の他 (三〇)―(三七)

(三〇) 土地借料等の支払にあたり処置当を得ないもの

(組織) 調達庁 (項) 終戦処理事業費 ほか一科目

仙台、呉、福岡各調達局で、田、畑、山林等の土地を所有者その他の権利者から借り上げて軍の使用に提供

したものについてみると、提供後においても所有者等が提供前とほとんど同様な使用方法を継続して田畑を耕作し、または山林等としての収益をあげているのに、軍の使用方法が耕作の継続を不可能とする場合に支払うべき借料等と同額を支払つたものが左のとおりある。

そのうち福岡調達局の分は、軍に提供後借料を支払つてきたものであり、その他は、軍から国有財産と誤認されたなどのため当時は借料を支払うことができず借上契約を結ばないまま提供し、平和条約発効後において借料相当額を補償したものである。この場合支払われている借料は使用収益権の全部の対価として計算されているが、たとえ軍が恩恵的に使用させているとしても所有者等が自ら利用することができる場合には、軍に提供した当初はやむを得ないとしても適時利用の状況に応じ借料の改定減額を考慮すべきであり、また、軍に提供した期間を過ぎて借料相当額を補償するにあつても同様利用の実情を考慮すべきであるのに、土地の使用収益権の全部を喪失した場合と同額の借料全額を支払つたのは著しく均衡を失するものと認められる。

調達局	提供地	数量	借料または補償金(うち十八年度分)	借上または補償期間	利用することのできた数量	利用することのできた期間	同上に對する借料または補償金
(三〇) 仙台	新潟県佐度相川町無線局用地	五三六坪	五七五八円	三、三から七、七まで	五三六坪	三、三以降	五七五八円
(三一) 呉	鳥取県美保飛行場A地区	六八八坪	四二二四(五七〇三)	二、五から七、七まで	六八八坪	二、六	一三四四五
(三二) 同	P地区	四七、五坪	一、二六九七(一〇、二七八)	二、七から七、七まで	四七、五坪	二、七	一、二六九七
(三三) 福岡	福岡県板付飛行場	五九、八坪	五、四六一	二、七から七、七まで	五九、八坪	二、七、四	五、四六一

(三四) 土地の提供に伴う立毛、離作補償等にあたり処置当を得ないもの

(三五) (組織) 調達庁 (項) 終戦処理事業費

仙台、東京両調達局で、連合国軍の使用に供した土地で、提供後においても所有者等が提供前とほとんど異なることなく耕作を継続し、収穫をあげているのに、その事実の経過した後において、全く耕作を禁止された場合と同様の計算で立毛補償、離作補償、使用料を支払ったものが次のとおりある。

(三四) 仙台調達局で、昭和二十五年七月、新潟飛行場用地として、連合国軍の使用に供した田一三、一四七坪について、水稻に対する立毛補償四九八、〇一七円、離作補償三七八、六六二円、二十五年七月から二十七年四月までの使用料相当額の補償として八四、九八九円計九六一、六六八円を二十八年一月および四月にその所有者または権利者今井某ほか五六名に支払っているが、土地の提供に際し現に生育中の作物を除去した事実はなく、耕作者は従前とほとんど異なることなく耕作を継続し、収穫していたのであるから、土地の提供に伴い生育中の作物を収穫することができないための損失補償である立毛補償および耕作の継続をすることができないために生ずる損失の補償である離作料は支払う要がなく、また、使用収益権の全部の対価に相当する使用料を補償する要はないものである。

(三五) 東京調達局で、昭和二十六年六月連合国軍の使用に供するため中央工業株式会社から借り上げた埼玉県北足立郡大和田町所在の土地のうち、一五、一〇四・二八坪について、陸稲、かんしよの立毛補償として二十七年六月に耕作者堀崎某ほか三九名に対し三七七、六〇七円を支払っているが、本件土地については軍からその耕作を禁ぜられないまま右耕作者において従前とほとんど異なることなく耕作を継続し、収穫していたものと認められ、特に立毛補償を支払う要はなかったものと認められる。

なお、国が賃借した土地について第三者がほしいままに耕作していたようなものについては、使用料に相当するものを求償するなど適当な処置を執るべきものと認められる。

(三六) 立木補償の支払にあたり処置当を得ないもの

(三七) (組織) 調達庁 (項) 終戦処理事業費 ほか一科目

連合国軍の使用に提供した地域内の立木が、演習または施設建設のため砲爆撃、障害除却等で受けた被害に対する補償にあたり、調査不十分なためその被災本数および石数を過大に算定したため補償金の支払が著しく多額に失したと認められるものが次のとおりある。

(三六) 仙台調達局で、昭和二十七年八月および二十八年四月、窪田某ほか二名に高館地区周辺の土地使用に伴う離作、立毛、立木および果樹に対する補償金として三四、〇九一、〇八五円を支出しているが、右支払の一部分である三五〇、二四六坪の地域に対し施設建設のため伐採した被害立木七一、〇四七本に対する立木補償一一、五七八、三六五円のうち、八太郎山、桔梗の上および浜名谷地地区二三六、九六三坪に対する五三、〇四一本分九、九一六、六二八円について、二十八年六月本院会計実地検査の際の調査によると、住宅地、自動車道路等の施

設建設のため立木を八〇%程度除却された地域は六七、五〇三坪で、この被害立木についてはその大部分を二十二年に青森県で補償済であり、残余の地域においては、ところどころわずかに立木を伐採されたのを散見する程度であつて、実際の被害立木を各地区ごと算出して前記補償済被害立木を差し引くと、本件補償を要する被害立木は六、〇一四本程度にすぎない状況(当局者と立会のうえ現地を調査した結果による。)で、同局で認められた立木価格でその補償金額を算出すると約百六十万円をこえないもので、支払額に比べ約八百三十万円の開差を生じている。

(三七) 横浜調達局で、昭和二十七年八月、山梨県に富士吉田市所在の軍で使用している山林二九町九反一畝の被害立木二四、八二五本二二、四九二・三二石に對する補償金として一四、一九二、六五三円を支出しているが、この補償金は、二十六年五月から二十七年三月までの砲爆撃に因る被害に對するもので、被害の調査は該地について容易に行うことが困難であるとして被害地から遠隔の完全植林地三五年生反当り八三本七五・二石を評価の標準とし、二十六年当時の石当り単価六三・一円により積算したものである。

しかし、二十八年五月本院会計実地検査の際の調査によると、該地は自然林地帯あるいは補植をしたもので標準地の林相とは著しく異なつており、実測の結果は同局で補償の対象とした立木は焼失、枯死、倒壊したものに限られているが、仮に被弾立木約三〇%についても補償を認めるとしても、被害立木は三〇年生反当り四八・六一石総石数一四、五三九・二五石程度にすぎない状況(当局者と立会のうえ基準地一〇箇所を選定して調

査した結果による。)であり、これに對し同局で算出した三〇年生立木の石当り単価五一・一円により(被弾立木については残材価格は一〇〇円程度あるものとしてこれを控除して単価四一・一円)補償金額を算出すると約七百万円で足りる計算となり、支払額に比べ約七百万円の開差を生じている。

是正させた事項

未 収 金

(三八) 水道施設の委託經營費の精算処置緩慢なもの

(一般会計) (部)雑収入 (款)諸収入 (項)雑入

福岡調達局で、別府市に委託した昭和二十六年別府市鮎返連合軍専用水道施設の維持管理および給水業務について、終戦処理費から水道料金五、〇三九、二〇七円を支払っているが、右支払額は委託經營費を一、四四二、二二一円だけ超過していた。

このような実費を超過した支払額があるときは、委託契約によれば二十七年四月末までに国に回収すべきであつたのに、事務処理が遅延したため二十八年四月本院会計実地検査当時まだ回収の手續を執っていないので注意したところ、六月国の歳入に納付した。

工 事

(三九) 請負工事代金の決定において水中掘さく量の計算を誤ったもの

(運輸省) (一般会計) (組織) 運輸本省 (項) 港湾災害復旧事業費

北海道開発局網走開発建設部で、昭和二十七年七月、随意契約により柏土建株式会社に斜里河口港右岸導流堤災害復旧工事を二、七〇九、六四七円で請け負わせているが、水中掘さく量の積算を誤ったため、一、一四六、一四九円が不経済な結果となっている。

右工事は、場所詰コンクリート一五三立米、方塊コンクリートすえ付八〇個を施行するもので、一、二五六、〇〇〇円で延長六〇メートルの間に八〇〇立米の水中砂掘さくを実施したこととして請負代金の全額を支払っているが、二十八年七月本院会計実地検査の際の調査によると、実際に必要とした水中砂掘さく量は八〇立米であったのにこれを八〇〇立米と誤算したまま支払ったものであり、請負人も八〇立米を掘さくし、これにより工事を完成したものである。したがって、支払代金は諸経費を含め一、一四六、一四九円を減額させる必要があると認め注意したところ、二十八年十月同額を回収した。

物 件

(四〇) 格納庫等の購入にあたり現況調査が不十分であったもの

(一般会計) (組織) 調達庁 (項) 防衛支出金

名古屋調達局で、昭和二十八年三月、愛知起業株式会社から名古屋市旧国際飛行場所在の格納庫等建物一二むね延九一九坪を一三、三三四、三九七円で購入しているが、建物の現況調査が不十分であったため一、〇七五、九〇八円高価に当たっている。

右購入価格の決定にあたり、その実態を精査することなく、前記会社の説明に基き、格納庫の大出入口引込とびらの実際は鉄骨わく垂鉛びき波型鉄板張りであるのにスチールドアアとしたり、鉄骨支柱のI型鉄鋼は三〇〇^m/_m×一五〇^m/_m×八^m/_mであるのに三五〇^m/_m×一五〇^m/_m×二二^m/_mとしたり、あるいは天じょうホイストレールの長さは六メートルであるのに二四メートルとして誤って評価したことなどのため前記金額が高価となっていたので注意したところ、当局者は同会社と協定し前記一、〇七五、九〇八円を回収することとし、十二月その全額を国の歳入に納付した。

役 務

(四一) 借料の過払をしていたもの

(一般会計) (組織) 調達庁 (項) 防衛支出金

大阪調達局で、関係部課における事務連絡不十分なため借料についての非償弁済をしていたものがある。

右は、同局で、大神中央土地株式会社ほか一名から借り受けて駐留軍の使用に提供していた家屋、動産等について、昭和二十七年十月から二十八年一月までの間の借料として二十七年十一月から二十八年一月までの間に六四六、一九四円を

支払っているが、当該施設等の使用の必要がなくなり、軍から返還され、賃貸借が既に終了しているにもかかわらず、同局関係者間の連絡不十分のため、その後においてなお借料の支払をしたため四八三、〇一一円の過払をきたしたものである。

なお、過払額は、本院の注意により二十八年十月までに全額回収した。

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

昭和二十六年年度決算検査報告第二章第四節第二中既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況(一)に掲記した分(昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第二参照)

(各件の上部の数字は昭和二十六年年度決算検査報告のページ数を示し、()内の数字は昭和二十五年年度決算検査報告の番号を示す)

六一(一六) 過払金の回収にあたり処置当を得ないもの

東京特別調達局 収納未済額三、一四九、三四〇円のうち、二、九七八、八一七円についてはまだ収納の報告に接していない。

(二六) 解除物件の売渡および管理当を得ないもの

(三九) 六一(三五) 東京特別調達局 収納未済額二、一四二、六七五円のうち二、〇七九、一七五円についてはまだ収納の報告に接していない。

第四 法 務 省

刑務所作業の経理

刑務所の作業は、行刑目的を主眼とするものではあるが、作業の選定およびその実施については収支に関する経済的考慮も重視を要するものと認められるところであつて、個々の作業においてはまだ作業費さえ回収されていないものなどがあり、そのおもなものは別項に記載したとおり三件(四四、五五、五六)あるが、なお一層の経済的考慮が望ましい。

不 当 事 項

(一 般 会 計)

租 税

(四二) 登録税の賦課当を得ないもの

(四三) (部)租税及印紙収入 (款)印紙収入 (項)印紙収入

(四二) 東京法務局で、昭和二十七年四月から二十八年三月までの間に、新造船昌島丸ほか二二件の所有権保存登記にあたり、その船舶の課税標準価格を計七、九七一、六九九、三五〇円と認定し登録税三一、八八六、七九七円を、また、大阪法務局で、二十七年四月および八月に、新造船はわい丸ほか一件の所有権保存登記にあたり、その船舶の課税標準価格を計一、〇六七、七二一、九五〇円と認定し登録税四、二七〇、八八七円を徴収しているが、右課税標準価格は新造船としては低価と認められる。

右の船舶評価基準については、二十六年十月法務府民事局長から通知されており、右評価基準により算出した船価と実際船価とを比較すると実際船価よりも四割程度低価な評価基準であるが、東京法務局においては、同評価基準よりも一割程度低い船舶登記課税標準価格認定基準を定め、これにより算出した価格一五、九四三、三九八、七〇〇円から五割を減じた七、九七一、六九九、三五〇円を課税標準価格とし、また、大阪法務局においては一応前記民事局長から通知された評価基準によっているが、同基準によれば、機関部価格は双暗車船の場合はその価格に二割加算し、その船価は二、一六五、一〇三、九五〇円となるのに、これを加算しないで算出した価格一、九七七、一〇三、九五〇円から約五割を減じた一、〇六七、七二一、九五〇円を課税標準価格としたもので当を得ない。

なお、神戸地方方法務局においては、二十七年四月から十一月までは前記法務府民事局長から通知された評価基準により、十二月以降は右基準より一割程度高い基準をもって課税標準価格を認定しているものであって、法務局間の評価基準に差異があり課税の均衡を失している。

(四三) 東京法務局芝出張所で、昭和二十七年五月、東京都港区麻布北日ヶ窪町所在宅地二、九七八坪および建物一一五坪の所有権移転登記にあたり、その課税標準価格を七、五〇〇、九七四円と認定し登録税三七五、〇四八円を大日本果汁株式会社から徴収しているが、その不動産登記課税標準価格は低価であったため右登録税も著しく低額となっている。

右不動産は、最高裁判所が二十五年五月および七月報国水産株式会社から七、五〇〇、九七四円で購入し、二十六年十二月にその評価額を一二、五四九、〇〇〇円として聖公会神学院所有の東京都文京区所在の不動産と交換したものであるが、同神学院はこれを更に大日本果汁株式会社に売却したもので、その所有権移転登記については中間省略の手續により最高裁判所から直接に右会社の名義に変更の手續を執つたものである。しかし、その課税標準価格は申請時の価格によって決定されるべきものであるのに国有財産台帳登載価額の七、五〇〇、九七四円によつたもので、東京法務局が同出張所に対し二十七年二月から施行するよう通達した不動産登記課税標準によつて計算した課税標準価格二三、八一〇、五七〇円(登録税六九〇、五二八円)に比べても本件登録税は著しく低価となっている。

右のような事態を生じたのは、最高裁判所が本件登記の嘱託書を芝出張所に提出するに際し、不動産価格として右国有財産台帳登載価額を表示しており、同出張所がこの事実を知っていたと認められるのにこれを課税標準価格としたためである。

未 収 金

(四四) 刑務作業収入の徴収処置当を得ないもの

(部)官業益金及官業収入 (款)官業収入 (項)刑務作業収入

刑務作業収入の昭和二十七年年度における収納未済額は四四、八六七、七一三円であるが、このように多額の収納未済を生じたのは、作業製品を代金の納付前に引き渡すなど正規の取扱によつていないためで、そのおもなものは次のとおりである。

- (1) 府中刑務所ほか一二箇所^(注一)で、二十七年三月から十一月までの間に財団法人刑務協会に売り渡したくつほか一八品目の代金等四〇、〇八九、九三二円は、代金の納入がないのに製品を引き渡したり、担保を提供させていない委託作業で所定の納期に代金の納入がないのに作業を継続して、同協会の事業不振に因り収納未済となったものである。

- (2) 東京拘置所で、二十八年二月から三月までの間に山内自動車工業株式会社の委託により修理した自動車の

修理代金二、一四六、五〇〇円は、代金の納入がないのに修理済の自動車を引き渡して、同会社の事業不振に因り収納未済となったものである。

- (3) 福岡刑務所ほか五箇所^(注二)で、二十七年一月から十二月までの間に前田某に売り渡した魚箱仕組板 七二、九六五個の代金等一、七二七、一〇六円は、代金の納入がないのに製品を引き渡したばかりでなく、福岡矯正管区第二部長井戸某がその代金の納入に介在して一部を領得したなどの事情もあつて収納未済となったものである。

なお、二十七年年度当初における二十六年以前に刑務作業収入の収納未済額は、豊多摩刑務所ほか三三箇所^(注三)に因り三〇七、〇四五円が不納欠損となり、二三、二九〇、〇〇六円の収納未済を残している。

(注一) 豊多摩、府中、横浜、千葉、宇都宮、甲府、長野、新潟、大阪、京都、広島、長崎、宮城各刑務所

(注二) 福岡、小倉、籠、熊本、鹿児島、宮崎各刑務所

(注三) 豊多摩、府中、横浜、栃木、静岡、長野、大阪、京都、神戸、三重、岐阜、広島、山口、鳥取、福岡、小倉、長崎、佐世保、大分、熊本、鹿児島、宮崎、宮城、福島、山形、秋田、青森、札幌、高知各刑務所、川越、水戸、姫路、奈良各少年刑務所、新光学院

物 件

(四五) 綿布の購入にあたり処置当を得ないもの

(昭和二十六年) (部)司法及警察費 (款)矯正保護費 (項)矯正保護収容費
大阪刑務所で、昭和二十六年六月、近畿産業株式会社ほか一会社から天じく二A紺染一七〇、〇〇〇ヤールを一八、六一五、〇〇〇円で購入しているが、価格の決定にあたり調査不十分なため約四百六十万円高価となっている。

七〇

右物件は、収容者等の被服用として随意契約により購入したもので、その価格については法務府矯正保護局の指示もあり、民間輸入綿糸の価格により算定した綿織物の価格を基準としてヤール当り一〇九円五〇をもつて契約しているが、本件綿布の購入については法務府矯正保護局が通商産業省通商繊維局から政府輸入綿花による綿糸により製織した綿織物についての割当を受け、その割当切符を同年三月ごろ前記会社等に交付し、大阪刑務所にもその旨連絡してあったものであるから、同綿糸の価格により算定して綿織物のヤール当り価格六六円八二に染色代を含め八二円二五で購入することができたはずのものであるのに、その調査が不十分なため高価に契約したもので処置当を得ない。

なお、同刑務所で、二十五年中、前記近畿産業株式会社ほか三会社から購入した天じく一号、天じく二A、太あや九A等の綿布計一、二四〇、〇〇〇ヤールは、その全量が同年度中に納入されたものとして代金全額一二九、七四六、四〇八円を支払ったが、二十五年に実際に納入された数量は八六一、五二五ヤールにとどまり、三七八、四八四ヤール(約三千九百五十八万円)は二十六年に至って納入されたものである。

不正行為

(四六) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

(注) 静岡地方検察庁沼津支部および沼津区検察庁ほか一九箇所^(注)で、昭和二十三年八月から二十八年八月までの間に、関係職員により収入金、歳入歳出外現金等をほしのままに領得されたものが一二、六〇〇、四二二円、木炭二、六七八俵等(うち二十八年九月末現在補てんされた額一、七五六、〇〇〇円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり九件一一、一三二、五六六円、木炭等約八十万円(うち二十八年九月末現在補てんされた額一、六二六、三九三円)である。

右は、検察庁において関係職員により罰金、科料等として納付された現金または収入印紙、領置物換価代金、刑事証拠金等をそれぞれ正規の取扱をしないで領得されたもの、法務局において関係職員により登録税として納付された収入印紙を領得されたものなどで、このような職員の不正行為に因り国に損害を与えたものについては毎年度の決算検査報告に掲記したところでもあり、また、これが防止対策については法務省に対し特に注意を喚起してきたところで、当局においても証拠金等についてはその取扱方法を改めるなどの処置を講じてはいるが、内部監査を一層励行し、関係資料の照合等を更に厳にする要がある。

(注) 沼津、諏訪、岸和田、洲本、三次、遠野各地方検察庁支部、渋谷、神奈川、沼津、諏訪、布施、岸和田、洲本、三次、木本、津山、遠野、土別、厚岸各区検察庁、秋田地方法務局土崎出張所、高知刑務所

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(四六) 静岡地方検察庁沼津支部および沼津区検察庁	出納官吏 勝又某ほか二名	二三年一月一日から二八年一ごろまで	二、六二二、〇七四円
(四七) 長野地方検察庁諏訪支部および諏訪区検察庁	検察事務官 綿引 某	二二六、三から二二八、八まで	七一六、九二〇
(四八) 神戸地方検察庁洲本支部および洲本区検察庁	同 篠原 某	二二五、二から二二八、六まで	二、五六二、九六二
(四九) 広島地方検察庁三次支部および三次区検察庁	庶務課長 山根 某	二二三、八から二二八、三まで	一、一〇五、二〇八
(五〇) 渋谷区検察庁	検察事務官 金矢 某	二二四、一〇から二二八、五まで	一、五〇三、〇四〇
(五一) 神奈川	同 小林 某	二二七、二から二二八、二まで	五二三、〇〇〇
(五二) 布施	歳入歳出外現金出納官吏 吉村 某	二二七、三から二二八、八まで	一、〇七七、三四三
(五三) 木本	検察事務官 竹本 某	二二七、七から二二八、七まで	一、〇二二、〇一八
(五四) 高知 刑務所	法務府事務官 看守 氏原某ほか五名	二二五、一〇から二二七、六まで	木炭二、六七八俵 ほか二六品目 (価額約八十万円) ほかに木炭等約八十万円
計			

その他 (五五)(五六)

(五五) 刑務所作業の実施にあたり収支計算の関心が薄かったもの

(部)官業益金及官業収入 (款)官業収入 (項)刑務作業収入
 東京拘置所で、昭和二十七年途中で、網走ほか一三刑務所から不用となった各種自動車二一両の保管転換を受け、これを解体または再生のうえ八五三、四〇〇円で売り渡すなどして、その作業収支において一七七、六六一円の益金を生じたものとして、保管転換に要した輸送費七四七、六八八円を考慮して計算するときは一五七〇、〇二七円の損失となるものがある。

右売渡車両は、法務省の通達に基づき、各地の刑務所から不要となった自動車を解体再生する目的のもとに保管転換を受けたもので、このうち再生したものはわずかに一両にすぎず、他はすべて解体のまま部品として処分したものであるが、前記のような損失の計算となり、特にうち一一両は売渡価額が輸送費にも達しない状況で、あらかじめ破損の程度、解体再生に要する経費等を勘案して収支償う見込のものについてだけ保管転換を実施し、他は現地で売り渡すなどの処置を講ずるを相当と認められ、もしこれによると、当局の計算によるも二一両を四四七、六〇〇円程度で売り渡すことができた見込であるのに、漫然保管転換を実施し多額の損失をきたす結果となっている。

なお、本院会計検査の結果、本省においても、今後は当該車両の破損程度、輸送費その他を勘案して保管転換の可否を決定し、修理不可能車両は現地で処分することとなった。

(五六) 作業計画にあたり処置当を得ないもの

五六 長野刑務所で、長野県須坂町に新設予定の刑務所敷地に、昭和二十六年十二月から二十八年三月までの間に、油脂抽出工場付帯建物等二二二坪(国有財産台帳価額八、二二三、〇四四円)を直営で建設したが、油脂抽出作業が実施されないため遊休のままとなっているものがある。

右建物は、さなぎ等を化学操作のうえ石けん材料等として抽油するよう設計され、中央部を軒高一〇メートルの鉄筋造りとしていて、刑務作業の工場としては他に転用困難な特殊構造のものである。

このような特殊な新規工場は、作業計画の実施についてその成果を十分見とおしのうえ建設すべきであるのに、さなぎ油は石けん材料としては適当でなく、一般にもほとんど生産されていない状況にあった二十六年十二月に、外へい工事と併行して急拠本件工事に着手していて、作業計画の検討不十分といわざるを得ない。

是正させた事項

未 収 金

(五七) 国庫に帰属した領置物換価代金等の処理が緩慢なもの

(一) 一般会計 (部) 雑収入 (款) 諸収入 (項) 懲罰及没収金 ほか二科目

没収判決が確定しまたは還付を受ける者がその権利を放棄し、もしくは公告期間満了により国庫に帰属した領置金、領置物換価代金等についての歳入納付の処理が遅延している事態については、昭和二十六年年度決算検査報告にも掲記しその処理

の促進方を要望してきたところであるが、二十八年二月から八月までの間に実施した本院会計実地検査の際の調査によると、なお東京地方検察庁ほか一五箇所^(注)で処理の遅延していたものが四、二九四、三一九円あったので注意したところ、それぞれ歳入に納付した。

(注) 東京、前橋、松江、長崎、高知各地方検察庁、横須賀、小倉両地方検察庁支部、豊島、横須賀、土浦、栃木、前橋、小倉、長崎、諫早、大分各區検察庁

第五 外 務 省

不 当 事 項

(一) 一般会計

物 件

(五八) 物品の購入が多量に過ぎたもの

(組織) 外務本省 (項) 外務本省

外務省で、昭和二十七年八月から二十八年一月までの間に、大蔵省印刷局から外務大臣発給用旅券冊子五〇、〇〇〇冊および在外公館長発給用旅券冊子五〇、〇〇〇冊計一〇〇、〇〇〇冊を二三、〇〇〇、〇〇〇円で購入しているが、所要量についての検討が不十分で多量に過ぎたものと認められる。

右旅券冊子の前年度発給実績は前者一〇、七八〇冊、後者九七九冊で、二十六年度からの繰越分前者一一、二二冊、後者二五、〇一二冊があつた状況であるから、これらの事情を十分検討し、購入量について調整すべき事態であつて、前記のように多量に購入する必要はなかつたものと認められ、現に、二十七年度末において、前者四七、〇五七冊、後者三八、七一一冊（外務省における未発送分）計八五、七六八冊を繰り越し、前者は二十八年八月末において三八、八六五冊、後者は同年六月末において三三、一七一冊を在庫している状況となつてゐる。

第六 大 蔵 省

租税および徴税関係経費

昭和二十七年度における租税収入の徴収決定済額は七千三百九十七億七千余万円、収納済額は六千九百五十二億三千六百余万円であつて、その収納割合九三・九八%は前年度の九二・三九%に比べ好転しているが、なお収納未済額は既往年度分を加えると千三十四億千五百余万円（うち滞納処分執行停止等を除いた純滞納額約七百六十六億円）に達している。

本院会計検査の結果注意を要すると認められる点は、

- (ア) 法人、個人の経理内容または取引関係の調査の不徹底、課税資料の通報連絡または活用の不十分、法令の適用誤りなどのため課税標準額の決定を誤つたものが多いこと、
 - (イ) 源泉徴収所得税については、その納付成績は次第に良好となつてゐるが、なお納付に対する監査不十分等のため徴収すべきものを徴収していないものがあること、
 - (ウ) 確定した租税債権について手続の過誤により徴収決定すべき金額を誤つたり、滞納税金特に利子税等の付帯税について適確な徴収処置を欠いたものがあること、
 - (エ) 過誤納税金の還付の促進については努力の跡は認められるが、なお過納発生後長期間にわたり放置して置いたものがあること、
 - (オ) その他税務職員が税金等をほしのままに領得したものがあること
- などであつて、租税の徴収過不足を是正させたものおよび租税の徴収上の過誤を是正させたものについては別項に記載したとおり三九六件（一〇九―五〇四）あるが、税務官署間および署内相互の連絡を緊密にして徴税事務の適確周到な遂行を期するとともに担当職員の訓練になお一層の努力をする要があると認められる。

国有財産の管理および処分

全国財務局の昭和二十七年度における国有財産の処分収入および利用収入の徴収決定済額は九十六億八千余万

円であつて、これに対し年度末の収納未済額が十二億八千余万円あり徴収決定済額の一三%余に當つては、既往年度分の二十七年末における収納未済額六億七千五百余万円を合わせると収納未済額累計は十九億五千五百余万円に達する状況である。

右収納未済額のおもなものは、船舶共有持分の一部償却額および金利七億三千余万円、財産税等物納財産の処分収入四億八千六百余万円、国有財産の貸付料三億三千八百余万円であつて、このような結果となつたのは債務者の経営不振等に因ることが多いと認められるが、貸付料については、毎年定期に徴収すべきものを数年分取りまとめまたは年度末に至つて徴収決定したことなどにも因るものと認められる。

右のほか、二十七年分貸付料として同年度中に徴収処置を講じなければならなかつたのに、これを翌年度に繰り越したものが約六千九百件三億五百余万円あつたので、本院においても処理の促進について注意を促したところであるが、うち百万円以上のもの四二件一億六千九百余万円についてみると、二十八年九月末までにおおむね徴収決定を了した。

このように徴収決定が遅延したのは、平和回復に伴い国有財産に対する賠償指定の全面的解除および日米行政協定に基づく提供国有財産の実態調査の施行等により事務量が増加したなどの事情に因るものといえその処理の促進を期すべきである。

不 当 事 項

(一) 一般 会 計

租 税

(五九) 関税の課税価格の決定当を得ないもの

(部) 租税及印紙収入 (款) 租税 (項) 関税

東京税関支署で、昭和二十七年中に、鈴木某ほか七八名が譲受(みなす輸入)申告した中古乗用自動車八五台に対し、課税価格を三一、九五二、一六〇円とし関税一二、七八〇、二一〇円を徴収しているが、課税価格の決定を誤り二、四四四、六七〇円の徴収不足をきたしている。

右自動車は、二十五年七月以降、一般外国人が輸入した際連合国軍司令部覚書により物品税だけ課税済のものであつて、これを講和発効後更に前記の者が譲り受けたため関税を課税したものであるが、このような中古自動車のみならず輸入に対し関税を課する場合、課税価格(CIF)の決定の方法としてレッドブック(A地区)に基いて算出する取扱であり、また、一般にこれにより課税されているのに、本件自動車については、右の算出価格三八、〇六三、〇一〇円が先に物品税徴収の際に一般外国人の申告価格に準じて決定した物品税課税標準価格三一、九五二、一六〇円を上回ることさらに減額したものであつて、課税価格の決定当を得ないもの

である。

八〇

物 件 (六〇)―(九七)

(六〇)

国有財産の管理当を得ないもの

(六七)

国有財産のうち、普通財産は昭和二十三年ごろから特に売渡処分为重点が置かれ、ひいて管理については十分と認められる事例が少なくないので、本院においても当局の注意を促してきたところであつて、土地、建物等の管理については改善の跡が認められるが、なお使用料の徴収処置が緩慢であつたものなどがある。また、旧軍用の機械器具等については、まだ管理が行き届きかね、民間業者に使用させていながら長期にわたつてその使用料の徴収処置をしなかつたため徴収困難をきたし、または現況についての調査を怠つたなどのため借受人によつてほしいままに他に処分されたものがある。

いま、本院会計検査の結果判明したおもなものをあげると次のとおりである。

(六〇) 関東財務局で、昭和二十一年二月以降、井研工業株式会社に東京都北多摩郡府中町所在元陸軍機甲整備学校の旋盤、電動発電機等の機械器具一一七台を使用させているが、その使用料は二十二年度までの分一八八、六三三円を二十三年二月徴収決定しただけで全額収納未済となつてゐるばかりでなく、その後現品の監査、使用料の徴収処置も講じないままであつたが、その間において前記会社は、二十三年五月から二十七年二月までの間にほしいままに電動発電機等五六台を約百三十四万五千円で売却し、旋盤五台を貸し付け、送風機等二三台は原因不明の亡失をきたしている状況であつて、国有財産の管理著しく当を得ない。

(六一) 関東財務局で、昭和二十一年五月から二十三年十月までの間に、武田某に木更津市所在元第二海軍航空廠の機械一七台(当局者の時価評価額約六十四円)を使用させ、同期間中の使用料として二二、九二七円を徴収決定したが、全額収納未済となつてゐるばかりでなく、その後使用者から二十三年十一月ごろ返納の申出があつたのに、現品を回収しないままであるうちはほしいままに他に処分されるに至つたのは国有財産の管理当を得ない。

(六二) 関東財務局で、昭和二十二年二月以降、株式会社小平工作所に、各種自動車再生修理および農器具製造の用に供するため、東京都北多摩郡小平町所在元東京陸軍兵器補給廠小平分廠の土地二三、三九七坪、建物二、〇九二坪(二十六年四月以降は土地二一、七九一坪、建物一、〇四〇坪)および工作物一式を使用させているが、その使用料は二十二年度から二十四年度までの分三九四、五七八円を二十五年五月までに徴収決定したが、二十八年七月本院会計実地検査の際の調査によると、そのうち二九一、六四〇円が収納されていないばかりでなく、二十五年以降の分については徴収決定未済となつており、また、借受人は条件に違反して、二十三年四月ごろから順次に株式会社勝俣製作所ほか五名に建物三五六坪およびその敷地約千坪をほしいままに使用させている状況であつたので注意したところ、当局者は本件施設の大部分を借受人から返還させることとし、また、二

十五年度から二十七年度までの使用料として九〇六、三六三円を二十八年度九月徴収決定したが、同月末現在まだ収納に至っていない。

(六三) 関東財務局横浜財務部で、昭和二十一年五月以降東洋通信工業株式会社に横須賀市所在元横須賀海軍工作学校の機械六〇台を使用させ、当初からの使用料として二十八年七月までに一、〇一四、九〇二円を徴収決定したが、全額収納未済となっているばかりでなく、その間において同会社はほしきままに右機械のうち、一八台を大桜開拓農村工業農業協同組合か一会社に貸し付け、四二台(当局者の時価評価額約九十五万円)を売り渡しているのに、長期にわたり放置していたのはその処置当を得ない。

(六四) 東海財務局で、昭和二十一年十二月以降、中部電力株式会社に四日市市所在元第二海軍燃料廠山ノ手福利施設の変電所設備に属する機械器具一式(変圧器ほか一八点二二二台)および柱上変圧器九〇台等を使用させているが、これらの物件は国有財産台帳にも記載されていないし、また、当初から二十七年度までの使用料概算二百三十万円が徴収決定未済となっていたので注意したところ、十月台帳に記載を了したが、使用料の徴収については同月末現在まだその処置が執られていない。

(六五) 東海財務局で、昭和二十二年十月以降、株式会社三工製作所に元官設民営の愛知時計電機株式会社明徳工場所属の国有機械一五台を使用させているが、一部について徴収決定した使用料二六、二九八円を除き二十七年度までの使用料が徴収決定未済であるばかりでなく、軸研ま盤二台が所在不明となっていたので注意したところ、右機械は前記三工製作所によりほしきままに売却されたことが判明したので、二十八年十月弁償金六三、五、八〇〇円および二十七年度までの使用料五五五、七七八円を徴収決定したが、同月末現在まだ収納に至っていない。

(六六) 東海財務局で、昭和二十三年六月以降、横井工業株式会社および株式会社青雲社に元名古屋陸軍造兵廠千種製造所ほか一箇所所属の工作機械二七台を使用させているが、二十四年度以降の使用料が徴収決定未済となっているばかりでなく、前記機械のうち、横井工業株式会社は一八台、株式会社青雲社は四台をほしきままに売却しているのに、うち七台分が二十八年八月現在求償未済となっていたので注意したところ、十月、二十七年度までの使用料五六一、四二二円および前記七台分の弁償金として時価相当額四二二、九〇〇円を徴収決定したが、同月末現在まだ収納に至っていない。

(六七) 中国財務局で、昭和二十一年四月以降、大阪鉄鋼線工業株式会社に使用させていた呉市所在元第十一海軍航空廠仁方龍王工員宿舎の建物二一むね延三、六一八坪の管理および本件建物に関する請求権の行使について当を得ないものがある。

右会社は、右建物のうち九むねについては使用開始後まもなく工場に改造し発生した撤去木材約五百石を売却処分しており、また、二十三年九月、別に建物一むね三五六坪をほしきままに日本通運株式会社に倉庫として貸し付けていたものであるが、二十四年七月に至り、中国財務局は、大阪鉄鋼線工業株式会社に使用建物全

部を価額九、一九二、〇五八円で売り渡したところ、同会社が買受代金を納付しなかつたので二十六年二月同局は売渡契約を解除している。しかるに、これより先二十五年一月、前記日本通運株式会社に貸付中の倉庫用建物はその使用人の失火により焼失したものであるから、焼失建物等についての求償権を行使すべきであるのに、長期にわたりそのままとしていたのはその処置著しく緩慢である。

当局者は、本院の注意により二十八年十一月に至つてようやく損害求償額として一、六九〇、五九五円を徴収決定したが、全額収納未済となつてはばかりでなく、同年六月までに弁償金として徴収決定した二十五年四月から二十八年三月までの使用料相当額一、四三六、八一七円も二十八年九月末現在まだ収納に至つていない。

(六八)
(七八)

機械器具の売渡価額が低きに失したものの

(部)政府資産整理収入 (款)国有財産処分収入 (項)国有財産売却代

旧陸軍省、海軍省および軍需省の所管に属していた機械器具は、昭和二十七年年初頭における平和条約の発効に伴つて従来賠償物件に指定されていたものも自由処分が可能となり、その結果、全国各財務局で同年度内に売渡処分したものは約五万個価額二十三億八千八百余万円であつて、大蔵省所管の国有財産売却代の徴収決定額五十四億六千九百余万円に対し四三%強に當つてゐる。

右処分の状況を検査すると、大蔵省の売渡価額の評定は、まず当該機械器具の新品価格(複成価格)を見積り、これから欠品破損補修見積額を控除した残額に定率法による経年減価後の残存価格率を乗じて算出する取扱で

あるが、各財務局におけるその実施状況を見ると、右新品価格の見積を当該機械器具の製作者等について調査のうえ評定したものは少なく、多くは過去の統制額等に大蔵省が指示したその後の値上り指数を乗じて得た額を採用している。しかし、右指数は低きに過ぎ、ひいては売渡価額が低価になつてゐると認められる事例が少なくない。

いま、大蔵省指示の値上り指数を検討すると、機械の価格構成を資材費、労務費および総経費に分け、昭和二十三年以降の指数は対前年の変動率によつて算出しているが、二十三年の指数の算出にあたり、前年に対する機械器具製造工業の勤労者の平均賃金の変動率を計算するのに労働省調査の二十三年五月の平均賃金程度のものを前年の数値とし、これと二十三年六月から八月までの平均賃金とを対比して一・三倍としている。しかし、二十二年中の平均賃金と二十三年中の平均賃金とを対比すると、二十三年のものは前年の二・七倍程度となつていて二十三年以降の指数は二十二年以前に製作された機械で製作時の新品価格を基礎とする場合において適切でなく、ひいては二十七年適用の指数(二十六年の指数を使用)において三五%から六五%程度低率となつてゐる。

しかして、この指数によつて計算した新品価格を基準として算出した予定価格により競争に付したものの落札価格は相当に上回つており、また、随意契約によつた物件は競争に付したものに比べておおむね優位にあつたと認められるにもかかわらず、指数計算によつて算出した価格をそのまま売渡価額としたため著しく低価とな

つていゝものと認められる。機械器具の処分価額の適正を期するためには競争に付することが望ましいが、産業の保護奨励等の必要から競争に付さないで随意契約による場合は、右競争の実績にかんがみ、指数計算によるだけでなく機械製作者等精通者の意見ならびに需給の状況をも勘案して慎重に処理すべきものと認められる。本院は、需要の多い産業機械および比較的優秀と認められる工作機械について重点的に検査し、現品について観察するとともに、当該機械の製作者等精通者について調査したが、その結果による新品価格を基準として価額を計算すると売渡価額に比べ著しく上回るものが多いが、仮に当局者の指数計算にならないその指数は前記平均賃金の変動率の誤りを是正したもによつて計算してもなお相当の開差を生ずる状況である。右のほか、新品価格(複成価格)の算定等を誤り、評価の適正を欠いたため売渡価額が低価となっているものがある。

そのおもなものをあげると次のとおりである。

(一) 値上り指数の計算が適正でなかつたもの

庁名	所在地	品名	規格	数量	売渡年月	区分	新品価格	欠品破損補修見積額	経年減価後の残存価格率	売渡価額
(六八)	東京都	交流発電機	A、一六極、三六〇V B、一〇極、三六〇V C、一〇極、三六〇V	八個	二七、一一月	本局者	七六九、八八〇 円	一、二六、〇〇〇 円	〇・二四一から 〇・四五五まで	二、一〇〇、〇〇〇 円
		交流発電機	昭和十八年富士電社日立製作所製			本院	二、八六四、七三二	一、七九、〇〇〇	同	三、四四七、三三三
			昭和一十條兵工廠工場			差額	四、七〇〇、五九二			一、二四七、三三三

(六九)	同	同	交流発電機	三相、一五〇KV A、一六極、三七五 B、一三極、三七五 C、一〇極、三七五	二個	二七、一一月 <th>本局者</th> <th>二、四六〇、〇〇〇</th> <th>〇</th> <th>〇・二八二から 〇・三六五まで</th> <th>七三三、五四〇</th>	本局者	二、四六〇、〇〇〇	〇	〇・二八二から 〇・三六五まで	七三三、五四〇
			昭和十七年富士電氣製造株式会社製			本院	四、八三三、〇〇〇	〇	同	一、一三〇、九九六	
			昭和一十條兵工廠工場			差額	一、六三三、〇〇〇			四、八三三、〇〇〇	

(七〇)	近畿財務局	大阪市	ボイラー	水管式、伝熱面積 四、〇二〇平方フ イート、蒸発量一 〇トン、一九〇八 年英国バブルコック アンドウィルコック クス製	二個	二七、九から 二八、二まで <th>本局者</th> <th>三、六六八、〇〇〇</th> <th>三、一八三、四〇〇</th> <th>〇・一〇〇</th> <th>三、一〇〇、〇〇〇</th>	本局者	三、六六八、〇〇〇	三、一八三、四〇〇	〇・一〇〇	三、一〇〇、〇〇〇
			三島製紙株式会社			本院	九、二三八、六〇〇	四、六五九、三〇〇	同	一、七五五、〇〇〇	
			昭和一十條兵工廠工場			差額	二、八〇八、六〇〇			五、四四五、〇〇〇	

(七一)	東海財務局	豊川市ほか	単軸自動旋盤	加工棒の径二五ミ リメートル、一九 三九年米国ブラウ ンシャープ製	七個	二八、三 <th>本局者</th> <th>二〇、六六六、四〇〇</th> <th>四、八四七、七〇〇</th> <th>〇・一九三から 〇・四六八まで</th> <th>三、四三三、三〇〇</th>	本局者	二〇、六六六、四〇〇	四、八四七、七〇〇	〇・一九三から 〇・四六八まで	三、四三三、三〇〇
			日本電装株式会社			本院	三、二八八、九六〇	六、〇三九、一八〇	同	四、七二〇、八〇〇	
			昭和一十條兵工廠工場			差額	六、一〇二、五六〇			二、八八六、七六〇	

(七二)	同	同	型彫盤	テーブルの大きさ 一、六七〇ミリ メートル×三八〇 ミリメートル、一 九三九年米国ブラ ウントン製	四個	二七、一一一 <th>本局者</th> <th>一〇、三三三、三三〇</th> <th>九、二六五、〇〇〇</th> <th>〇・二九から 〇・四二六まで</th> <th>三、〇〇八、一〇〇</th>	本局者	一〇、三三三、三三〇	九、二六五、〇〇〇	〇・二九から 〇・四二六まで	三、〇〇八、一〇〇
			トヨタ自動車工業株式会社			本院	二、四二九、四四八	二、九三五、一八〇	同	四、一四六、八二〇	
			昭和一十條兵工廠工場			差額	三、九六四、一八八			一、一三六、二七〇	

庁名	所在地	品名	規格	数量	売渡年月	区分	新品価格	欠品破損補修見積額	経年減価後の残存価格	売渡価額	
(七三) 東海財務局	豊川市ほか	豊川市ほか一箇所 元豊川海軍工廠ほか一箇所	横フライス盤 テーパーの大きさ 一、三七〇ミリ メートル×二九〇 ミリメートル 九四〇年米国カー ネリアンドトレッ カー製 ほか二一	二個	二年三月	当局者	二七、〇九七六円	二、八九四九円	〇、三九から 〇、五二五まで	七、三五〇九六円	
(七四) 中国財務局 山口財務部 光出張所	光市	元光海軍工廠	天じよう走行起重機 主巻一〇〇トン、 補巻二五トン、径 間二メートル、 揚程八メートル、 昭和十九年株式會 社日立製作所製 ほか二一	三基	川崎製鉄株式 會社	当局者	三、四八三、四〇〇	四、五〇、六〇〇	〇、六七	一、八三八、五〇〇	
(七五) 北九州財務 局小倉直 方商出張所	小倉市ほか	小倉市ほか二箇所 元小倉陸軍造兵廠 ほか二箇所	空圧圧縮機 横型五〇〇馬力、 圧力七キログラム、 毎平方センチメー トル、昭和十九年 株式會社日立製作 所製 ほか四	五基	小倉製鋼株式 會社はか二名	当局者	二七、六から 九まで	本 院	三、二八五、二一 三、四八〇、九二九	二、二五、三五 〇、四七五まで	六、三七六、六八 八、三五、四六七 一、九七、八〇九
(七六) 関東財務局横濱財務部横須賀出張所で、	昭和二十七年十二月、	随意契約により三菱日本重工業株式會社横									

(二) 新品価格(複成価格)の算定等を誤つたもの

浜造船所に横須賀市所在元横須賀海軍工廠のディーゼル機関付発電機一基を四、九二五、三七〇円で売り渡して
いるが、右売渡価額評定の基礎となつた新品価格の見積が適切でなかつたため、ひいて売渡価額が著しく低価
となつてゐる。

右機械は、二十六年七月以降三菱日本重工業株式會社横濱造船所で使用していたものを同会社に売り渡した
ものであるが、右売渡価額算定の内容をみると左のとおりである。

品名	規格	製作年次	製造所名	新品価格	欠品破損補修見積額	能力差による減額	残額	残存価格	売渡価額
ディーゼル機関	マ式三号、一〇気筒、一、〇〇〇馬力、三三回轉、行程六〇〇ミリメートル	昭和十九年	川崎重工業株式會社	一、八五〇、〇〇〇円	九六六、〇〇〇円	一、七六三、〇〇〇円	七、五二、〇〇〇円	〇、四六八	三、三〇〇、三六六円
交流発電機	三相、一、七〇〇KVA、六、〇〇〇V、一八極、三三回轉	昭和十九年	三菱電機株式會社	九、一六五、〇〇〇円	三、七二一、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円	四、〇四三、〇〇〇円	〇、三九八	一、六五五、〇三四円

右のうち新品価格は、買受会社について調査したものを基礎としているが、買受会社についてだけ調査した
ことは妥当の処置でなかつたばかりでなく、その計算内容についても論議の余地がある。本院でこの種機械の
製作者について本件規格のもの売渡時における新品価格を調査したところ、ディーゼル機関は四七、二〇
〇、〇〇〇円、発電機は一四、五〇〇、〇〇〇円程度であり、通商産業省重工業局について調査した価格もこれ
を下らない状況であつて、これに比べ当局者採用の新品価格は著しく低価となつてゐる。

いま、仮に本院調査による新品価格を基準とし、これから買受会社提出の売渡時に換算した実績による欠品

破損補修額、ディーゼル機関一、五三九、六〇〇円、発電機五、七〇〇、〇〇〇円を控除し、更に当局者採用の能力差の減額率をそのまま採用して計算すると、ディーゼル機関は一三、三五一、二五三円、発電機は二、七〇六、四〇〇円計一六、〇五七、六五三円となり、本件売渡価額はこれに比べ約千百万円低価に当たっている。

なお、本件機械の二十六年七月から二十八年一月売渡代金収納時までの使用料が徴収決定未済となっていたので注意したところ、十一月八七六、九五三円を収納した。

(七七) 中国財務局呉出張所で、昭和二十七年八月、随意契約により尼ヶ崎製鉄株式会社と呉市所在元呉海軍軍需部の塔型起重機一基(固定式、巻揚荷重二〇トン)を二、八五三、〇〇〇円で売り渡しているが、右価額評定の基礎となった新品価格の見積が適切でなかったため、ひいて売渡価額が著しく低価となっている。

右起重機は、株式会社東京石川島造船所(現在は石川島重工業株式会社)の昭和十六年製で、当局者が採用した売渡時における新品価格は、二十六年五月同会社について調査した額トン当り二八〇、〇〇〇円に巻揚荷重二〇トンを乗じ、その後売渡時までの値上りを一五%とみて計算した価格六、四四〇、〇〇〇円と当局者の採用した他の計算方式による価格とがほぼ一致したのでその平均を採り六、四七二、三〇〇円としたというのであるが、前記トン当り価格は製品の重量トンに対するものであるから、新品価格を計算するにはこれに製品重量を乗ずべきであるのに巻揚荷重を乗じた不備があり、また、他の計算方式においても製品重量や値上り指数が実際に適合しない欠点がある。

本院で製作者石川島重工業株式会社について調査したところ、本件の製品重量は八五・五トンであるから、これを前記トン当り単価に乘じ、その後の値上りを一五%として計算すると新品価格は二七、五三一、〇〇〇円となるが、右計算は運行式のものであり、本件は固定式であるから、前記価格の一五%減として計算すると約二千三百四十万円となり、また、本院で精通者について調査した新品価格は二千二百五十万円程度である。よつて、新品価格を二二、五〇〇、〇〇〇円とするときは、右価格の増加に対応して欠品破損補修見積額も増大すると認められるので、当局者が一、二九四、四六〇円を控除したのに対し、本院は比率計算によつて四、五〇〇、〇〇〇円を控除し、その残額に当局者採用の経年減価後の残存価格率〇・五五一(耐用年数三五年、経過年数一二年)を乗じて計算すると九、九一八、〇〇〇円となるが、更に当局者が控除しなかった買受会社提出の解体運搬費見積額二九六、二〇〇円を控除しても九、六二一、八〇〇円となり、これに比べて本件売渡価額は六、七六八、八〇〇円低価に当たっている。

(七八) 中国財務局山口財務部徳山出張所で、昭和二十八年一月、随意契約により東洋曹達工業株式会社に徳山市所在元第三海軍燃料廠の限流リアクトル五基(三個を一基とする。)を五〇〇、七〇〇円で売り渡しているが、右売渡価額評定の基礎となった新品価格の計算に誤りがあったことなどのため、ひいて売渡価額が著しく低価となっている。

当局者の採用した新品価格一、七二〇、〇〇〇円は、本件の製作者である株式会社日立製作所について調査し

た額を採用したこととなっているが、著しく低価と認め本院において同会社について調査したところ、右は単相のもの五個の評価であったのにこれを五基一五個(新品価格は二、八二〇、〇〇〇円程度)の価額と誤認してそのまま採用したものであり、また、経過年数にも誤算があったことが判明した。

(七九) いま、仮に本院調査の新品価格ならびに経過年数を基礎として当局の計算例にならない価額を計算すると八十九万余円となり、これに比べ本件売渡価額は約四十万円低価に当たっている。

(八五) 用途を指定して売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの

国有財産を、一定の産業を保護奨励しようとする場合または学校教育施設その他公共の用途に使用させるため競争契約によらないで随意契約によって特定の者に売り渡すときは、その用途ならびに用途に供すべき期日および期間を指定しなければならないこととなっているが、このようにして売り渡したものについてその後の状況を検査すると、売渡にあたり相手方の資産、信用および事業計画の確否等についての調査が十分でなく、また、その後の監査をも怠ったため買受人により転売されるなど指定用途に違反しているものがあるが、このような場合は、契約を解除することがある旨の契約条項にかんがみて適當の処置をすべきものと認め注意したが、昭和二十八年九月末現在一部について契約を解除したほかはまだその処置が執られていない。

(七九)	関東財務局	土地	名	区分	数量	所在地	名	売渡先	年	月	転売価額	円	転売額	円	用途
			宅			東京都	石野	先	年	月	二、一〇、八〇〇	三、一五〇、〇〇〇	三、一五〇、〇〇〇		母子寮、託児所、医療施設等として一〇年間使用

(八〇)	同	土地	立	建物	立	東京	都	中央青果株式会社	二六、	七三	四、七五、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇		千代田経済株式会社	農産物の加工工場、倉庫および同敷地として一〇年間使用
------	---	----	---	----	---	----	---	----------	-----	----	----------	-----------	--	-----------	----------------------------

(八一)	同	土地	二	東京	都	中央鋼材工業株式会社	二六、	一〇八	一、二九、〇〇〇	三、六五〇、〇〇〇		ダイヤ物産株式会社	船舶、車両等機械部品の製造工場および倉庫敷地として一〇年間使用
------	---	----	---	----	---	------------	-----	-----	----------	-----------	--	-----------	---------------------------------

(八二)	関東財務局横濱財務部	土地	二	神奈川県	逗子町	神奈川県逗子町	二六、	二七、	四、	三、〇〇〇、〇〇〇	三、四三〇、〇〇〇	三、四三〇、〇〇〇	藤川某ほか三四名	学校教育施設として一〇年間使用
------	------------	----	---	------	-----	---------	-----	-----	----	-----------	-----------	-----------	----------	-----------------

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に關する法律(昭和二十三年法律第七十四号)(以下法という。)第二条を適用して時価評定額から四割を減額して売り渡したものであるが、そのうち建物約五百六十坪(売渡価額相当額約百万円)を住宅用途に貸し付けているので本院で注意したところ、二十八年九月使用目的違背の部分について契約を解除した。

(八三)	近畿財務局	建物	三	大阪	市	増田機械工業株式会社	二六、	一一五	一、〇三九、五五五	約一、〇〇〇、〇〇〇		小泉鋼業所	造船部品製造工場としての復旧資材用として一〇年間使用
------	-------	----	---	----	---	------------	-----	-----	-----------	------------	--	-------	----------------------------

(八四)	東海	土地	二	浜松	市	元陸軍第二四練成飛行隊	二六、	二八、	四、	五、四七、八五七	四、八五〇、〇〇〇	五、四七、八五七	葵紡織株式会社	食糧増産および粉食技術の研究普及用として一〇年間使用
------	----	----	---	----	---	-------------	-----	-----	----	----------	-----------	----------	---------	----------------------------

(八五)	四国	土地	五	徳島	市	元四国第一四九部隊	二四、	二五、	一、	二、一六三	二、一七〇、三三三	二、一六三	中学校敷地として一〇年間使用
------	----	----	---	----	---	-----------	-----	-----	----	-------	-----------	-------	----------------

行名区分数量	所在地	売渡先	売渡年月	売渡価額	転売先	指定用途
六六			二五、九月	七六、八三	高松刑務所丸龜拘置所ほか一名	
二六、一			二六、一月	六六、五〇	高松地方裁判所丸龜分室	
二六、五			(交換)	六六、五〇	高松地方裁判所丸龜分室	
二七、一一			(貸付け)	三四、〇	四国電力株式会社	
未利用			(月額)	三四、〇	四国電力株式会社	
一九三						
五六						
一八三						

法第二条を適用して時価評定額から二割を減額して売り渡したものであるが、転売、交換、貸付けの条件違反があるほか残余の土地一、八三三坪は未利用となっており、商店および住宅敷地として転売予定のものである。

備考 (ア) 数量欄の単位は土地は坪、建物は延坪、工作物は個、立木は本とする。

(イ) 転売価格は当局者の調査報告額または本院で直接買受人について調査したものである。

(八六) 国有財産の売渡代金および使用料の収納処置当を得ないもの

(部) 政府資産整理収入 (款) 国有財産処分収入 (項) 国有財産売却代金 ほか二科目

国有財産の売渡代金の収納については、本院において累年改善方について注意を促してきたところ逐年好転しているが、代金納付前に建物、機械等を引き渡し、解体移築または搬出のうへ使用されているのにもまだ代金が収納未済となっているものが若干ある。また、土地、建物、工作物、機械等の使用料の徴収処置についても、毎年定期に徴収決定すべきものを長期にわたってそのままにしましたは数年度分を一括して徴収決定したりなど三円ある。

して収納未済となっているものがある。

いま、本院会計実地検査の結果判明したもののうち、二十八年九月末現在のおもな事例をあげると左のとおり売渡代金において三件六、三九二、五八二円、使用料において九件二七、二九一、一三一円計三三、六八三、七一二円ある。

(一) 売渡代金の収納処置当を得ないもの

財務局	区分	数量	所在地	売渡先	売渡年月	売渡価額	摘要	
(八六)	関東	建 物 二、五四	神奈川県相模原町(元高座海軍工廠)	日進ベニヤ株式会社	二五、八月	三五、〇七二円	解体搬出済、二十八年九月末現在三、〇〇七、一一五四円収納未済	
(八七)	東北	土地 一、八三三 建物 三、三三	仙台市(元東京第二陸軍造兵廠仙台製造所)	仙台コンクリート工業株式会社	二七、三月	一九、〇四三	二十八年九月末現在全額収納未済	
(八八)	同	建 物 三、二九	青森県大湊町(元大湊警備府ほか二箇所)	茶碗谷某	二五、三月	八九、〇五五	解体搬出済、二十八年九月末現在全額収納未済	
計							六、三九二、五八二	

備考 数量欄の単位は土地は坪、建物は延坪、工作物は個とする。

(二) 使用料の収納処置当を得ないもの

第二章 第四節 第六 大蔵省 (八六―八八)

財務局	区	分数	量	所在地	使用者	使用料を徴収すべき期間	使用料	摘要
(八九)	関東	機械器具	三四	東京第一陸軍造兵廠十條工場	株式会社紀長伸銅所	二六、四月から三、四まで	五、四八、三〇円	二十八年九月末現在徴収決定未済
(九〇)	同	機建土地	四四三 八六六 三	茨城県稲敷郡ほか一箇所	アサヒ産業株式会社	二一、一〇から二八、三まで	三、六〇、九三	二十八年九月末現在二、五二〇、九四四円収納未済、三、八三三、九五五円徴収決定未済
(九一)	同	工建土地	三四九三 三二四	横須賀市第一海軍技術廠	朝日貿易倉庫株式会社	二六、四月から二八、三まで	一、八四、四三三	二十八年九月末現在一、四八、七六八円収納未済
(九二)	東海	建土地	四〇三 五二九	豊橋市元豊橋陸軍第二予備士官学校	社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会愛生郷	二三、一〇から二八、三まで	三、九四、七七	二十八年九月末現在一、四七〇、〇〇〇円徴収決定未済、二、四二四、七一七円収納未済
(九三)	同	機械器具	三	名古屋市ほか一箇所 元名古屋陸軍造兵廠熱田製造所ほか二箇所	川崎製鉄株式会社	二六、四月から二八、三まで	一、九三、九四五	二十八年九月末現在徴収決定未済
(九四)	同	同	三	名古屋市元愛知時計電機株式会社社徳工場	愛知時計電機株式会社	二四、四月から二八、三まで	一、五五、七二	二十八年八月徴収決定、九月末現在全額収納未済
(九五)	同	工建物	一	静岡市元住友金属工業株式会社社静岡工場	大浜製紙株式会社	二二、四月から二八、三まで	一、四九、六六	二十八年九月徴収決定、同月末現在全額収納未済

(九六) 同
同
電力地下線
二四五〇
メートル

静岡市
元三菱重工業株式会社
会社静岡製作所

新三菱重工業株式会社
社静岡工場

二六、二から
二八、三まで

一、三五、五九

二十八年九月末現在徴収決定未済

(九七) 北九州
建土地
三〇、六六
四四五

直方市ほか一〇箇所
元産業復興公団引継施設

財団法人福岡県社会
保険炭鉱医療協会

二六、四から
二八、三まで

六、四一、九七四

二十八年四月徴収決定、九月末現在全額収納未済

備考 (ア) 数量欄の単位は土地は坪、建物は延坪、工作物および機械器具は個とする。なお、数量は貸付期間中の最終のものを示す。
(イ) 徴収決定をしていないものについては当局者計算の見込額を掲げてある。

不正行為

(九八) 職員の不作為に因り国に損害を与えたもの
(一〇五)

浅草税務署ほか一九箇所(注)で、昭和二十三年九月から二十八年五月までの間に、関係職員により歳入金、歳出金等をほしのままに領得されたものが一六、四九四、二一四円(うち二十八年九月末現在補てんされた額二、六四九、四三八円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり八件一三、三六四、四四四円(うち二十八年九月末現在補てんされた額一、六九六、七四七円)である。

右のうち大部分を占める税務署関係のものは納税者から領収した現金または小切手を国庫に払い込まないで

その全部または一部を領得したものであるが、その方法のおもなものは、正規の領収証書を使用して領収しながら領収報告をしないで全額領得したもの、正規の領収証書を使用して領収しその一部を払い込み差額を領得したもの、先日付小切手を受け期日到来後その処理をしないで領得したものなどである。
なお、本院は、税務署における先日付小切手等証券類の取扱について適確を欠くものがあると認めその処理を明確にするよう要望しておいた。

(注) 税務講習所東京支所、浅草、浦和、真岡、山城田辺、兵庫、西宮、札幌、石狩、網走、北見、根室、須賀川、五所川原、名古屋、武生、赤岡、博多、香椎、飯塚各税務署

不正行為をした職員名	不正行為期間	不正行為金額
(九八) 浅草 税務署 徴収課 出納員 上原某ほか一名	二七、一〇から 二八、二まで	四、五四四、七五四円
(九九) 浦和 総務課 分任収入官吏 大蔵事務官 川 某	二四、一から 二五、二まで	七六九、三五二
(一〇〇) 山城田辺 同 野々口 某	二七、四から 二八、三まで	一、一〇九、九七六
(一〇一) 兵庫 総務課 出納員 平井 某	二六、五	一、〇〇〇、〇〇〇

(一〇二) 西宮 調査課 分任収入官吏 大蔵事務官 隅 某	二七、四	五三三、五〇〇
(一〇三) 須賀川 総務課 出納員 矢吹某ほか三名	二三、二二から 二六、二まで	一、六〇二、九八〇
(一〇四) 赤岡 監理課 高田 某	二六、六から 二七、八まで	一、五〇八、八四七
(一〇五) 香椎 総務課 大蔵事務官 内藤某ほか九名	二三、九から 二五、八まで	二二、二九五、〇三五 一三三、三六四、四四四

その他

(一〇六) 還付加算金の支出に關し処置当を得ないもの

(組織) 税務官署 (項) 租税払戻金
大阪国税局ほか四箇所、昭和二十七年二月から十二月までの間に、左のとおり株式会社広部ほか五名に対し法人税等の過誤納額に対する還付加算金二、六〇六、八四〇円(うち二十六年度分一、〇〇三、八五〇円)を支出しているが、法人税等の払もどし処理が緩慢に失し二年有余の長期にわたっているものもあるため、余分の還付加算金を支出するに至つたもので当を得ない。

庁名	支出年月	支出先	支出額
大 阪 国 税 局	二七、六月	株式會社 廣 部	二一八、六三〇
廣 島	〃	福 山 織 物 株 式 會 社	三一八、七八〇
福 岡	〃	高 島	三九三、〇二〇
熊 本	〃	森 山 某	一一一、二八〇
倉 敷	〃	閉鎖機關鹿兒島食糧營團	五五一、二八〇
計	二	正 織 興 業 株 式 會 社	一、〇〇三、八五〇
			二、六〇六、八四〇

右のほか、札幌国税局で、二十七年六月および十二月、有限会社井上宇太郎商店ほか一名に対し法人税等の払もどし金に対する還付加算金二七七、一三〇円を支出しているが、還付加算金の期間計算に關し法律の適用を誤つたため一四九、二五〇円が過払となつていたので本院會計実地検査の際注意したところ、二十八年十月までに全額を回収した。

(印刷局特別會計)

物 件 (一〇七)(一〇八)

(一〇七) 石炭の購入方法が適切でなかつたもの

(項)事業費

大蔵省印刷局で、昭和二十七年度中、銘柄を指定し随意契約により常磐炭礦株式会社ほか一三名から石炭二二、一五四・四三トンを一五六、六四九、一三七円で購入しているが、もし銘柄に余裕をつけて競争入札に付したとすればより低價に購入することができたと認められる。

右は、常磐特粉炭等(発熱量五、四〇〇カロリー以上、灰分二六%以下または発熱量五、四〇〇カロリー以上、灰分二五%以下)二二、一五四・四三トンを単価六、三八〇円から八、六八〇円で契約したものであるが、右購入炭はもともとボイラー用に使用するもので、当時の石炭事情からみて随意契約の方法によらなくても競争に付して容易かつ有利に購入することができたものと認められ、現に、本件各購入契約とその契約時期、発熱量および納付場所が近似している日本専売公社東京、岡山両地方局で指名競争に付した石炭購入事例に比べると、本件購入はトン当り一、〇八一円から二、六三三円高価となつている状況で、本件購入方法は適切であつたものとは認められない。

(一〇八) 紙の購入計画を得ないもの

(項)事業費

大蔵省印刷局で、昭和二十七年度中に、特殊な用紙の購入にあたり適確な受注見込によらないで購入したため同年度末において多量の在庫となり、不経済な結果をきたしているものが次のとおりある。

- (1) 二十七年七月、有限会社五輪堂から統計カード用紙三〇、〇〇〇ポンドを三、七五〇、〇〇〇円で購入して

いるが、右は、総理府恩給局等からの注文を予定して購入したもので、恩給局からの注文は二、七三一ポンドにとどまり、二十六年からの繰越を含め三九、〇四〇ポンドを二十八年度へ繰り越している状況であつて、このような特殊な用紙を単なる見込のもとに購入するのは当を得ない。

(2) 二十七年八月、有限会社五輪堂からホルダー用紙一五、〇〇〇枚を九四三、五〇〇円で購入しているが、右は、人事院からの注文を予定して購入したもので、右用紙を使用して作成する人事院のカード入れが注文されず、全量未使用のまま二十八年度へ繰り越している状況であつて、同様に当を得た購入とは認められない。

是正させた事項

租 税 (一〇九)―(五〇四)

(一〇九) 租税の徴収過不足を是正させたもの (四八二)

(一般会計) (部)租税及印紙収入 (款)租税 (財産税等収入金特別会計) (款)租税

租税の徴収過不足をきたしていたものに対し、本院会計検査の結果是正させたものは、過不足の税額一事項十万円以上のもので集計すると三七三件、徴収不足二二一、九五五、九六六円、徴収過二〇、三四六、五〇九円で、これを態様別にみると左のとおりである。

(一) 個人の取引関係等の調査不十分なもの 八五件 徴収不足 四一、〇五四、九九八円 徴収過 一、〇一二、九〇四円

(二〇九) (二九三)

右は、所得税、相続税等の個人課税において、

(ア) 国、公共団体その他法人との取引関係または所有権移転登記等の調査不十分なため、不動産所得、事業所得、譲渡所得、受贈財産等に対する課税漏れをきたしたものの、

(イ) 富裕税、酒税、物品税等の関連資料の調査不十分なため、配当所得、不動産所得、事業所得等の課税漏れをきたしたものの、

(ウ) 会社の設立資金、増資資金、不動産買得資金の出所の調査不十分なため、事業所得、譲渡所得、受贈財産等に対する課税漏れをきたしたものの、

(エ) 事業所得の収支計算上の是否認を誤つたものなどであつて、これを局署別にあげると左のとおりである。

(東京国税局)

税務署	年 度	税 目	徴収不足	徴収過(△)	納 税 義 務 者
芝	二五	再評価税	二七二、三四〇円		玉
本 郷	二四、二六	所得税	五九四、三〇五		須 藤 某
浅 草	二六	所得税、再評価税	三七一、八八〇		川 上 某
大 森	二五、二六、二七	所得税	五、三三〇、三九二		野 本 某
					ほ 某
					か 一
					か 二
					名 某

第二章 第四節 第六 大蔵省 (一一三—一二五)

税務署 年度 税 目 徴収不足 納税義務者

右のうち、
 (1) 二、六一五、七九〇円は、野本某の事業所得五、一八七、八四〇円に対し二十七年分所得額を決定しなかったことに因るものであり、
 (2) 一、七一五、三八五円は、武井某が二十六年分所得額の申告にあたって、事業所得等三、二四一、〇三六円を脱漏していたのにこれを更正しなかったことに因るものである。

(一一三)	蒲田	所得税	三九四、一六〇円	森	東	某
(一一四)	玉川	同	一一二、九四九	伊	藤	某
(一一五)	黒川	同	三二二、九七五	伊	本	某
(一一六)	板橋	同	一、〇二四、四五五	松	本	某
(一一七)	王子	二十五分所得額の決定にあたって、事業所得二、二〇四、九〇〇円を三二四、〇〇〇円としたことに因るものである。	三六二、四五五	大葉	某	某
(一一八)	荒川	所得税、相続税	七五五、三九〇	飯	某	某
(一一九)	武蔵野	所得税	一三八、九八〇	吉	島	某
(一二〇)	横浜	同	七〇五、九一三	中	山	某
(一二一)	藤沢	同	一八〇、九七〇	林	村	某
(一二二)	小田	同	一三三、九〇一	小	西	某
(一二三)	千葉	同	一三一、八五〇	大	松	某
(一二四)	銚子	相続税	二六四、七七〇	塚	松	某
(一二五)	足利	所得税	二五五、〇〇〇	八	品	某

(関東信越国税局)

(一二六)	前橋	相続税	三三四、〇〇〇	桑	原	某
(一二七)	高崎	所得税、相続税	六四六、〇七〇	白	田	某
(一二八)	諏訪	相続税、再評価税	三四〇、六五〇	河	西	某
(一二九)	新潟	所得税	二九九、〇九〇	高	島	某
(一三〇)	新津	同	一二九、五六〇	石	部	某

(大阪国税局)

右のうち二、〇八七、三〇〇円は、孫某が贈与を受けた不動産四、一一四、二一〇円等に対し二十六年分相続税を決定しなかったことに因るものである。

(一一一)	南	所得税、相続税	二、五〇二、三〇〇	孫	某	五名
(一一二)	北	所得税	四七五、二四〇	関	某	二名
(一一三)	阿倍野	同	八四六、九二五	岩	井	一名
(一一四)	西成	同	一、五三一、三七〇	岡	某	一名
(一一五)	豊能	所得税	二四七、一一〇	木	寺	某
(一一六)	堺	同	一一二、五八〇	隅	田	某
(一一七)	兵庫	同	四九七、七一〇	尾	崎	某
(一一八)	西宮	同	七二九、八八〇	富	田	某
(一一九)	芦屋	再評価税	一一九、三七〇	岩	尾	某
(一二〇)	和歌山	相続税	二一七、四八〇	楠	見	某
(一二一)	新宮	所得税	一五〇、三一〇	前	田	某

(札幌国税局)

(一二二)	小樽	所得税	一、一五〇、八七〇	石	津	某
-------	----	-----	-----------	---	---	---

第二章 第四節 第六 大蔵省 (一二六—一四二)

第二章 第四節 第六 大蔵省 (一四三一五九)

稅務署 年 度 稅 目 徵收過(△)不足 納 稅 義 務 者

(仙台国税局)

(一四三)	仙台北	二四、二五	所得稅、相統稅	七五九、二七〇	鈴木 某	ほ	三	某
(一四四)	大河原	二六	所得稅	二四一、八〇〇	小 田 某	ほ	一	某
(一四五)	福 島	二六、二七	同	二八八、九七〇	和田 某	ほ	一	某
(一四六)	郡 山	二五	同	△一七四、四二九	佐 藤 某	ほ	一	某
(一四七)	須 賀 川	二六	所得稅、相統稅	五〇六、七六〇	伊 藤 某	ほ	一	某
(一四八)	若 松	二五	所得稅	六三三、七三〇	久 我 某	ほ	一	某
(一四九)	白 河	二六	同	一一二、三二〇	高 木 某	ほ	一	某
(一五〇)	平 馬	二六	同	二二九、五二〇	阿 部 某	ほ	一	某
(一五一)	相 馬	二六	相統稅	一一一、四七〇	藤 岡 某	ほ	一	某
(一五二)	大 館	二六、二七	所得稅	八四〇、九二〇	藤 岡 某	ほ	一	某

(名古屋国税局)

(一五三)	名古屋西	二四	所得稅	三六一、二〇一	池 田 某	ほ	一	某
(一五四)	熱 田	二六	同	一一〇、八六〇	高 宮 某	ほ	一	某
(一五五)	尾張瀬戸	二四	同	八五九、七九〇	加 藤 某	ほ	一	某
(一五六)	津 島	二五	同	六四五、一五〇	租 父 某	ほ	一	某
(一五七)	半 田	二六	同	二三一、六一〇	大 笠 某	ほ	一	某
(一五八)	碧 南	二六	同	一六七、七七〇	小 岩 某	ほ	一	某
(一五九)	豊 橋	二五	同	一一五、〇五〇	広 原 某	ほ	一	某

(一六〇) 静 岡 二四 同 寺 長 島 某
 (一六一) 清 水 二五 相統稅 一、三六〇、三四〇
 (一六二) 沼 津 二六 所得稅 四〇四、九四〇
 (一六三) 磐 田 二六 相統稅 一六九、九六〇

贈与を受けた不動産三、三九八、八二九円に対し二十五年分相統稅を決定しなかつたことに因るものである。

(金沢国税局)

(一六四)	金 沢	二五、二六、二七	所得稅	四四八、〇九〇	岩 井 某	ほ	二	某
(一六五)	敦 賀	二五	同	△二七二、一四〇	汐 田 某	ほ	二	某
(一六六)	富 山	二六	同	八五八、〇二〇	須 田 某	ほ	二	某

(広島国税局)

(一六七)	広島東	二六	所得稅	二〇二、一九〇	菅 野 某	ほ	一	某
(一六八)	広島西	二六、二七	同	三一七、九九〇	津 田 某	ほ	一	某
(一六九)	廿 日 市	二四	相統稅	一〇〇、六一〇	丸 本 某	ほ	一	某
(一七〇)	吳 原	二七	所得稅	一四〇、四四〇	内 藤 某	ほ	一	某
(一七一)	三 原	二五	同	一七四、六〇〇	西 藤 某	ほ	一	某
(一七二)	府 中	二四	同	一二二、九五〇	片 岡 某	ほ	一	某
(一七三)	宇 部	二四	相統稅	一八八、七一〇	岡 部 某	ほ	一	某
(一七四)	岡 山	二四、二六	所得稅	八七九、五二七	中 部 某	ほ	一	某
(一七五)	玉 野	二六	相統稅	二八七、〇〇〇	石 井 某	ほ	一	某
(一七六)	倉 敷	二五、二六	所得稅	六一三、四四〇	庄 司 某	ほ	一	某
(一七七)	米 子	二六	同	一〇八、八一〇	庄 司 某	ほ	一	某

第二章 第四節 第六 大蔵省 (一六〇一七七)

第二章 第四節 第六 大蔵省 (一七八—一九二)

税務署 年 度 税 目 徴収不足 納 税 義 務 者

(一七八) 高 松 二五、二六 所得税 一、五二二、〇九〇 円 広瀬某ほか一名
 右のうち一、二四五、六五〇円は、広瀬某の二十五年分所得額の申告にあたって、事業所得二、七五八、七七二円を五〇〇、〇〇〇円としていたのにこれを更正しなかったことなどに因るものである。
 (一七九) 松 山 二五 所得税 六二二、四一〇 忽那某ほか一名
 (一八〇) 高 知 二六 相統税 四一八、八八〇 山崎某

(福岡国税局)

(一八一) 福 岡 二五 所得税 一、三一、五八〇 東某ほか一名
 (一八二) 博 多 二六 所得税、再評価税 三四七、一一〇 松重下
 (一八三) 遠 賀 二六 所得税 二二六、六六〇 森重
 (一八四) 田 川 二四、二七 同 二二〇、二一〇 岡野某ほか一名
 (一八五) 飯 塚 二六 富裕税 一二二、一二〇 深野某ほか一名
 (一八六) 大 牟 田 二六、二七 所得税 四七七、三三〇 野田某ほか一名
 (一八七) 小 倉 二六 同 一八一、〇〇〇 野田某ほか一名
 (一八八) 唐 津 二六 同 二七〇、八六〇 新田某ほか一名
 (熊本国税局)
 (一八九) 熊 本 二五、二六 所得税、再評価税 四〇八、七二〇 田村某ほか一名
 (一九〇) 人 吉 二五 所得税 一五三、七二五 小川某
 (一九一) 日 田 二五 同 一三一、九一〇 瀬戸某

(一九二) 鹿 児 島 二六 同 二二四、五二〇 有馬某
 (一九三) 延 岡 二五、二六 所得税、再評価税 三〇三、五六〇 伊東某ほか一名
 計 徴収不足 四九、九九九、二七九円
 徴収過 九、二九二、二二六円

(一九四) 法人の経理内容等の調査不十分なもの 六一件
 (二五四) 右は、法人税の課税において、
 (ア) 国または法人との取引関係の調査不十分ため収入金の計上漏れをそのままにしていたもの、
 (イ) たな卸商品格下を否認せずまたはその否認額を誤ったもの、
 (ウ) 未確定債務、繰越欠損金の損金償却等を否認しなかったもの、
 (エ) 事業税についての損益の処理を誤ったもの、
 (オ) 損金、益金の所属事業年度を誤ったもの、
 (カ) 前期以前の否認金に対する当期の処理を誤ったもの
 などであって、これを局署別にあげると左のとおりである。

税務署 年 度 税 目 徴収不足 納 税 義 務 者

(一九四) 麴 町 二六 法人税 一、四七〇、〇〇〇 円 株式会社ホテルトウキョウ
 二十五年四月から二十六年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、未確定の賃借料四、二〇〇、〇〇〇円を否認しなかったことに因るものである。

第二章 第四節 第六 大蔵省 (一九二—一九四)

第二章 第四節 第六 大蔵省 (一九五―二〇〇)

(一九五) 日本橋 二四、二五 法人税 徴収過不足 納税義務者
 二、七六四、四六九
 一、五八二、五〇〇 三井倉庫株式会社ほか三名

右徴収不足額のうち、

(1) 一、一九九、四二一円は、三井船舶株式会社の二十四年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、繰越欠損金の損金償却七、二六七、八八五円を否認しなかったことなどに因るものであり、
 (2) 一、〇二五、四六三円は、山一証券株式会社の二十三年十月から二十四年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、会社計上の当期利益金は三二、二〇六、八一五円であるのに誤ってこれを三〇、三四二、三三七円としたことに因るものである。
 右徴収過額は、三井倉庫株式会社の二十四年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期において否認した前期分事業税引当金三、〇〇〇、〇〇〇円を期首現在積立金に算入しなかったこととこれを当期所得から除算しなかったことに因るものである。

(一九六) 京橋 二四、二五 法人税 五四九、五七七
 △ 二二三、二九九
 キヤノンカメラ株式会社ほか一名

(一九七) 四谷 二五 同 一、三七二、五九五 大日本印刷株式会社
 二十三年十一月二十六日から二十四年十一月二十五日までの二事業年度分所得額の更正にあたって、たな卸格下否認額は二二、二六一、六七八円、二二、七一九、四三二円であるのにこれをそれぞれ九、六五四、五八〇円、二〇、三四二、九四三円としたことなどに因るものである。

(一九八) 麻布 二六 法人税 一七三、五二〇 株式会社大野屋商店
 △ 一、五一七、八一四 日新電化株式会社

(一九九) 小石川 二五 同 一、五一一、一四〇
 二十四年十月から二十五年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、利益留保の仮受金三、五六〇、〇三二円は修正申告において利益に繰入済であるのに誤ってこれを所得に加算したことに因るものである。

(二〇〇) 浅草 二六、二七 法人税 一四六、一二〇
 △ 一五五、一五〇 釜屋化学工業株式会社ほか一名

(二〇一) 品川 二五、二六 同 三、一九二、二一七
 △ 一二六、〇七〇 光村図書出版株式会社ほか二名

右徴収不足額のうち、

(1) 一、八九一、八六〇円は、光村図書出版株式会社の二十五年十一月から二十六年四月までの事業年度分所得額の更正にあたって、廃本処分引当金六、九三八、二六三円を否認しなかったことなどに因るものであり、
 (2) 一、四〇〇、三五七円は、岡田乾電池株式会社の二十三年十二月から二十四年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期たな卸格下否認額二、五四六、一〇四円に対し当期において同額を評価増し、これを繰越益金に振り替えていたのに誤って所得から除算したことに因るものである。

(二〇二) 大森 二七 法人税 二二四、二八〇 株式会社高川光機製作所
 (二〇三) 世田谷 二四 同 一〇七、〇一四 株式会社服部化学研究所
 (二〇四) 板橋 二四、二六 同 二、〇二六、九八四 バイロット精機株式会社ほか一名

右のうち一、四三九、四七四円は、バイロット精機株式会社の二十三年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期否認の仕掛品格下額二、三二五、九二四円を当期所得から除算したのに、期末在庫品格下否認額から誤って更に同額を除算したことを、売掛金計上漏れ二九一、三〇四円を所得に加算しなかったことに因るものである。

(二〇五) 王子 二七 法人税 七三三、八八〇 日本加工製紙株式会社
 (二〇六) 荒川 二五 同 一一〇、〇八〇 株式会社田中商店
 (二〇七) 足立 二五 同 △ 五四八、七五九 島田軽金属株式会社
 (二〇八) 葛飾 二四 同 一七三、九五八 甲賀プレス株式会社
 (二〇九) 江戸 二五 同 二二三、四六五 合名会社平田組
 (二一〇) 八王子 二七 同 四九四、三三〇 日野デール工業株式会社
 (二一一) 横浜 二六 同 一四五、六三〇 株式会社金子商店
 (二一二) 厚木 二六 同 △ 一二二、九四八 合資会社都代田倉庫
 (二一三) 千葉 二七 同 三二四、三八〇 白鳥製薬株式会社
 (二一四) 成田 二四 同 一〇二、七二四 伊藤被服工業株式会社
 (二一五) 松戸 二七 同 一〇一、七四五 野田醤油株式会社

第二章 第四節 第六 大蔵省 (二二六―二二五)

稅務署 年 度 稅

目

徵收不足

納稅義務者

(關東信越國稅局)

(二二六) 浦 和 二六、二七

法人稅

五、一八六、三四〇

株式會社埼玉銀行ほか一名

一一二

右のうち、

(1) 三、四二六、七一五円は、株式會社埼玉銀行の二十二年十月から二十五年三月までの五事業年度分所得額の更正にあたって、繰越欠損金の損金償却一一、六一〇、七二二円および損金計上の非戦災者特別稅八〇五、二二二円を否認しなかつたことに因るものであり、

(2) 一、七五九、六二五円は、武蔵工業會社の二十五年四月から二十六年三月までの事業年度分所得額の決定にあたって、不動産売却益計上漏れ九、九五二、七〇〇円を所得に加算しなかつたことなどに因るものである。

(二二七)

本 庄 二四、二五

法人稅

△ 四八五、〇六九

吉田工業株式會社ほか一名

(二二八)

下 館 二七

同

△ 八一〇、八一〇

株式會社 關 彰 商店

(二二九)

鹿 沼 二六

同

△ 一一八、八九〇

上都賀厚生利用農業協同組合

(二三〇)

枋 木 〃

同

△ 一〇四、二六〇

有限會社 關 口 石材店

(二三一)

前 橋 二六、二七

同

△ 二三四、二四〇

株式會社大西商店ほか一名

(二三二)

伊 那 二六

同

△ 一二六、二六八

保証責任蚕種協同組合上伊那社

(大阪國稅局)

(二三三)

東 二五

法人稅

△ 一二二、七〇〇

三 鳩 衣 料 株式會社

(二三四)

西 二七

同

△ 六五〇、七九〇

大阪第一食糧事業協同組合ほか一名

(二二五)

泉 大津 二六、二七

同

△ 五四〇、四三〇

坂田真珠工業株式會社ほか一名

△ 三七五、六〇〇

(二二六)

東 山 二七

同

△ 一八一、七三〇

太陽工業株式會社

(二二七)

伏 見 〃

同

△ 一七一、九九〇

黒川工業株式會社

(二二八)

兵 庫 〃

同

△ 一六〇、〇二〇

神戸海産物株式會社

(二二九)

尼 崎 二六、二七

同

△ 一七一、六四〇

川上塗料株式會社ほか一名

(二三〇)

姫 路 二六

同

△ 一八六、〇二〇

合田種苗株式會社

(二三一)

近 江 八幡 二七

同

△ 二四九、三四〇

近江織物株式會社

(札幌國稅局)

(二三二)

石 狩 二七

法人稅

△ 一〇〇、八〇〇

日進商事會社

(二三三)

名 寄 〃

同

△ 一八六、二一〇

株式會社下川木工場

(二三四)

網 走 二五

同

△ 二二四、六三三

極光罐詰株式會社

(仙台國稅局)

(二三五)

盛 岡 二六

法人稅

△ 一二三、五九〇

東北燐寸株式會社

(二三六)

福 島 二五、二六

同

△ 八四〇、八四一

日東紡績株式會社ほか一名

(二三七)

八 戸 二七

同

△ 一五六、三六〇

県南バス株式會社

(二三八)

山 形 二六、二七

同

△ 一七五、九八〇

株式會社両羽銀行ほか三名

(名古屋國稅局)

(二三九)

昭 和 二七

法人稅

△ 五五四、六三〇

愛知いすゞ自動車株式會社

(二四〇)

熱 田 二六

同

△ 二〇九、三〇〇

中部燐寸工業株式會社

(二四一)

半 田 二七

同

△ 一二七、八九〇

前田紡績株式會社ほか一名

△ 一四八、一九〇

第二章 第四節 第六 大蔵省 (二二六―二四一)

一一三

税務署 年度	目	徴収不足	納税義務者
(二四二)	西尾	一、二二、七九〇	長田漁網株式会社
(二四三)	静岡	三九八、六五五	株式会社平和商会ほか一名
(二四四)	富士宮	二四五、一七〇	富士化学工業株式会社ほか一名
(二四五)	島田	一、七六九、七六三	加藤商事合資会社ほか二名
(二四六)	岐阜南	三二八、七八〇	大同織物株式会社

(金沢国税局)

(二四七)	七尾	二六	法人税	一五〇、一八一	合資会社一ノ宮織物工場
(二四八)	富山	二七	同	一二五、八七〇	帝国化成株式会社

(広島国税局)

(二四九)	府中	二五、二七	法人税	一、二六、九六〇	篠原繊維工業有限公司ほか一名
(二五〇)	徳山	二七	同	二一三、一五〇	徳山運輸株式会社

(高松国税局)

(二五一)	宇和島	二五	法人税	一九〇、四七八	南予通運株式会社
-------	-----	----	-----	---------	----------

(福岡国税局)

(二五二)	博多	二五	法人税	一、四六七、七五七	大和商事株式会社
-------	----	----	-----	-----------	----------

二十三年四月から二十四年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、減価償却の認容額は四七五、六四八円であるのにこれを一、一九二、三〇四円としたこと、他会社の架空資産一、五〇〇、〇〇〇円を当会社のもとの誤認し当会社の所得から除算したることなどに因るものである。

(二五三)	遠賀	二六	法人税	一、五一一、七二〇	若松活映株式会社
(二五四)	久留米	〃	同	一九、三一〇、五五七	日本ゴム株式会社

二十四年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、たな卸資産脱漏として所得に加算すべき金額は三九、九五九、二八四円であるのに誤ってこれを四、六八八、八五九円としたことに因るものである。

- (三) 法令の適用を誤ったもの 六一件 徴収不足 二六、八六〇、三三一円 徴収過 九、一〇四、九〇四円
- (二五五) 右は、法人税等の課税において、
- (二五五) 損金に計上された法人税、戦時補償特別税、犯則者納金等を否認しなかったもの、
- (二五五) 貸倒準備金について繰入限度超過額等を否認しなかったもの、
- (イ) 減価償却範囲額の計算において法定の期間計算等を誤ったもの、
- (ウ) 繰越欠損金の処理において経過規定等の適用を誤り、控除することができないものを控除しまたは控除すべきものを控除しなかったもの、
- (オ) 非同族会社を同族会社と誤り積立金課税をしたもの、
- (カ) 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)に基く益金不算入額の計算において指定時現在の積立金の控除額等を誤ったもの、

(キ) 確定事業年度の税額算出において経過規定の適用を誤り、中間事業年度の超過所得に対する税額を控除したものであるなどであつて、これを局署別にあげると左のとおりであるが、法人税に関する経過規定の適用については特に誤びゅうが多
く認められ、法令に対する一層の理解と正確な適用が望ましい。

税務署 年度 税 目 徴収不足 納税義務者

(東京国税局)

(二五五)

麴

町 二六

法人税

一、四八九、九二二円

関東電気工業株式会社

(二五六)

神

田 二六

法人税

不算入額は二、四〇八、一七一円であるのにこれを五、三八八、〇一六円としたことに因るものである。

株式会社 林商會

(二五七)

日本橋

二五、二六

同

七二五、三一〇

田中鉱業株式会社ほか一名

(二五八)

京橋

二四、二五、二六

同

二、四三三、四九六

ラサ工業株式会社ほか四名

右徴収不足額のうち一、七七四、九三九円は、ラサ工業株式会社の二十四年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあつて、企業再建整備法第三十九条第二項の規定による益金不算入額は二四、三二三、四一八円であるのにこれを二五、三二四、八〇八円としたことと、損金計上の戦時補償特別税二、三二二円としたことに因るものである。

(二五九)

芝

二四

法人税

一、四一一、六〇〇

日本ビストリング株式会社

(二六〇)

四谷

二七

法人税

二六九、一八〇

東洋工業株式会社

二十三年十二月から二十四年五月までの事業年度分所得額の更正にあつて、企業再建整備法第三十九条第二項の規定による益金不算入額は二四、三二三、四一八円であるのにこれを二五、三二四、八〇八円としたことと、損金計上の戦時補償特別税二、三二二円としたことに因るものである。

(二六一)	下谷	二四、二六	同	△	一九四、八三五	帝都高速度交通営団ほか一名
(二六二)	品川	二五、二六	同	△	七三八、〇一〇	東研通信工業株式会社ほか一名
(二六三)	大森	二五、二七	所得税、法人税	△	四五〇、八八一	古川 某 ほか一名
(二六四)	世田谷	二四、二五	法人税	△	三三三、〇五二	大共和紙業株式会社ほか一名
(二六五)	練馬	二五	同	△	一、〇一八、七八三	株式会社 豊島園ほか一名
(二六六)	荒川	二五、二七	同	△	三〇三、二四六	山本放熱器工業株式会社ほか二名
(二六七)	江戸川	二五	同	△	二五九、〇六〇	株式会社 三共化学製品所
(二六八)	江戸東	二七	同	△	二二九、三六〇	村林興業株式会社
(二六九)	八王子	〃	同	△	五四五、〇〇〇	高尾 観光 株式会社
(二七〇)	立川	〃	同	△	二三七、五四〇	東京重機工業株式会社
(二七一)	横浜中	二五、二六、二七	同	△	三五八、九三八	心丸ハッチポート株式会社ほか二名
(二七二)	横浜南	二六	同	△	一〇三、四六〇	山田木工株式会社
(二七三)	市川	二六、二七	同	△	一六六、六四〇	東亜燃料工業株式会社ほか一名
(関東信越国税局)						
(二七四)	春日部	二七	法人税	△	一七九、七三〇	埼玉貨物自動車株式会社
(二七五)	宇都宮	〃	同	△	六二三、九二〇	栃木県信用農業協同組合ほか一名
(二七六)	前橋	〃	同	△	三三三、〇六〇	小野里工業株式会社ほか一名
(二七七)	須坂	〃	同	△	九一九、九一〇	北信陸送株式会社
(大阪国税局)						
(二七八)	東	二五	法人税	△	四七六、八四〇	敷島紡績株式会社
					四六〇、一八〇	

西	税務署	年	度	目	徴収不足	納税義務者
(二七九)	西	二七	法人税	徴収不足	二、六〇五、四三〇 四九〇、四二〇	北新合板株式会社ほか二名

右徴収不足額のうち二、三七一、八一〇円は、北新合板株式会社の青色申告承認申請が二十五年十月十七日にされているから、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十五条第三項の規定により二十五年七月十一日から二十六年三月三十一日までの事業年度は非青色申告として処理すべきであるのに誤って青色申告として二十六年四月から二十七年三月までの事業年度分欠損金額のうち六、七七六、六〇〇円の欠損金繰もどし控除をしたことに因るものである。

(二八〇)	大阪福島	二七	法人税	△	一一四、二〇〇	角一ゴム株式会社ほか一名
(二八一)	城東	二四、二七	同	△	二二五、六七〇	株式会社北製作所ほか一名
(二八二)	西成	二六	同	△	三三一、四八三	大阪製線株式会社
(二八三)	淀川	〃	同	△	三〇三、一〇〇	株式会社鷺尾工作所
(二八四)	岸和田	〃	同	△	一七五、〇〇〇	帝国産業株式会社
(二八五)	上京	二七	同	△	一四八、五八〇	大洋織物工業株式会社
(二八六)	中京	二六	法人税	△	二、三三三、五七〇	株式会社旭一ほか一名
(二八七)	神戸	二七	同	△	三〇二、五一五	株式会社大沢商会
(二八八)	兵庫	〃	同	△	二九五、〇九〇	川崎汽船株式会社
(二八九)	長田	〃	同	△	七五六、二一〇	新三菱重工業株式会社
(二九〇)	尼崎	二六、二七	同	△	三三四、六七〇	湊陽ゴム工業株式会社
(二九一)	海南	二六	同	△	二七二、三三〇	金井重工業株式会社
(二九二)	近江八幡	二七	同	△	二五八、九八二	海南酒造有限公司
				△	二七一、四九〇	株式会社近江兄弟社

二十六七月から二十七年六月までの事業年度分所得額の更正にあたって、二十四七月から二十五年六月までの事業年度分欠損金額五、五〇八、四五六円を誤って所得額から控除したことに因るものである。

(札幌国税局)

(二九三)	札幌	二六	法人税	△	二九一、六九〇	株式会社東洋炭化
(二九四)	余市	二七	同	△	二三九、九九〇	仁木農業協同組合
(二九五)	夕張	〃	同	△	二九七、八五〇	夕張コーパス株式会社

(仙台国税局)

(二九六)	福島	二七	法人税	△	八五八、六七〇	日東紡績株式会社
(二九七)	平島	二六	同	△	一七一、六一〇	株式会社阿部石炭商会
(二九八)	大館	〃	同	△	一八四、〇六〇	南十字林産興業株式会社

(名古屋国税局)

(二九九)	昭和	二五、二六	法人税	△	二九二、二八〇	株式会社旭一ほか一名
(三〇〇)	半田	二六、二七	同	△	一、二〇九、七四七	中七綿布株式会社ほか二名
(三〇一)	碧南	二六	同	△	二八九、一二三	愛知工業株式会社
(三〇二)	豊橋	二六、二七	同	△	三〇八、七六〇	株式会社陶山商店ほか一名
(三〇三)	下田	二五、二六	同	△	三四八、二五〇	有限会社天城木材工業所ほか二名
(三〇四)	沼津	二五、二七	同	△	二四三、三五〇	株式会社西山倉吉商店ほか一名
(三〇五)	富士宮	二六	同	△	九九四、八四〇	東洋製紙株式会社
(三〇六)	磐田	〃	同	△	四九〇、〇〇〇	天龍社織物工業協同組合
(三〇七)	岐阜北	二六、二七	同	△	一七〇、八七〇	合資会社熊田辰次郎商店ほか一名
(三〇八)	岐阜南	〃	同	△	一七一、四三〇	全華紡績株式会社ほか一名
				△	一七五、〇〇〇	
				△	一〇七、七〇〇	

(金沢国税局)

第二章 第四節 第六 大蔵省 (三〇九—三一五)

税務署 年 度 目	徴収不足	納 税 義 務 者
(三〇九) 高 岡 二六	徴収過(△) 一、二五、三七〇円	株式会社富山日石商会

(広島国税局)

(三〇〇) 広 島 東 二七	法人税	△ 二七七、〇五〇	広島硝子工業株式会社
----------------	-----	-----------	------------

(高松国税局)

(三一〇) 高 知 二四	法人税	三四一、九四六	株式会社高知新聞社
--------------	-----	---------	-----------

(福岡国税局)

(三一一) 飯 塚 二七	法人税	二七一、七八〇	嘉麻農産株式会社
(三一二) 小 倉 二六	同	△ 四二九、四一〇	東芝油脂株式会社

(熊本国税局)

(三一四) 鹿 児 島 二六	法人税	二九六、〇六〇	南九州紙工株式会社
(三一五) 宮 崎 二七	同	一、三一四、二六〇	宮崎化学工業株式会社

二十六年七月から二十七年六月までの事業年度分所得額の更正にあたって、二十四年七月から二十五年六月までの事業年度分欠損金のうち三、二二九、一六五円を誤って所得から控除したことによるものである。

(四) 課税資料についての通報連絡または活用の不十分なもの	一〇三件	徴収不足	五四、二〇一、五八七円
(三) 右は、所得税等の課税において、		徴収過	三三四、〇〇〇円

(ア) 法人税課税上生ずる認定賞与、認定配当または資産の譲渡による法定再評価の結果生じた譲渡所得等の資料について、

税務署間または署内各課係間の通報連絡をしなかったもの、

(イ) 署内の調査資料または他署から送付された取引資料等を十分活用しなかったもの

などであって、これを局署別にあげると左のとおりで、課税資料の通報連絡またはその活用について改善を図る要があると認められる。

税務署 年 度 目	徴収不足	納税義務者(または徴収義務者)
-----------	------	-----------------

(東京国税局)

(三二六) 日 本 橋 二三	戦時補償特別税	二五二、〇〇〇円	東洋防水布製造株式会社
----------------	---------	----------	-------------

(三二七) 京 橋 二六、二七	所得税	一、八五六、九九八	株式会社カワムラほか五名
-----------------	-----	-----------	--------------

(三二八) 芝 橋 二五	同	七六〇、六三〇	坂 本 某
--------------	---	---------	-------

(三二九) 四 谷 二六	同	二三九、九二〇	土 橋 某
--------------	---	---------	-------

(三三〇) 麻 布 二六、二七	同	一、七七四、八四六	新 家 某 ほか三名
-----------------	---	-----------	------------

右のうち一、二七二、〇三五円は、新家某が二十六年分所得額の申告にあたって、譲渡所得二、三九三、四〇〇円を脱漏していたのにこれを更正しなかったことに因るものである。

(三二一) 小 石 川 二七	所得税	四三九、八八六	国際交通株式会社ほか一名
----------------	-----	---------	--------------

(三二二) 本 郷 二四、二五	同	一、〇八二、二四二	漆 原 某 ほか三名
-----------------	---	-----------	------------

(三二三) 浅 草 二五、二六、二七	同	八九七、二二〇	岩 崎 某 ほか二名
--------------------	---	---------	------------

(三二四) 品 川 二七	同	△ 一九一、八六〇	加 藤 某
--------------	---	-----------	-------

(三二五) 大 森 二四、二六、二七	同	一、四五七、二二〇	佐 野 某 ほか二名
--------------------	---	-----------	------------

(三二六) 蒲 田 二六、二七	同	七九六、五九五	木 村 某 ほか二名
-----------------	---	---------	------------

(三二七) 中 野 二六、二七	同	五八九、一六〇	大 野 某 ほか一名
-----------------	---	---------	------------

(三二八) 板 橋 二二、二四	所得税、戦時補償特別税	八五〇、〇二九	追分工業株式会社ほか一名
-----------------	-------------	---------	--------------

(三二九) 練 馬 二六	所得税	二〇二、七四六	株 式 会 社 寿 光 社
--------------	-----	---------	---------------

第二章 第四節 第六 大蔵省 (三二六—三二九)

第二章 第四節 第六 大蔵省 (三三〇—三四六)

(三三〇)	豊島	一三三	戦時補償特別税
(三三一)	王子	二六、二七	所得税
(三三二)	荒川	二七	同

二十七年分所得額の申告にあたって、譲渡所得四、二二〇、五八四円を脱漏していたのこれを更正しなかつたことに因るものである。

(三三三)	江戸川	二六	所得税
(三三四)	江東	二七	同
(三三五)	青梅	二六	同
(三三六)	八王子	二六	同
(三三七)	立川	二七	同

二十六年分所得額の申告にあたって、譲渡所得三、九九九、三八五円を脱漏していたのこれを更正しなかつたことに因るものである。

(三三八)	横浜中	二六	所得税
(三三九)	神奈川	二五	同
(三四〇)	鶴見	二六、二七	同
(三四一)	横須賀	二五	同
(三四二)	藤沢	二六	同
(三四三)	厚木	二五	同
(三四四)	千葉	二五、二七	同
(三四五)	市川	二六、二七	同
(三四六)	銚子	二六	同

(関東信越国税局)

徴収不足

納税義務者(または徴収義務者)

八二一、〇二二	富士光学工業株式会社ほか三名
三九六、五九〇	山田 某 ほか一名
一九五、七八〇	山 本 某
二五二、四三〇	松下 某 ほか一名
一五一、三八八	永代信用組合
一一〇、〇六〇	石川 某
一六四、三二〇	木下 某
一、六六九、九七〇	並木 某
二〇六、四一〇	高木 某 ほか一名
二五九、九九〇	株式会社杉浦商店
五三五、一三二	佐藤 某 ほか三名
二一三、三三六	鈴木 某
一〇九、〇〇〇	池田 某
五六六、八一五	菊地 某
四二五、三五〇	町田 某 ほか二名
二、七五四、八七六	清水 某 ほか二名
二一四、四四〇	伊藤 某

(大阪国税局)

(三四七)	浦和	二五、二六	所得税
(三四八)	川口	二六	同
(三四九)	本庄	二四、二五	同
(三五〇)	高萩	二五	同
(三五一)	鹿沼	二六	同
(三五二)	栃木	二五	同
(三五三)	足利	二五	同
(三五四)	佐野	二七	同
(三五五)	前橋	二六	同
(三五六)	高崎	二七	同
(三五七)	長野	二五	同
(三五八)	大町	二六	同
(三五九)	新津	二七	同
(三六〇)	卷津	二七	同
(三六一)	三條	二七	同

第二章 第四節 第六 大蔵省 (三四七—三六八)

(三六三)	東	二六	所得税
(三六四)	西	二七	同
(三六五)	浪速	二六	同
(三六六)	北野	二五、二七	同
(三六七)	阿倍	二七	同
(三六八)	西成	二七	同

一、一二五、三九五	武州製袋株式会社ほか四名
七四九、一二六	永井 某 ほか一名
一一一、三一〇	深井 某
三八六、〇八八	本庄座練製糸有限公司ほか二名
四〇五、五四〇	杉本 某
一四八、〇八〇	有限会社あさや旅館
一五七、三六〇	丸正食品株式会社
八〇二、一五〇	影山 某
二四九、三九〇	樋下 某 ほか一名
一〇一、七七〇	星野 某
五一六、一二六	株式会社小島機械製作所
六九六、六二三	東浜 某
一〇三、六九六	安曇貨物自動車株式会社
一五六、三五〇	阿部 某
二六八、〇五九	明道 某
一一五、四〇〇	明田 某
一二六、九〇〇	馬場 某
八〇八、四九〇	戦某ほか一名
一一六、三八八	大阪煙草運送株式会社
三九四、九九〇	田中 某 ほか一名
五五六、三九〇	角田 某 ほか一名
二四四、三〇〇	辻 某

第二章 第四節 第六 大蔵省 (三六九―三八四)

徴収不足
 徴収過(△)
 納税義務者(または徴収義務者)
 右のうち一、六〇〇、三五〇円は、榊田某が二十五年分所得額の申告にあたって、不動産の譲渡所得二、七七七、六一〇円を脱漏していたのにこれを更正しなかつたことなどに因るものである。

事務所	年	度	税	目	徴収不足	徴収過(△)	納税義務者(または徴収義務者)
(三六九)	淀川	二五、二七	所得税		五六八、三四二		笠松某ほか二名
(三七〇)	八尾	二六	所得税		一三六、六四〇		山田某ほか一名
(三七一)	中京	二五、二六	所得税		二、一三三、六五〇		榊田某ほか一名
(三七二)	灘	二七	所得税		一〇一、〇〇〇		多田
(三七三)	芦屋	二六	所得税		一〇七、三二〇		岡田
(三七四)	姫路	二六	所得税		六五二、七五〇		山陽製鋼株式会社
(三七五)	函館	二六	所得税		八四五、四六〇		宮田某ほか二名
(三七六)	渡島	二五	所得税		一六五、九一五		上磯合同木材株式会社
(三七七)	小樽	二六、二七	所得税		九八九、四六〇		中山某ほか四名
(三七八)	岩見沢	二七	所得税		二五七、六四〇		亀淵ベニヤ工業株式会社
(三七八)	滝川	二六、二七	所得税		六六〇、二〇九		赤平建設工業株式会社
(三八〇)	帯広	二六、二七	所得税		四四〇、五二〇		青山某ほか一名
(三八一)	築館	二六	所得税		四〇五、三二〇		佐々木
(三八二)	盛岡	二七	所得税		一〇二、九三〇		川村
(三八三)	福島	二六、二七	所得税		八三七、〇九〇		高橋某ほか四名
(三八四)	坂下	二五	所得税		一三三、一七一		株式会社坂下製作所

(名古屋国税局)

(三八五)	秋田南	二六	所得税	一九九、〇〇八	株式会社青山薬局
(三八六)	大館	二五	所得税	一八六、三九六	南十字林産興業株式会社
(三八七)	弘前	二五、二六、二七	所得税	一、三五〇、〇五二	岩木産業株式会社ほか二名
(三八八)	八戸	二六	所得税	一三七、〇一〇	川口
(三八九)	新庄	二四	所得税	一七一、七九八	最上貨物自動車株式会社

(金沢国税局)

(三九〇)	名古屋東	二五	再評価税	一三六、二一〇	三輪
(三九一)	名古屋西	二四	相続税	三一四、六〇〇	鬼頭
(三九二)	半田	二七	所得税	三八九、四四一	前田織布合資会社
(三九三)	豊橋	二六	所得税	一六七、九七〇	河辺
(三九四)	新城	二六	所得税	五九五、七八〇	今泉
(三九五)	清水	二七	所得税	一〇〇、〇六〇	望月
(三九六)	沼津	二六	所得税	一〇五、四八〇	名取
(三九七)	熱海	二六	所得税	六六三、二一六	株式会社
(三九八)	島田	二六	所得税	二二二、三一〇	北河某ほか一名
(三九九)	岐阜南	二六	所得税	三〇〇、一九〇	高橋某ほか一名

(広島国税局)

(四〇〇)	金沢	二七	所得税	三四四、七〇〇	南
(四〇一)	高岡	二五	所得税	一一〇、五〇〇	紅谷
(四〇二)	広島西	二五、二六	所得税	二三八、〇〇〇	草津食品工業株式会社ほか一名

第二章 第四節 第六 大蔵省 (三八五―四〇二)

第二章 第四節 第六 大蔵省 (四〇三—四一六)

事務所 年度	税 目	徴収不足	納税義務者(または徴収義務者)
(四〇三) 忠海 二六	所得税	一八八、四一五	笠岡製粉株式会社
(四〇四) 福山 二六	所得税	一、三一九、四三六	山口
二十四年分所得額の申告にあたって、株式会社山口製作所から受けた賞与の性質を有する給与四、八〇二、〇〇〇円を脱漏していたのにこれを更正しなかつたことに因るものである。			
(四〇五) 山口 二六	所得税	一一二、九六〇	田村
(四〇六) 岡山 二五	所得税	一四三、八〇〇	民部
(四〇七) 玉野 二六	所得税	二九一、六二〇	有限会社山根船舶工業所ほか一名
(四〇八) 倉吉 二六	所得税	一〇六、〇四八	小原
(四〇九) 浜田 二四	所得税	三〇一、〇六九	浅利陶器株式会社

(高松国税局)

(四一〇) 高松 二六	所得税	一九〇、五四〇	国東
(四一一) 新居浜 二五	所得税	六九五、五三四	新居浜商事株式会社ほか一名
(四一二) 高知 二七	所得税	一六九、七九四	株式会社尾崎商店

(福岡国税局)

(四一三) 八幡 二六	所得税	一九二、八一四	九州興産株式会社
(四一四) 久留米 二六、二七	所得税	一、五七三、四七〇	久留米綿業株式会社ほか三名
(四一五) 長崎 二七	所得税	三七二、八八〇	松村 某ほか一名
(四一六) 佐世保 二七	所得税	三、〇一八、八六八	株式会社岡田金物機械店ほか九名

右徴収不足額のうち一、二三七、七七六円は、株式会社岡田金物機械店が二十六年十月岡田某に支払った賞与の性質を有する給与二、六三五、五三六円に対する源泉徴収所得税を徴収しなかつたことに因るものである。

(熊本国税局)

(四一七) 熊本 二五、二六、二七	所得税	五九四、九〇三	長野 某ほか二名
(四一八) 鹿児島 二七	所得税	二二二、〇七六	暁木材株式会社
計		五四、二〇一、五八七	
		△三三四、〇〇〇	

(五) 源泉徴収所得税に関する調査不十分なもの 五一件 徴収不足 四四、三五七、〇八三円
 (四一九) 右は、
 (四六九)

- (ア) 配当給与等に対する源泉徴収所得税について徴収義務者の納付未済をそのままにしていたもの、
- (イ) 納付額に対する監査不十分のため納付不足のあるもの、
- (ウ) 納期限後の納付で源泉徴収加算税を徴収すべきものに対しこれを徴収していなかったものであって、これを局署別にあげると左のとおりである。

(東京国税局)

事務所 年度	税 目	徴収不足	徴収義務者
(四一九) 神田 二六	所得税	一八〇、〇〇〇円	日加工業株式会社
(四二〇) 京橋 二六、二七	所得税	六、八七八、五六九	東海電極製造株式会社ほか二名
右のうち六、六六五、一六四円は、東海電極製造株式会社が二十七年一月から五月までの間に支払った配当三三三、三二五、八二八円に対する源泉徴収所得税を徴収しなかつたことに因るものである。			
(四二一) 四谷 二六	所得税	一一三、七九〇	小島 某
(四二二) 麻布 二七	所得税	八九九、二七五	国際自動車株式会社ほか一名

第二章 第四節 第六 大蔵省 (四一七—四二二)

第二章 第四節 第六 大蔵省 (四二三―四四〇)

一一八

税務署	年	度	税	目	徴収不足	徴収義務者
(四二三)	下	谷	二七	所得税	八二七、一二七	日本製菓株式会社ほか二名
(四二四)	谷	二六	同	同	一二八、九四七	西 館 某
(四二五)	杉	並	二七	同	一三五、五五六	堀 内 某
(四二六)	萩	窪	二七	同	三六四、七二〇	桜 産 業 株 式 会 社
(四二七)	板	橋	二六	同	一九六、四二〇	日 吉 工 業 株 式 会 社
(四二八)	練	馬	二六	同	二二二、五〇〇	本 橋 某
(四二九)	王	子	二七	同	二、八三三、九八〇	日 本 加 工 製 紙 株 式 会 社
(四三〇)	墨	田	二七	所得税	三三八、九〇四	本 所 運 送 株 式 会 社
(四三一)	江	戸	二六	同	一〇九、六八三	植 田 酪 農 機 工 業 株 式 会 社
(四三二)	入	王	二六	同	一、〇四七、四五五	学 校 法 人 玉 川 学 園 ほ か 一 名
(四三三)	横	浜	二五	同	六二八、五二二	平 和 タ ク シ ー 株 式 会 社 ほ か 一 名
(四三四)	川	崎	二五	同	二五三、六七五	神 田 某
(四三五)	平	塚	二六	同	一、一三三、〇五〇	吉 川 某
(四三六)	市	川	二七	同	一、一〇〇、一二五	日 本 建 鉄 株 式 会 社 ほ か 一 名
(四三七)	佐	原	二五	同	一九八、二〇〇	下 総 自 動 車 株 式 会 社
(四三八)	高	萩	二六	所得税	二九〇、四八一	丸 大 水 産 株 式 会 社
(四三九)	宇	都	二六、二七	同	五八六、八三二	バ イ ン ミ シ ン 株 式 会 社 ほ か 一 名
(四四〇)	鹿	沼	二六	同	一六一、八七八	南 間 某

(大坂国税局)

(関東信越国税局)

(四四一)	南	二五、二七	所得税	一、七〇五、四一六	大坂住宅整美株式会社ほか九名
(四四二)	浪	二七	同	八一、〇一三	安 全 タ ク シ ー 株 式 会 社
(四四三)	北	二七	同	一、五〇三、六四四	徳永硝子株式会社ほか一名

右のうち一、二五九、七〇〇円は、徳永硝子株式会社が二十七年一月から三月までの間に支払った給与に対する源泉徴収所得税九、四六八、七四九円は正当の事由なく納期限を経過して納付されたのにこれに対する源泉徴収加算税を徴収しなかったことに因るものである。

(四四四)	阿	倍	野	二六	所得税	一六四、一四六	唐 崎 某
(四四五)	淀	川	二七	同	一二七、四六四	早 山 某	
(四四六)	岸	和	田	二六	同	四八七、九八六	寺 田 紡 績 株 式 会 社
(四四七)	八	尾	二七	同	五二四、八五九	川 北 某 ほか 一 名	
(四四八)	兵	庫	二七	同	三〇一、三五〇	神 戸 工 業 株 式 会 社 ほ か 一 名	
(四四九)	芦	屋	二四	同	四九二、〇〇七	前 田 某	

(札幌国税局)

(四五〇)	函	館	二七	所得税	一九二、〇〇〇	株 式 会 社 外 山 商 店
(四五一)	小	樽	二七	同	一七五、六一五	小 樽 海 陸 運 輸 株 式 会 社
(四五二)	岩	見	沢	二五、二六	同	有限会社岩見沢共栄印刷所ほか一名
(四五三)	滝	川	二六、二七	同	二、七七四、四五六	熊 谷 某 ほか 四 名

右のうち一、一九九、五一円は、熊谷某が二十六年三月から五月までに支払った給与のうち五、二一九、七八三円および二十七年三月から五月までの間に支払った給与五、二七六、七一〇円計一〇、四九六、四九三円に対する源泉徴収所得税を徴収しなかったことに因るものである。

(仙台国税局)

(四五四)	築	館	二七	所得税	三、一四八、一九三	倉 敷 鉱 業 株 式 会 社
-------	---	---	----	-----	-----------	-----------------

第二章 第四節 第六 大蔵省 (四四一―四五四)

一一九

第二章 第四節 第六 大蔵省 (四五五―四六六)

税務署 年 度 税 目 徴収不足 徴収義務者
 二十七年七月から十一月までの間に支払った給与二八、七四四、二四一円に対し源泉徴収所得税を徴収しなかったことに因るものである。

(四五五)	盛	二五、二六	所得税	六八八、八一〇円	志田某ほか三名
(四五六)	福島	二七	同	一九五、九二〇	株式会社森山商店
(四五七)	坂下	二六	同	四四四、四四九	白石基礎工事株式会社ほか一名
(四五八)	平	〃	同	五九五、三六四	三代某ほか一名
(四五九)	青森	〃	同	一六九、一〇〇	大洋漁業株式会社
(四六〇)	新庄	二五	同	一七二、二五〇	古河鋳業株式会社
(四六一)	長井	二七	同	二五九、八三五	東京電器株式会社

(名古屋国税局)

(四六二)	名古屋中	二五	所得税	五五五、五七九	愛知化学工業株式会社
(四六三)	清水	二七	同	二、〇九五、四二八	芙蓉製紙工業株式会社ほか二名

右のうち二、〇九五、五七〇円は、芙蓉製紙工業株式会社が二十七年八月から十一月までの間に支払った給与二五、八九一、〇九四円に対し源泉徴収所得税を徴収しなかったことに因るものである。

(広島国税局)

(四六四)	防府	二四	所得税	五一〇、八七一	防府造船株式会社ほか一名
(四六五)	岡山	二六、二七	同	三八四、九四二	菊日本工業株式会社ほか一名

(高松国税局)

(四六六)	松山	二六	所得税	一、〇六七、五六九	四国配電株式会社
-------	----	----	-----	-----------	----------

二十六年四月支払った給与のうち五、一七九、八八一円に対する源泉徴収所得税を徴収しなかったことに因るものである。

(福岡国税局)

(四六七)	福岡	二四、二六	所得税	五、七八四、九一一	九州配電株式会社ほか一名
-------	----	-------	-----	-----------	--------------

右のうち、
 (1) 四、〇七五、六二二円は、九州配電株式会社が二十四年四月から十二月までの間に支払った給与のうち一〇、六四一、二五〇円に対する源泉徴収所得税を徴収しなかったことに因るものであり、
 (2) 一、七〇九、二八九円は、九州電力株式会社が二十六年六月支払った給与のうち一六、一五六、一八四円に対する源泉徴収所得税を徴収しなかったことに因るものである。

(熊本国税局)

(四六八)	長崎	二七	所得税	三二七、三四〇	九州電力株式会社
(四六九)	熊本	二七	所得税	七七九、三六五	中央紡績株式会社ほか一名

計 四四、三五七、〇八三
 徴収不足 五、四八二、七一八円
 徴収過 六〇二、四八五円

(六) その他の過誤に因るもの
 (四七〇) 右は、法人税等の課税標準額または税額の算出にあたり誤算したものであって、これを局署別にあげると左のとおりである。
 (四八一)

(東京国税局)

(四七〇)	神田	二五	法人税	三九五、〇〇〇円	大東興業株式会社
(四七一)	浅草	二六	同	一四五、七五三	合資会社恩田商店
(四七二)	豊島	二三、二四	財産税	一〇九、〇〇〇 一九八、六六一	蘭部某ほか一名

税務署 年 度 税	徴収不足	納税義務者(または徴収義務者)
(四七三) 行 田 二六	△ 二二二、〇六四	橋喜足袋製造有限公司
(四七四) 土 浦 二七	一四一、五二四	中川商事株式会社

(大阪国税局)

(四七五) 此 花 二七	酒 税	一、九〇五、一五〇	万歳酒造株式会社
--------------	-----	-----------	----------

二十五九月ジェーン台風の被害による納税資金の調達困難を理由として二十七年八月酒税に対する延滞加算税を免除しているが、免除の対象となった時期(二十六年五月から二十七年三月まで)は被害の時期から著しくへだたっている理由とはならないものである。

(四七六) 阿 倍 野 二七	法人税	△ 一八一、七六〇	松村証券株式会社
(四七七) 和 歌 山 〃	同	一六四、三五〇	岡市染工株式会社

(四七八) 名 古 屋 西 二六	法人税	二〇八、二一〇	合名会社石原商店鉄部
------------------	-----	---------	------------

(四七九) 福 山 二七	法人税	一一九、四六〇	早川ゴム工業株式会社
--------------	-----	---------	------------

(四八〇) 佐 賀 二七	法人税	六四七、一一五	西日本ゴム株式会社
(四八一) 日 南 二五	所得税	一、六四七、一五六	株式会社百野商店

二十四年八月百野某に支払った賞与の性質を有する給与五、六一二、四六九円に対する源泉徴収所得税は二、七六九、六四九円であるのにこれを一、二二二、四九三円としたことに因るものである。

計 五、四八二、七一八
△ 六〇二、四八五

租税の徴収上の過誤を是正させたもの

(四八二) (一般会計) (部)租税及印紙収入 (款)租税
(五〇四) (財産税等収入)金特別会計 (款)租税

租税の徴収上の処理を誤っていたものに対し、本院会計検査の結果是正させたものは、一事項十万円以上のもので集計すると二三件八、九六〇、三九五円で、これを態様別にみると、

- (ア) 所得税、法人税の申告、更正または決定により確定した租税債権について、徴収決定をせずまたはその金額を誤ったもの、
 - (イ) 戦時補償特別税の延納期限が経過したのに徴収決定をしないでいたもの、
 - (ウ) 未納の税金があるのに過誤納額を充当徴収しなかったもの
- などであって、これを局署別にあげると左のとおりである。
- このうち(ア)に属するものが大部分を占めるが、これらは主として国税局調査課所管の所得税について署内の連絡が不十分なことに因るものである。

税務署 年 度 税	目 税	額	納税義務者(または徴収義務者)
(四八二) 本 郷 二二	戦時補償特別税	一一九、六三四	理研化学株式会社

第二章 第四節 第六 大蔵省 (四八三―四九七)

一三四

事務所	年	度	税	目	額	納税義務者(または徴収義務者)										
(四八三)	品川	品川	所得税	所得税	二八七、六四三	龜山 某 ほか 一名										
							(四八四)	中野	戦時補償特別税	一、二二〇、一七八	第一興業株式会社ほか三名					
												(四八五)	板橋	所得税	七二二、九四〇	宝田 某 ほか 一名
(四八七)	川崎	同	同	一、四五八、六八九	堀 某 ほか 一名											
(四八八)	横須賀	同	同	一三三、二一〇	持 某 ほか 三名											
(関東信越国税局)																
(四八九)	太田	太田	所得税	所得税	一九六、六五〇	川崎 村 某										
							(四九〇)	高崎	同	同	田村 某					
(四九一)	沼田	沼田	所得税、再評価税	所得税、再評価税	一三九、一三八	水上銅鉛株式会社										
(大阪国税局)																
(四九二)	堺	堺	再評価税	再評価税	三五〇、九二〇	高橋 某										
(四九三)	中京	中京	所得税	所得税	一四四、二四〇	高木 某										
(四九四)	長浜	長浜	戦時補償特別税	戦時補償特別税	一〇〇、〇〇〇	広瀬バルブ工業株式会社										
(札幌国税局)																
(四九五)	旭川	旭川	所得税	所得税	一一二、八七〇	矢野 某										
(四九六)	釧路	釧路	同	同	二六六、六一〇	沼館 某 ほか 一名										
(仙台国税局)																
(四九七)	八戸	八戸	所得税	所得税	一九三、三八〇	越後 某										

(広島国税局)

(四九八)	呉	呉	所得税、法人税	所得税、法人税	三六八、八五九	株式会社呉製砥所ほか一名
(四九九)	尾道	尾道	所得税	所得税	二二五、八四九	尾道造船株式会社
(五〇〇)	玉島	玉島	同	同	二五四、六二〇	川上 某
(五〇一)	府中	府中	所得税、相続税	所得税、相続税	四〇七、四二〇	平川 某

(高松国税局)

(五〇二)	坂出	坂出	法人税	法人税	一六五、八四〇	野田産業株式会社
(五〇三)	高知	高知	所得税、相続税、富裕税、再評価税	所得税、相続税、富裕税、再評価税	五二五、五九〇	石川 某

(福岡国税局)

(五〇四)	博多	博多	所得税	所得税	五七六、四一〇	水野 某
計					八、九六〇、三九五	

未収金

(五〇五) 使用料の算定等を誤ったもの

(一般会計) (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金
 東海財務局で、昭和二十三年二月以降中部電力株式会社で使用させていた四日市市所在元第二海軍燃料廠の静電蓄電器四八台および付属施設を、二十八年二月同会社に売り渡しているが、右期間の使用料の算定を誤ったなどのため徴収不足となっていたものが五四九、一七五円ある。

右は、本件機械の使用当初から二十八年二月売渡時までの使用料を徴収すべきであったのに、二十七年三月までの分一、〇七八、四七七円だけを徴収決定したため三四五、八九三円が徴収不足となり、また、右徴収決定済額のうち静電蓄電器に対する分は二二五、八六八円とすべきを誤って二二、五八六円と計算したため二〇三、二八二円が徴収不足となっていたものであって、本院の注意により二十八年十一月前記不足額を収納した。

物 件

(五〇六) 非鉄金属の売渡にあたり価格の算定を誤ったもの

(一般会計) (部)雑収入 (款)諸収入 (項)不用物品等売払代
中国財務局呉出張所で、昭和二十七年八月、随意契約により日本伸銅株式会社に呉市所在元呉海軍工廠の非鉄金属六・五トン(兼鉛五トン、込真ちゅう一・五トン)を三八一、四〇〇円で売り渡しているが、右価額の計算にあたり込真ちゅうの価額を二九七、四九五円とすべきであったのに誤って二九、七四九円五〇としたため二六七、七四五円低価となっていたので注意したところ、同額について二十八年十月収納した。

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

(一) 昭和二十六年年度決算検査報告第二章第四節第四中不当事項に掲記した分

(各件の上部の数字は昭和二十六年年度決算検査報告のページ数を示し、()内の数字は同検査報告の番号を示す。)

七五(六四) 電力用地下ケーブルの売渡にあたり処置当を得ないもの

関東財務局横浜財務部 収納未済額三、二二六、三九〇円についてはまだ収納の報告に接していない。

(七〇) 国有財産の貸付料および売渡代金の収納処置当を得ないもの

(一〇) 八二(七〇) 関東財務局 収納未済額一、三九七、五四六円のうち、八九七、五四六円についてはまだ収納の報告に接していない。

同 (七二) 関東財務局 収納未済額一、〇三九、二二二円のうち、六九五、九六四円についてはまだ収納の報告に接していない。

同 (七三) 関東財務局 収納未済額九一二、一一〇円についてはまだ収納の報告に接していない。

同 (七四) 関東財務局 収納未済額八四三、八九八円についてはまだ未納の報告に接していない。

八三(八〇) 東海財務局 収納未済額三、〇三二、三九〇円のうち、二、五二五、九六二円についてはまだ収納の報告に接していない。

同 (八二) 東海財務局 収納未済額一、一一九、四一〇円についてはまだ収納の報告に接していない。

八三(八三) 東海財務局 収納未済額九六八、九八七円のうち、六六八、七六一円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (八四) 東海財務局 収納未済額八三八、三三九円のうち、八三五、五一〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (八七) 中国財務局 収納未済額一、六八一、三七五円についてはまだ収納の報告に接していません。

八四(八九) 中国財務局 収納未済額六三四、九九三円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (九一) 関東財務局 収納未済額三、五九九、七八一円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (九三) 関東財務局 収納未済額一、九〇五、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (九四) 関東財務局 収納未済額一、五六五、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

八五(九六) 関東財務局 収納未済額九六六、八九七円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (九七) 関東財務局 収納未済額九三二、三三〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (九八) 関東財務局 収納未済額九一七、五七〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (九九) 関東財務局 収納未済額八八〇、八六〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (一〇〇) 関東財務局 収納未済額八四一、一九六円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (一〇一) 関東財務局 収納未済額七〇〇、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (一〇二) 関東財務局 収納未済額七二五、六六〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (一〇三) 関東財務局 収納未済額七一五、三六二円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (一〇六) 東北財務局 収納未済額七四〇、九三五円についてはまだ収納の報告に接していません。

八六(一〇七) 東海財務局 収納未済額九〇〇、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (一〇九) 北陸財務局 収納未済額一、九五〇、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

(一) 昭和二十六年年度決算検査報告第二章第四節第四中既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況(一)に掲記した分(昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第四および第三章第二節第三参照)

(各件の上部の数字は昭和二十六年年度決算検査報告のページ数を示し、()内の数字は昭和二十五年年度決算検査報告の番号を示す。

(一一五) 国有財産の管理および処分に関し処置当を得ないもの

(一四一)

一一二(一一五) 関東財務局 収納未済額二、五九二、八〇四円にその後判明した二、七九八、四七四円を加算した五、三九一、二七八円のうち、三、六九二、九一七円についてはまだ収納の報告に接していない。

同 (一一七) 関東財務局 収納未済額五、八一六、一六〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

同 (一一九) 関東財務局 収納未済額一、二〇〇、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していません。

(食糧配給公団)

(一〇五六)

商品代金の回収処置当を得ないもの

(一〇六〇)

一三二(一〇五六) 秋田県支局横手ほか四支所 回収未済額四、四〇七、七三七円のうち、四、三九六、九五八円につ

いてはまだ収納の報告に接していない。

(三) 昭和二十六年年度決算検査報告第二章第四節第四中既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況(二)に掲記した分(昭和二十四年度決算検査報告第五章第二節第七および第三節第三参照)

(各件の上部の数字は昭和二十五年年度決算検査報告のページ数を示し、()内の数字は昭和二十四年度決算検査報告の番号を示す。)

(農 林 省)

一三三(四九〇) 収納未済が多額のもの

林野庁管下各木炭事務所 収納未済額八一四、八六〇、三〇六円のほか、その後新たに徴収決定した四三、一九三、二二八円を加算した八五八、〇五三、四三四円のうち、八〇四、四一五、八〇三円についてはまだ収納の報告に接していません。

(飼料配給公団)

一三三(七〇三) 商品代金の回収処置当を得ないもの

飼料配給公団 回収未済額三、一一一、〇三三円についてはまだ回収の報告に接していない。

(食料品配給公団)

一三三(七一四) 商品代金の回収処置当を得ないもの

食料品配給公団アミノ酸局 回収未済額九八八、〇九三円のうち、九七六、三七〇円についてはまだ回収の報告に接していない。

一二四(七二一) 資金の管理当を得ないもの

食料品配給公団佐賀支部 回収未済額一、五一八、四九二円についてはまだ回収の報告に接していない。

第七 文 部 省

不 当 事 項

(一) 一般会計

補助金

(五〇七) 災害復旧工事に対する国庫補助金の経理当を得ないもの
(五三二)

(組織) 文部本省 (項) 公立文教施設災害復旧費補助 ほか一科目

昭和二十七年年度における公立文教施設災害復旧費補助金、公立学校建物風水害復旧費補助金および公立学校建物其他復旧費補助金は、二十五年以降の台風および十勝沖震災によって災害を受けた公立学校の建物復旧について、文部省において定めた全壊、半壊、大破の区分別復旧基準費の二分の一以内を補助するものであり、また、被害の状況等により原形復旧が実情にそわない場合は、その金額の範囲内において新築、改築を認めることができることとしたものであるが、この国庫補助金の経理についての実態に関する北海道ほか一六府県での本院会計実地検査の結果によると、国庫補助金の効果的使用上遺憾な事例がある。

すなわち、事業主体は実際の被害より以上に災害があつたように報告したうえ国庫補助金を申請してその交付を受け、これを校舎の整備に使用したりまたは老朽危険な校舎の改築費に充てているものがあるほか、査定を受けた補助対象工事の実費が補助基本額に達しない場合は、他の査定を受けていなかった学校施設の改善等

の経費まで補助対象工事費のうちに含まれるなど適確な経理をしていなかったものなどで、そのおもな事例をあげると左のとおりである。

このような事態を生じたのは、事業主体における作為もさることながら、文部省において、被害区分の適用についての指示が明確でなかつたばかりでなく、現地調査が行き届きかねて査定が適確に行われないうまま申請どおりに国庫補助金を交付し、その後の是正監督も不十分であつたことに因るものと認められる。

(一) 被害を過大に扱つて国庫補助金の交付を受け新築または改築をしたもの

県名	事業主体	工事	国庫補助金交付額	摘	要
(五〇七) 富山県	中新川郡山加積村	山加積小学校東福寺分校二十六年災害復旧	五〇六、二〇〇円	全壊七坪、半壊六九坪として五一坪の新築工事費に対する国庫補助金の交付を受けているが、同災害に因る被害の事実はない。	
(五〇八) 福井県	坂井郡本荘村	新郷小学校二十六年災害復旧	一、〇六〇、五〇〇	半壊二一〇坪として改築一四〇坪の承認を受け、新築一七一坪を施行しているが、災害後被害建物を一年余使用している状況からみて半壊とは認められない。	
(五〇九) 同	三方郡南西郷村	南西郷小学校二十五年災害復旧	五〇五、〇〇〇	半壊七〇坪として改築六七坪の承認を受け、新築一〇七坪を施行しているが、災害後被害建物を一年余使用している状況からみて半壊とは認められない。	
(五一〇) 同	敦賀郡愛発村	西愛発小学校二十五年、二十六年災害復旧	一、三三三、〇〇〇	半壊二二〇坪、大破一九〇坪として改築一一八坪、補修六〇坪の承認を受け、新築二五五坪を施行しているが、災害後被害建物を二年余使用している状況からみて半壊とは認められない。	

第二章 第四節 第七 文部省 (五一—五二八)

府県名 事業主体 工 事 額 国庫補助金交付済

(五一)	静岡県 伊東市	伊東中学校二十七年災害復旧	六〇五、五〇〇円
(五二)	大阪府 大阪	東小路小学校二十五年災害復旧	一、四八九、四五〇
(五三)	同 同	南恩加島小学校二十五年災害復旧	二、五八六、〇〇〇
(五四)	同 同	育和小学校二十五年災害復旧	一、六四三、一五〇
(五五)	同 同	西淡路小学校二十五年災害復旧	一、〇九六、二〇〇
(五六)	同 同	片江小学校二十五年災害復旧	二、三二五、二〇〇
(五七)	同 同	津守小学校二十五年災害復旧	一、九二五、九五〇
(五二八)	同 堺市	踞尾小学校二十五年災害復旧	五五五、五〇〇

摘

一四四

要

半壊三三九坪、大破一〇五坪として、新築五七坪の承認を受け、新築八二・五坪を施行しているが、災害後被害建物を一年余使用している状況からみて半壊とは認められない。

大破六九二坪として新築一九三坪の承認を受け、これを施行しているが、実際は大破一五二坪にすぎない。

半壊五〇三坪、大破六七七坪として新築二六六坪の承認を受け、これを施行しているが、実際は大破五〇三坪にすぎない。

大破六四〇坪として新築一七三坪の承認を受け、これを施行しているが、実際は大破八二坪にすぎない。

大破五四四坪として新築一四二坪の承認を受け、これを施行しているが、実際は大破一六二坪にすぎない。

半壊三七〇坪として新築二七九坪の承認を受け、これを施行しているが、実際は大破一五九坪にすぎない。

半壊四八五坪、大破五五四坪として、新築四六五坪の承認を受け、これを施行しているが、実際は大破四八五坪にすぎない。

半壊一一〇坪、大破一八八坪として新築五〇坪の承認を受け、これを施行しているが、実際は半壊三四坪、大破一三八坪にすぎない。

(五一)	同 同	中河内郡柏原町 柏原小学校二十五年災害復旧	二、二二二、〇〇〇
(五二)	同 同	茨木市 三島小学校二十五年災害復旧	七五七、五〇〇
(五二一)	兵庫県 明石	人丸小学校二十六年災害復旧	六八一、七五〇
(五二二)	同 同	氷上郡船城村 船城小学校二十六年災害復旧	六五一、四五〇
(五二三)	大分県 宇佐郡駅館村外二ヶ村中学校組合	駅川中学校二十五年災害復旧	七〇七、〇〇〇
(五二四)	鹿児島 肝属郡串良町	串良高等学校二十五年災害復旧	八七一、一〇〇
(五二五)	同 同	串良中学校二十六年災害復旧	一、一六一、五〇〇

(二) 補助対象工事の実費が補助基本額に達しないもの

第二章 第四節 第七 文部省 (五一—五二五)

一四五

全壊一〇〇坪、半壊四九〇坪、大破一五〇坪として新築二〇〇坪の承認を受け、これを施行しているが、実際は半壊一〇〇坪、大破三二〇坪にすぎない。

大破九一坪として改築一〇〇坪の承認を受け、改築二二七・五坪を施行しているが、実際は大破二〇坪にすぎない。

半壊二二〇坪として改築九〇坪の承認を受け、新築一〇四・六坪を施行しているが、災害後被害建物を一年余使用している状況からみて半壊とは認められない。

半壊一〇〇坪として改築八六坪の承認を受け、新築二九六・四坪を施行しているが、災害後被害建物を一年余使用している状況からみて半壊とは認められない。

半壊一〇〇坪として改築一〇〇坪の承認を受け、新築一八三・七五坪を施行しているが、災害後被害建物を二年余使用している状況からみて半壊とは認められない。

全壊七五坪として新築七五坪の承認を受け、新築一三七坪を施行しているが、災害後被害建物を二年余使用している状況からみて全壊とは認められない。

全壊一〇〇坪として新築一〇〇坪の承認を受け、これを施行しているが、うち六六坪は災害後被害建物を一年余使用している状況からみて全壊とは認められない。

道県名	事業主体	工 事	補助対象とした工 事費	同上に対する国庫 補助金交付済額	実 際 工 事 費
(五二六)	北海道	中川郡豊頃村	二宮中学校十勝沖震 災復旧 円	同上 円	六四八、五三〇
(五二七)	同	同	礼文内小学校十勝沖 震災復旧	一、〇一九、〇〇〇	
(五二八)	同	十勝郡大津村	生花苗小学校十勝沖 震災復旧	五〇一、〇〇〇	四六五、五〇〇
(五二九)	愛知県	名古屋 市	野立小学校二十六年 災害復旧	一、一五五、〇〇〇	一、五〇七、〇〇〇
(五三〇)	大分 県	白 杵 市	海辺小学校二十六年 災害復旧	三六五、〇〇〇	六八、〇一〇
(五三一)	同	同	市浜小学校二十六年 災害復旧	四九〇、〇〇〇	四〇一、〇一五
(五三二)	同	直入郡竹田町	竹田第二中学校二十 六年災害復旧	三五〇、〇〇〇	二二九、五〇〇
			一、八二〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	一、〇三五、〇〇〇

是正させた事項

工 事

(五三三) 工事の出来高が不足していたもの

(一般会計) (組織)国立学校 (項)大学附属病院
千葉大学で、昭和二十七年九月、八洲建設株式会社に医学部附属病院精神科病とう修繕工事を、二、八八〇、〇〇〇円で請

け負わせているが、検収および監督が不十分なため三〇〇、二二七円が出来高不足となっていたので注意したところ、二十八年四月請負人の負担で手直しをした。

右工事のうち陸屋根防水工事は契約図面によれば押えシンダーコンクリートおよび同目地の厚さ平均二寸、防水モルタル塗りおよび同目地の厚さ六分となっているのに、二十八年三月本院において実測した結果によると、押えシンダーコンクリートおよび同目地は厚さ平均一寸五分、防水モルタル塗りおよび同目地は厚さ三分であって出来高不足であるのに、契約どおり完成したものととして検収したため請負代金の全額を支払ったものである。

第八 厚生 省

不 当 事 項

(一 般 会 計)

物 件

(五三四) 物品の購入にあたり処置当を得ないもの

(組織)国立予防衛生研究所 (項)血清其他製造及検定費
国立予防衛生研究所で、昭和二十八年三月、検定費予算残で日本医療電気株式会社に対しマツダX線装置お

よび付属品の購入代金として三、二五七、〇〇〇円を支払っているが、これを装置する計画であった旧海軍大学建物は、二十八年十一月現在に至るも駐留軍がまだ使用しており、返還のみとおしがなく、は行購入となっている。

なお、本件納入については一応現品の検収処理をし、そのまま同会社に保管させていたが、その後同会社は、実際に装置する際は同一品を納入することとして現品を他に売却しており、他方、同研究所では支払金額と同額の保証金を提出させている。

補助金

(五三五) (五八一) 国庫補助金等の経理当を得ないもの

(昭和二十六年) (部) 社会及労働施設費 (款) 社会保険費 (項) 国民健康保険費

(部) 雑収入 (款) 諸収入 (項) 弁償及返納金

(組織) 厚生本省 (項) 国民健康保険助成費

厚生省所管の国庫補助金、交付金等は、昭和二十六年に確立した結核予防対策を実施するため格段に増大した結核予防事業を初めその他各種の疾病予防事業、生活保護事業、上下水道事業等に対する国庫補助金ならびに国民健康保険事業に対する二十七年から実施した振興奨励交付金、再建整備資金貸付金等多種多様になつてゐる。

本院において、二十八年中、これら国庫補助金、交付金等の交付状況および補助団体における経理状況の実態について、北海道ほか二四都府県およびその管内の市町村等の一部を实地に調査した結果によると、当局者において条件を具備しない団体に対し交付金、貸付金等の指令をしたものがあるほか、補助団体における補助事業費等の経理が適確でないものがきわめて多く、厚生省に提出した事業費の精算書において補助不足分があるとしているものについても、その補助基本額中に補助対象外の事業費を含めたり、または事業に伴う収入があるときは事業費から控除することとなつてゐるのにその収入を実際より少額に計上したりして、かえつて補助超過となるものがあるような状況で、補助超過額があるとしても、適正に計算するとその超過額が増大するなどの結果をきたしている。

右のような不適確な経理を是正した場合生ずる国庫補助金、交付金等の差額計算を示すと、別項に記述したとおり四四、五八一、九二七円に及ぶ状況である。

このような遺憾な事態を生ずる原因を考察すると、これら国庫補助金等の交付先は広く自治団体、法人、個人にわたつていて、事業実施の箇所に至つてはその数きわめて多く、国庫補助金等を受けた者においても経理を適実に処理しないうらみがあり、たとえば、都道府県の保健所において補助対象とならない事業費との間の経費の経理区分を正確に処理することが困難な現状であつたり、また、補助団体側においても、国庫補助金、交付金等がなるべく多額に交付されるようにとの意図のもとに経理上の作為をするなどの傾向があることは否

定することができない事実である。しかして、他方、当局者において、多種目にわたる国庫補助金、交付金等の交付について審査の適切を期し、また、交付後の指導監督を徹底して精算の正確な処理をすることについては相当困難な事情があるとは想察するが、これらの点についての工夫改善ならびにその実施についてははみるべきものの乏しいのも前記の遺憾な事例が例年累発している一因をなすものと思料される。

すなわち、当局においては、国庫補助金、交付金等についての国の債務を決定する支出負担行為担当官はこれを本省に置き、補助指令等に基く国庫補助金等の支出をする事務はこれを各都道府県出納長に委任し、補助申請書、精算書等の書面は都道府県を経由することに扱っているだけで、その処理すべき事務の範囲が必ずしも明確になっていない。これら国庫補助金の効果的使用および経理の適実性を確保するについて関係機関の職責遂行上更に改善の要があると認められるので主管大臣に対し二十八年七月二十五日別項(第二章第六節参照)記載のとおり国庫補助金等の経理について改善意見を表示した。

(一) 結核、性病および伝染病予防事業等に対する国庫補助金等について
(五三五) 本件国庫補助金は、事業に要した経費から事業に伴う収入を控除して精算することとなっているのに、補助基本額に補助の対象とならない土地、建物、自動車購入費、人件費等を含めていたり、受診者から徴収した健康診断料、治療料金等の事業収入を控除しなかつたものがあつて、厚生省に提出した精算書では補助不足となつていたものがかえつて補助超過となり、または補助超過額が更に多くなり、返納を要するものが二七、四二九、〇三五円あり、うち一事項二十万円以上のものが左のとおり三六件二七、三〇二、五四八円ある。

(1) 結核予防費補助金

支出庁	補助団体	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(五三五) 北海道	北海道	一、五一五、四八〇	七五七、七四〇
(五三六) 山形県	山形県	三、一〇八、五七六	六五七、一五三
(五三七) 東京都	東京都	一、三一九、三六九	六五九、六八四
(五三八) 神奈川県	神奈川県	一、二五九、二〇〇	六二九、五九九
(五三九) 富山県	富山県	四四四、三三六	二二二、一六八
(五四〇) 山梨県	山梨県	一、八五七、〇九三	九二八、〇八三
(五四一) 愛知県	名古屋府	一、七三〇、八一三	八六五、四〇六
(五四二) 大阪府	大阪府	六一六、七〇五	三〇八、三五二
(五四三) 同府	大阪府	九、八六四、五七四	四、八八二、二八七
(五四四) 兵庫県	姫路市	一、三五六、三二三	六七八、一六二
(五四五) 奈良県	奈良県	五一六、八五五	二五八、四二七
(五四六) 鳥取県	鳥取県	四、七六〇、一七七	二、三八〇、〇八九
(五四七) 広島県	広島県	五五三、八九三	二七六、九四六
(五四八) 徳島県	徳島県	六三七、七六一	三一八、八八〇
(五四九) 長崎県	長崎県	二、一九八、八八四	一、〇五九、九四二
(五五〇) 宮崎県	宮崎県	七二六、九〇一	三六三、四五一
計		三三、三三七、九四〇	一五、二四六、三六九

(2) 療養所運営費補助金

第二章 第四節 第八 厚生省 (五三五—五五〇)

(五五一)	東京 都	財団法人浄風園病院	補助基本額から控除すべき額	二、三七一、〇〇〇 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	一、一八〇、〇〇〇 円
(五五二)	同	財団法人日本基督教愛隣会救世軍清心療養園	補助基本額から控除すべき額	二、三四七、三四〇 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	一、一四〇、八五九 円
(五五三)	同	財団法人結核予防会結核研究所附属療養所	補助基本額から控除すべき額	一、七一八、八四六 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	八五八、九六五 円
(五五四)	同	財団法人多摩済生院	補助基本額から控除すべき額	一、〇七五、〇四八 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	五一九、三七一 円
(五五五)	山梨 県	財団法人山梨厚生会	補助基本額から控除すべき額	一、〇四五、三四〇 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	三〇八、一〇二 円
計				八、五五七、五七四 円		四、〇〇七、二九七 円

(3) 療養所設置費補助金

(五五六)	兵庫 県	補助基本額から控除すべき額	一、六六八、一九五 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	七三一、三六八 円
-------	------	---------------	-------------	-------------------	-----------

(4) 性病予防費補助金

(五五七)	北海道	補助基本額から控除すべき額	四、七五三、五三七 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	二五七、九四一 円
(五五八)	山形 県	補助基本額から控除すべき額	一、一七九、七〇四 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	五八九、八五二 円
(五五九)	富山 県	補助基本額から控除すべき額	六五二、〇一六 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	二〇三、七二八 円
(五六〇)	大阪 府	補助基本額から控除すべき額	一、四五六、六七〇 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	七二八、三三五 円
(五六一)	鳥取 県	補助基本額から控除すべき額	六〇六、二一一 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	三〇三、一〇六 円
(五六二)	山口 県	補助基本額から控除すべき額	二、二四一、一九八 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	一、〇八三、六五〇 円
計			一〇、八八九、三三六 円		三、一六六、六一二 円

(5) 法定伝染病予防補助金

(五六三)	東京都	補助基本額から控除すべき額	三、五四七、六一七 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	一、一八二、五三九 円
(五六四)	神奈川県	補助基本額から控除すべき額	五八四、一三二 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	二九二、〇六六 円
計			四、一三一、七四九 円		一、四七四、六〇五 円

(6) 寄生虫病予防補助金

(五六五)	山梨 県	補助基本額から控除すべき額	一、七〇六、〇〇四 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	二七三、五五三 円
-------	------	---------------	-------------	-------------------	-----------

(7) 保健所費補助金

(五六六)	宮崎 県	補助基本額から控除すべき額	一、六三四、六〇五 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	六二九、三六一 円
-------	------	---------------	-------------	-------------------	-----------

(8) 防疫業務委託費

(五六七)	神奈川県	事業費から控除すべき額	三三四、一四五 円	委託費支出済額中返納を要する額	三〇八、四六〇 円
-------	------	-------------	-----------	-----------------	-----------

(9) 生活保護費補助金

(五六八)	福岡 県	補助基本額から控除すべき額	四九二、二二一 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額	三九三、七七七 円
-------	------	---------------	-----------	-------------------	-----------

(10) 生活保護法施行事務費補助金

支出庁	補助団体	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(五六九) 千葉県	千葉県	一、四三一、三七七	四七三、六三九
(五七〇) 福岡県	福岡県	二、七一三、〇八六	五九七、五〇七
計		四、一四四、四六三	一、〇七一、一四六

(一一) 国民健康保険事業に対する国庫補助金等について

(五七一) 国庫補助金または貸付金の返納もしくは償還を要するものが六、四三九、一〇〇円あり、うち一事項二十万円以上のものが左のとおり七件三、六八一、九二四円ある。

このような事態を生じたのは国民健康保険事業が保険料収納の不成績と受診率の増加等に伴う診療報酬の増大とにより収支の均衡を失し、事業の運営が困難となるに従い保険者が事実相違する申請をして正当補助または貸付額以上の交付を受けようとする傾向に因ることも否定することができないが、本事業を遂行する意欲が減退するのをおそれ、監督官庁においてこれら国庫補助金等の交付の際の審査やその後の経理に対し指導監督が十分でなかつたことがおもな原因と認められる。

(1) 事務費補助金

精算書の補助基本額に補助の対象とならない直営病院職員の俸給等を含めていたりまたは事業を休止していたものに国庫補助金を交付したものである。

支出庁	保険者	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(五七一) 広島県	安芸郡音戸町	四五六、四〇八	一六三、八六三
(五七二) 福岡県	鞍手郡若宮町	三三五、五〇〇	三三五、五〇〇
計		七九一、九〇八	五九九、三六三

(2) 直営診療所設置費補助金

補助の対象となつた建物、医療機械を設備していないのに補助基本額の精算にこれらの経費を含めていたもの

支出庁	保険者	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(五七三) 福岡県	三井郡草野町	二、四四六、一八九	五七四、九〇五

(3) 振興奨励交付金および再建整備資金貸付金

交付および貸付けの要件が保険料収納割合七〇%以上等と定められているのにこれらの要件に達していないものに交付または貸付けしたもの、または交付および貸付けの要件には適合しているが保険料調定額等および一般会計繰入金事実と相違しているので超過交付および超過貸付となつていているもの

支出庁	保険者	正当交付金または正当貸付金から控除すべき額	交付金交付済額中返納を要する額または貸付金貸付済額中償還を要する額
(五七四) 大阪府	枚方市	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇

支出庁	保 險 者	正当交付金または正当貸付金 から控除すべき額	交付金交付済額中返納を要する額または貸付金貸付済額中償還を要する額
(五七五)	福 岡 県	田 川 市	二六〇、六五六
	小 計		四六〇、六五六
(再整備資金貸付金)			
(五七六)	大 阪 府	枚 方 市	一、七七五、〇〇〇
(五七七)	福 岡 県	飯 塚 市	二七二、〇〇〇
	小 計		二、〇四七、〇〇〇
	計		二、五〇七、六五六

(三) 水道事業に対する国庫補助金について

(五七八) 上下水道事業は、厚生、建設両省の共管で、両省間の協定もあつて工事のしゅん功認定は建設省がこれに
(五八一) 当ることとなつては、精算処理に關しては必要な両省間の連絡が行われていないうらみがあるばかりでなく、厚生省および補助団体は、単年度内に完成しがたい一連の全体工事計画についてはその全工事の終了を待つてその際審査して精算すれば足り、それまでは国庫補助金の交付を受けた事業費の範囲内であれば、工事箇所、内容、着工および完成時期、所要経費区分等の変更は制約を受けないものとして、当該年度分として審査決定を受けた具体的工事計画についてもみだりに工事箇所、工事計画内容、実施時期を変更して、その実態においては補助超過となつていものが北海道ほか七県において補助超過額一〇、七二三、七九二円ある。

これに対し、厚生省当局は、当該年度経過後に設計変更の名目で追認したり、また、なお追認に至っていないものもあるが、各年度ごとに補助対象工事費を決定して国庫補助金を交付し、また、当該年度分については年度末に精算すべき本件補助の経理としてはその処置適切でない。

しかして、補助超過があるものとして事業主体から精算書が提出されているものに対し、その返納処置を執らないままにしているものがまた少なくなく、二十五年度に交付した上水道特別鉱害復旧事業補助金のうち、山口ほか一県での四事業主体分補助超過額一、〇八八、一六〇円は、二十六年八月までに精算書が提出されているのに二十八年十月末に至るもまだその返納処置を講じていない。

いま、本院会計実地検査の結果、補助基本額となつてはいる事業費に資材の購入価額を水増ししたものの、事業に必要な数量をこえて購入した資材の価額が含まれているものなど国庫補助金の減額を要するものと認められた事例のおもなものを掲記すると左のとおりである。

支出庁	事 業	事業主体	事業年度	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中減額を要する額
(五七八)	徳 島 県	上水道地盤変動復旧	小 松 島 市	二六	一、五〇〇、〇〇〇 円
(五七九)	愛 媛 県	同	北宇和郡岩松町	二五	五七三、二七六
(五八〇)	同	同	越智郡波止浜町	〃	一、三〇七、九九二
(五八一)	福 岡 県	水道施設特別鉱害復旧	嘉穂郡山田町	二三から 二七まで	一、〇〇六、五三〇
	計				二、六九七、一六四

(厚生保険特別会計)

不正行為

(五八二) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

博多社会保険出張所で、昭和二十七年三月から四月までの間に、分任収入官吏地方事務官向井某により、保険料として収納し日本銀行に払い込まれるべき収入金をそのまま領得されたものが三、三三九、〇三〇円(うち二十八九月末現在補てんされた額二、七三三、七三七円)ある。

是正させた事項

未収金

(五八三) 健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの

(厚生保険特別会計) (健康勘定) (款) 保険料収入 (項) 保険料収入
(同) (年金勘定) (款) 保険料収入 (項) 保険料収入

健康保険および厚生年金保険の適用事業所は全国で約十九万三千あり、そのうち一、〇九四事業所について調査した結果、保険料についての徴収不足を是正させたものは一四七事業所で、健康保険保険料において三二一、四三五、五六六円、厚生年金

保険保険料において四、一五七、六四二円計三六、五九三、二〇八円あり、そのうち一事項十万円以上のものを都道府県ごとに集計すると左のとおり一七件三三三、二六二、九九三円である。

右のような徴収不足をきたしたのは、保険料算定の基礎となる標準報酬月額についての事業主の調査または他の関係機関との連絡が十分でなかったことがおもな原因と認められる。

都道府県名	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計	納付義務者
(五八三) 北海道	一七〇、六四〇円	二四、六六〇円	一九五、三〇〇円	道北乗合自動車株式会社
(五八四) 千葉県	三二四、八四〇	二八、三六五	三五三、二〇五	日本パイプ製造株式会社市川工場 ほか一事業所
(五八五) 東京都	三、二〇〇、九二〇	二七五、七九〇	三、四七六、七一〇	オオタ自動車株式会社ほか一四事業所
(五八六) 富山県	一、九五一、三三〇	一三六、三一〇	二、〇八七、六三〇	三越金属工業株式会社ほか七事業所
(五八七) 山梨県	一、〇一三、五二〇	一三〇、四四〇	一、一四三、九六〇	山梨交通株式会社ほか三事業所
(五八八) 静岡県	二、三五七、六三〇	二一三、八八五	二、五七一、五一五	鈴木産業株式会社ほか六事業所
(五八九) 愛知県	五一〇、三三〇	二八、七七〇	五三九、一〇〇	愛知陸運株式会社ほか二事業所
(五九〇) 三重県	二、五八二、九五〇	四一一、五五五	二、九九四、五〇五	伊賀運送株式会社ほか四事業所
(五九一) 大阪府	四、四七一、七〇〇	三五五、三七五	四、八二七、〇七五	日本羊毛工業株式会社ほか六事業所
(五九二) 兵庫県	二、五五八、七四〇	二〇七、〇八二	二、七六五、八二二	日本エヤーブレイキ株式会社ほか三事業所
(五九三) 奈良県	一、八〇〇、〇〇五	二九四、七二五	二、〇九四、七三〇	日本アスベスト株式会社王寺工場 ほか五事業所

県名	徴収不足		納付義務者
	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	
(五九四) 和歌山県	六〇九、六五六	二一七、一九五	東亜ネル工業株式会社ほか三事業所
(五九五) 岡山	二、〇八六、三四五	一六二、九六五	高屋織物株式会社ほか六事業所
(五九六) 山口	二、七五一、〇七〇	二、二四九、三一〇	協和醸造株式会社防府工場ほか四事業所
(五九七) 徳島	四三七、六七〇	一五七、七八五	中島木材工業株式会社
(五九八) 愛媛	二、四五五、二三〇	四九二、一三七	楠橋織物株式会社ほか五事業所
(五九九) 宮崎	三三七、三七五	四九、〇七五	株式会社山形屋宮崎支店ほか一事業所
計	二九、六一九、九四一	三、六四三、〇五二	

第九 農 林 省

(一) 食糧管理特別会計

昭和二十八年においては、売渡代金の徴収処置、原材料用および配給不適格食糧の売渡、外国食糧および包装材料の購入、食糧の集荷、運送、保管等の管理費ならびに現品の受払整理等に会計検査の重点を置き、食糧庁および三七食糧事務所についてその実地を検査したが、その結果、別項に記載したとおり、食糧の売渡にあたり処置当を得ないものが二件(一四九五、一四九六)、外国食糧の購入にあたり粗悪品を買い付けたものなどが四件(一四九七―

一五〇〇)、食糧集荷奨励金の支払方法が当を得なかったものが一件(一五〇三)、輸送にあたり不経済な運送をしたものが三件(一五〇四―一五〇六)、食糧の管理にあたり当を得なかったものが一件(一五〇二)、不急の麻袋を購入したものが一件(一五〇一)計一二件ある。

外国食糧の輸入については、その購入処置が当を得なかったため多額の値引をして原材料用に売り渡さなければならなくなったものなどが別項に記載したとおり三件(一四九七―一四九九)あるが、主要食糧確保のため諸般の事情があることは了とするも、このように多額の損失をきたすことのないよう今後一段の留意を要するものと認められる。

(二) 国有林野事業特別会計

本院においては前年に引き続き立木および林野加工品の処分には会計検査の重点を置き、あわせて国有林野の売渡状況に注意して実施したところ、素材の随意契約による処分は総処分量に対し六三%に当り、前年度の六一%に対し幾分上回っているが、これは利用分野未開拓のぶな材等を増産し随意契約で処分したことに因るものである。つて、このようなものを除けば特売数量は漸減している状況である。

林産物および国有林地の処分については、まくら木の調達および処分が適切でなかったもの、国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十七号)による売渡にあたり同法所定の整備事由に該当しないものを売り渡

したり、用材として利用することができものを低価な薪炭材として売り渡したものが別項に記載したとおり四件(一五〇七—一五二〇)ある。

なお、昭和二十七年事業損益計算において、過年度に更新済となっている林地のうち、成績不良の箇所に対し二十七年度中に改植等を行った面積一五、四〇六ヘクタールの造林費三七六、八三四、〇二三円は、損費に計上すべきであるのにこれをしていなかったたので注意して是正させた。

不当事項

(一般会計)

工 事 (六〇〇)(六〇一)

(六〇〇) 工事を請け負わずにあたり所要のダイナマイトを高価に見積ったもの

(組織)農林本省 (項)開拓事業費

仙台農地事務局で、昭和二十七年六月から二十八年二月までの間に三幸建設工業株式会社に請け負わせた白河矢吹開拓建設事業羽鳥貯水池築造第一期ほか一二工事について、工事用ダイナマイトの価格の見積が高価であったためひいて請負代金が約三百三十四万円高価に当たっていると認められる。

右は、総工事費を一五二、四六六、〇〇〇円と見積り、随意契約により同会社に一五二、一九六、〇〇〇円で請け負わせたものであるが、工事用ダイナマイトについては、新桐印ダイナマイト総量三〇、三二三キログラム(二、三四七・七箱)の価額を一〇箱以上三〇箱未満の少量を購入する際の小売価格キログラム当り四三七円を適用して総額一三、二五一、一五一円としたものであるが、本件のように多量を使用する場合は、当然五〇箱以上を購入する際の小売価格のキログラム当り三二六円五八を適用すべきであり、これに比べ本件は著しく高価となり、現に、請負人もこの価格で購入している状況である。

いま、仮に本件ダイナマイトをキログラム当り三二六円五八で計算したとすれば、総額九、九〇二、八八五円となり、本件は約三百三十四万円高価に当たっている。

(六〇一) 工事を請け負わずにあたり所要の電力量を過大に見積ったもの

(組織)農林本省 (項)土地改良事業費

岡山農地事務局で、昭和二十七年七月から十二月までの間に佐伯建設工業株式会社に請け負わせた児島湾沿岸農業水利事業サンドポンプ盛土工事について、工事用電力量を過大に見積ったためひいて請負代金が約二百九十六万円高価に当たっていると認められる。

右工事は、一、〇〇〇馬力および七五〇馬力の電動ポンプしゅんせつ船を使用して堤とう延長五八五メートルの間に三二〇、〇〇〇立米を盛土するため旭川河口から約三千四百メートルの間を二段送砂するもので、総

工事費を六六、五〇〇、〇〇〇円と見積り、随意契約により同会社と六五、七九二、〇〇〇円で契約したものであるが、しゅんせつ船の消費電力料金を立米当り七・五KWHの計算で総量二、四〇〇、〇〇〇KWHその金額一七、八一二、二〇〇円と見込んでいるが、一般に一、〇〇〇馬力ポンプしゅんせつ船の実働一時間当りの消費電力量は八〇〇KWH程度で、しゅんせつ能力は毎時三〇〇立米(本しゅんせつ船の実績は平均四一〇立米)であるから、立米当りの消費電力量は二・七KWHを見込めば足り、一、〇〇〇馬力のを二隻使用して二段送砂したとしてもその立米当りの使用量は五・四KWH程度であり、これに比べ本件所要電力量の計算は著しく過大となり、現に、請負人の使用実績も送電中のロス雑用電力量等を含めて立米当り四・五九KWH総量一、四六九、三一一KWHその金額一二、六六四、一五五円となっている状況である。

いま、仮に本件電力料金を立米当り五・四KWHとして計算したとしても総額一四、八〇九、六〇〇円となり、本件は約二百九十六万円高価に当たっている。

補助金

(六〇二) 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの (一四九四)

(組織)農林本省 (項)農業施設災害復旧事業費 ほか二科目

(組織)水産庁 (項)漁港施設災害復旧事業費 ほか一科目

(組織)林野庁 (項)山林事業費 ほか一科目

都、道、府、県、市、町、村、農業協同組合等が施行した土地改良、地盤沈下対策、漁港修築、林道開設および災害復旧等の工事に対する国庫補助金(国庫負担金を含む。以下同じ。)は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)等の根拠法規に基いて交付されたものであるが、本院において全国の工事現場六万五千九百余のうち五・八%に相当する三、八三〇を实地に検査したところ、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、設計が過大なもの、工事の施行が粗漏で補助の目的を達していないもの、災害復旧とは認められない改良工事を施行しているもの、他の工事と重複して査定されているものなどが多く、国庫補助金を除外すべきことの判明したものが、全国四六都道府県において、除外すべき額一工事十万円以上のものをあげると一、七五七工事六八七、三六八、四四四円に上る状況で、これを事項別に分類して示すと別表(折込)のとおりである。

この種不当工事については、既に昭和二十六年年度決算検査報告において多数指摘し、特に数府県については、事業主体の財政ひっ迫等に因り地元負担の軽減を図るため査定工事費よりも少額で工事を完成しようとした事実が多数あることが認められたので、本年度においては、全国都道府県について設計過大および出来高不足等の不当事実を工事費の経理の面からも裏付けることに配意した結果、右一、七五七工事のうち八六・二%に相当する一、五一五工事五八五、九七四、六一一円については、いずれもその表面上の経理は査定どおりの工事費を使用したこととしているが、実際のしゅん功額は国庫補助の対象となった工事費を下回り、事業主体は正

(別表)

都道府県名	類別	架空の工事を含めて災害復旧補助の対象としたもの		改良その他補助の対象としてはならない工事		二重に査定を受けたもの		工事の施行が粗漏れで目的を達していないもの		工事の出来高のもの	
		工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県	三	六七二、〇〇〇									
山形県											
福島県	一	一七二、五七五		一	一、二三五、〇〇〇						
茨城県				一	六七五、〇〇〇						
栃木県											
群馬県											
埼玉県											
千葉県				一	八四六、三三〇						
東京都											
神奈川県											
新潟県				二	一、〇三一、二〇〇						
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県				二	八八〇、三九四						
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県	二	七五〇、七五〇		一	一三〇、六五〇	八	一四、五三四、七五七				
三重県						一	四八一、〇〇〇				
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県	一	六三〇、五〇〇									
岡山県											
広島県				一	四四八、五一四						
山口県	二	三五六、〇二七		一	一、三二一、五三〇						
徳島県											
香川県											
愛媛県	二	八四四、五四五		二	五、〇二四、五〇〇						
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県				一	九七五、〇〇〇						
大分県											
宮崎県	一	八〇九、〇三四									
鹿児島県											
合計	二二	四、三三五、四三一		一三	一二、五六八、一〇八	九	一五、〇一五、七五七	五	四、三四三、一一〇、一八〇	五四、三	

事業主体が正当な自己負担をしていないもの

施工の出来高が不足しているもの

施工の設計が過大なもの

小計

計

別

都道府県名

別	計		小計		計		都道府県名
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	
北海道	四	二、一四三、一四〇	三	七七〇、一七六	七	二、九一三、三一六	北海
青森県	二	一、〇五四、八一	二	八八四、〇〇〇	四〇	一七、二四〇、八三八	青森
岩手県	三〇	八、三六七、六五八	二	二八九、四五四	三三	八、六五七、一一二	岩手
宮城県	八六	六四、八八六、〇一三	一五	一五、八八三、一三〇	一〇一	八〇、七六九、一四三	宮城
秋田県	四二	一一、九五七、五〇二	一六	二、九〇四、五一〇	五八	一四、八六二、〇一二	秋田
山形県	五〇	一一、九〇〇、九二三	一六	四、九九三、九六四	六六	一七、八九四、八八七	山形
茨城県	一六	四、七三九、五四一	二	五一八、〇五〇	一八	五、二五七、五九一	茨城
栃木県	一五	二、七八七、八九七	一四	二、三九三、三〇三	二九	五、一八一、二〇〇	栃木
群馬県	四六	一六、九二四、六六七	三	九九九、四〇〇	四九	一七、八八四、〇六七	群馬
埼玉県	二	二八一、四五〇	二	七〇八、五〇〇	四	九八九、九五〇	埼玉
千葉県	九	二、一七三、三〇七	一	三六二、八四八	一〇	二、五三六、一五五	千葉
東京都	二	四七四、六七九	二	四七四、六七九	二	四七四、六七九	東京
神奈川県	二二	一、七三七、六九八	九	一、四〇五、五九四	二二	三、一四三、二九二	神奈川
新潟県	五	七八五、二一七	一	二四五、七〇〇	六	一、〇三〇、九一七	新潟
富山県	一	二〇八、〇〇〇	一	一一三、七五〇	二	三三二、七五〇	富山
石川県	一七	五、一七七、三四五	一七	五、一七七、三四五	一七	五、一七七、三四五	石川
福井県	二七	六、七六五、九八九	二	五三〇、四五五	二七	六、七六五、九八九	福井
長野県	三六	一一、〇七〇、四〇四	二	一、八八四、一一九	四〇	一三、二九一、六六一	長野
岐阜県	三三	七、八三九、七二六	八	一一七、四〇〇	四二	九、七二三、八四五	岐阜
静岡県	四四	一四、八〇六、〇〇九	一	二二七、四〇〇	二四	六、七五二、六〇五	静岡
愛知県	五五	二五、九一〇、二九八	八	二、七九一、六四〇	六四	三〇、二九一、六六五	愛知
三重県	五	一、一四七、二五〇	七	一、三四三、五五〇	一二	二、四九〇、八〇〇	三重
滋賀県	一七	三、六六五、三九八	二	三六〇、〇八三	一九	四、〇二五、四八一	滋賀
京都府	一七	七、九一一、八八五	一八	一四、四二一、六四六	五〇	二二、九四三、五三一	京都
大阪府	三六	一七、四三三、三三八	二二	六、七五〇、八五九	五九	二四、八一七、〇〇七	大阪
兵庫県	三六	一七、四三三、三三八	二二	六、七五〇、八五九	五九	二四、八一七、〇〇七	兵庫
奈良県	一	二〇六、三三三	一	二〇六、三三三	一	二〇六、三三三	奈良
和歌山県	九	六、五四五、四二六	一一	五、九九〇、一一九	二二	一五、一一八、六四五	和歌山
鳥取県	六	八五一、〇二〇	一	二二二、九五〇	七	一、〇七三、九七〇	鳥取
島根県	一五	二、八八三、四三七	二	三五四、三五四	一七	三、三三七、七九一	島根
岡山県	一	三、三一六、三〇三	二	四二三、〇〇一	一五	五、五六四、〇〇三	岡山
広島県	三二	八、三七〇、三三〇	二	四二三、〇〇一	三四	九、九五六、八二一	広島
山口県	八二	二四、六二一、九〇四	三二	一〇、五五五、〇八五	一一三	三五、一七六、九八九	山口
徳島県	三三	九、九四八、七三七	二五	三〇、六二七、八二一	六二	四五、〇八四、三〇八	徳島
香川県	二七	五、九四九、二二一	五	一、三七八、四〇〇	三二	七、三二七、六二一	香川
愛媛県	四〇	二四、三六八、三八二	一三	六、二一八、四八一	五三	三〇、五八六、八六三	愛媛
高知県	四〇	二四、三六八、三八二	一三	六、二一八、四八一	五三	三〇、五八六、八六三	高知
福岡県	五六	一三、八二二、五九四	四	九八〇、六四一	六三	一六、七四〇、八二四	福岡
佐賀県	四	一、四七〇、二四三	二	四八七、〇九九	六	一、九五七、三四二	佐賀
長崎県	四	一、〇四八、四五〇	五	二、四八二、一四四	九	三、五三〇、五九四	長崎
熊本県	二〇	四、二二六、七〇〇	一	二四四、七九〇	二二	五、二四一、四九〇	熊本
大分県	二二	七、五二六、四四七	八	三、〇一五、八四三	三七	一六、一四七、八九〇	大分
宮崎県	五五	一七、一二六、四一〇	五	一、三九三、〇〇七	六五	二四、四八三、一六七	宮崎
鹿児島県	一一	二、三三二、二二五	一	一一五、二二二	一三	三、二四一、八四七	鹿児島
合計	二、一四三、一四〇	二、一四三、一四〇	七	七七〇、一七六	二二	二、九一三、三一六	合計